

第28回 茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

◇ 日 時 令和3年4月8日(木曜日)

午後3時00分から

◇ 場 所 南館8階 特別会議室

《次 第》

1 開 会

2 案 件

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等
について

(2) その他

3 閉 会

令和3年4月8日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年4月7日付け災対第1163号で示された「まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容」において、現行の要請内容に加え、新たに「大阪府域全域における不要不急の外出・移動自粛」及び「大阪市外の施設等に対し、4月9日から、午前5時～午後9時の営業時間短縮等の協力依頼」について要請されたことを踏まえ、下記のとおり決定・変更します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について（変更点）

- (1) 期間：4月9日～5月5日
- (2) 市主催（共催含む）のイベント等は市ホームページ等で周知します
- (3) 公共施設等の利用制限（利用不可）について
 - ①区分貸し施設：夜間区分等の午後9時以降
※なお、この利用制限に伴うキャンセルは利用料を還付します。
 - ②公共施設の休館等の詳細については別添のとおり

2 参考資料

- (1) 参考資料1 第27回茨木市新型コロナウイルス対策本部会議決定
(令和3年4月2日)
- (2) 参考資料2 令和3年4月7日付け災対第1163号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		現在	対策等	4/9 ～5/5	対策等
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎	○		○	
	北辰出張所	○		○	
斎場		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
福祉文化会館（オークシアター）		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。また、新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
市民総合センター（クリエイトセンター）		○		△	
教育センター		○	感染予防対策を徹底する。	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
消費生活センター		○		○	
市民活動センター		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	△	夜間区分の一部（水・金曜日、21時以降）の利用を制限する。新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。 ※交流サロンは利用不可
男女共生センターローズWAM		○		△	
生涯学習センターきらめき		○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。（音楽スタジオ、録音スタジオは密をさけるため、定員の50%に制限）	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。また、新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。（音楽スタジオ、録音スタジオは密をさけるため、定員の50%に制限）
保健	保健医療センター	○		○	感染症予防対策を徹底する。
	こども健康センター	○		○	感染症予防対策を徹底する。
東保健福祉センター		○		○	
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続き高唱を伴う全ての利用について制限する。	×	休館とする。
	福井多世代交流センター	○		×	
	葦原多世代交流センター	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続きこども活動室は閉鎖し、高唱を伴う全ての利用について制限する。	×	休館とする。
	沢池多世代交流センター	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続き高唱を伴う全ての利用について制限する。	×	休館とする。
	西河原多世代交流センター	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続きこども活動室は閉鎖し、高唱を伴う全ての利用について制限する。	×	休館とする。
	南茨木多世代交流センター	○	感染予防を徹底するよう通知するとともに、引き続き高唱を伴う全ての利用について制限する。	×	休館とする。
	いきいき交流広場	○	感染予防を徹底するよう各広場に通知するとともに、引き続き高唱を伴う全ての利用について制限する。	×	休所とする。
	コミュニティデイハウス	○	感染予防を徹底することを通知するとともに、引き続きカラオケの禁止、食事中の会話を禁止した上での食事の提供は実施	×	閉所
	街かどデイハウス	○		×	
障害者（児）福祉	障害福祉センターハートフル	○	貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止は継続。	○	貸室における定員数の削減や歌唱・高唱の禁止は継続。
	障害者就労支援センターかしの木園	○		○	
	障害者生活支援センターともしび園	○		○	
	あけぼの学園	○		○	通園バスは自主登降園の協力を呼びかけ
	すくすく親子教室	○		○	
子育て支援	子育て支援総合センター	○	定員制限緩和（スマイル定員8人に）	○	定員制限見直し（スマイル定員6人に）
	子育てすこやかセンター	○	定員制限緩和（ちゃお定員6組に）	○	感染症対策を徹底のうえ開催（ちゃお親子教室、一時保育はっぴい） 定員制限見直し（室内開放・イベント定員4組に）

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		現在	対策等	4/9 ～5/5	対策等
体育館	市民体育館	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。	△	夜間（21時以降）の利用を制限する。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。
	福井市民体育館	○		△	
	南市民体育館	○		△	
	東市民体育館	○		△	
プール	西河原市民プール	○	夏季のみ営業	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。
	中条市民プール	×		×	
	五十鈴市民プール	○		○	
運動広場・グラウンド・庭球場等	東雲運動広場グラウンド	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。 ※△の施設は更衣室等が使用不可	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。 ※△の施設は更衣室等が使用不可
	春日丘運動広場グラウンド	○		○	
	若園運動広場グラウンド	○		○	
	福井運動広場グラウンド	○		○	
	桑原運動広場グラウンド	△		△	
	桑原運動広場フットサル場	△		△	
	桑原ふれあい運動広場	△		△	
	中央公園北グラウンド	○		○	
	中央公園南グラウンド	○		○	
	島3号公園大グラウンド	○		○	
	島3号公園小グラウンド	○		○	
	西河原公園北グラウンド	△		△	
	西河原公園南グラウンド	○		○	
	若園公園グラウンド	○		○	
	水尾公園グラウンド	○		○	
	沢良宜公園グラウンド	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	○		○	
	東雲運動広場庭球場	○		○	
	春日丘運動広場庭球場	○		○	
	福井運動広場庭球場	○		○	
	桑原運動広場庭球場	△		△	
	若園公園庭球場	○		○	
	西河原公園北庭球場	△		△	
	西河原公園南庭球場	○		○	
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	○		○	
	郡山公園庭球場	○		○	
	西河原公園屋内運動場	△		△	
	春日丘運動広場弓道場	○		○	
	IBALAB@広場	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行イベント主催者に依頼。	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行イベント主催者に依頼。
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘		△	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。 ※娯楽室は利用不可	△	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）に基づいた対応を行う。 ※娯楽室は利用不可

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名	現在	対策等	4/9 ～5/5	対策等
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	△
	中津コミュニティセンター	○		△
	庄栄コミュニティセンター	○		△
	水尾コミュニティセンター	○		△
	郡コミュニティセンター	○		△
	西河原コミュニティセンター	○		△
	穂積コミュニティセンター	○		△
	畠田コミュニティセンター	○		△
	東コミュニティセンター	○		△
	豊川コミュニティセンター	○		△
	彩都西コミュニティセンター	○		△
	三島コミュニティセンター	○		△
	大池コミュニティセンター	○		△
	春日コミュニティセンター	○		△
	東奈良コミュニティセンター	○		△
	沢池コミュニティセンター	○		△
	山手台コミュニティセンター	○		△
	玉樹コミュニティセンター	○		△
公民館	茨木公民館	○	①施設の利用は午後10時までとする。 ②各室の利用は定員の100%以内とする。 ③「3密」を避ける等の利用制限あり。	△
	春日丘公民館	○		△
	中条公民館	○		△
	安威公民館	○		△
	玉島公民館	○		△
	福井公民館	○		△
	清溪公民館	○		△
	見山公民館	○		△
	石河公民館	○		△
	太田公民館	○		△
	太田公民館分室	○		△
	天王公民館	○		△
	郡山公民館	○		△
	耳原公民館	○		△
	白川公民館	○		△
	西公民館	○		△

市公共施設の開館予定表

別添資料

○：通常どおりの開館、△：一部閉館、×：閉館

施設名		現在	対策等	4/9 ～5/5	対策等
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	△	夜間区分の一部（21時以降）の利用を制限する。また、新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター				
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター				
文化施設	文化財資料館	○		○	
	キリストん遺物史料館	○		○	
	川端康成文学館	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。	○	新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
	市立ギャラリー	○		○	
プラネタリウム（天文観覧室）		○		○	
青少年	上中条青少年センター	○	①施設の利用は午後10時までとする。 ②各室の利用は定員の100%以内とする。 ③「3密」を避ける等の利用制限あり。	△	施設の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
	青少年野外活動センター	○	「3密」を避ける利用制限あり。	△	共用部分の利用は午後9時までとする。 新型コロナウイルス感染拡大予防に関する運用マニュアル（ガイドライン・チェックリスト）等に基づいた対応を行う。
図書館	中央図書館（富士正晴記念館含む。）	○	「3密」を避ける利用制限あり。	○	「3密」を避ける利用制限あり。
里山センター（森の学び舎）		○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下とする。芝生広場・バーベキュー等については、当面の間、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止（イエローステージ期間中）	○	会議室等の貸室については、収容率の100%以下とする。芝生広場・バーベキュー等については、当面の間、家族利用に限定。センター主催のイベントは中止（イエローステージ期間中）

参考資料 1

令和3年4月2日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について

標記について、大阪府から令和3年4月1日付け災対第1107号で示された「まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容」を踏まえ、下記のとおり決定・変更します。

記

1 市主催（共催含む）の市民が参加するイベントや集会及び公共施設の対応について

- (1) 期 間：4月5日～5月5日
- (2) 対 応：適切な感染防止策等（※1）の実施を条件とします。
- (3) 市主催（共催含む）のイベント等、公共施設の休館等（別添のとおり）については市ホームページ等で周知します。

2 参考資料

令和3年4月1日付け災対第1107号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて」

※1：適切な感染防止策等（まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容）

- ①業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ②国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入又は名簿作成などの追跡対策の徹底をすること。
- ③イベント開催の要件は以下のとおり

期間	収容率	人数上限
4月5日 から 5月5日	<p>大声での歎声・声援等がないことを前提としうるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等・飲食を伴うが発声がないもの（※2） <p>100%以内 (席がない場合は適切な間隔)</p>	<p>大声での歎声・声援等が想定されるもの</p> <ul style="list-style-type: none">・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等 <p>50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)</p> <p>5,000人以下</p>

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。

すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歎声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

災対第1163号
令和3年4月7日

市町村長様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

府内では、感染が急拡大し医療提供体制も逼迫しています。このため、4月7日に「医療非常事態宣言」を発出しました。また、第44回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、レッドステージ1に移行するとともに、府民に対し、現行の要請内容に加え、新たに4月8日から「大阪府域全域における不要不急の外出・移動自粛」を要請することといたしました。

さらに、大阪市外の、運動施設・映画館・博物館・大規模商業施設等に対し、4月9日から、5時～21時の営業時間短縮（酒類の提供は11時～20時30分）等の協力依頼をすることといたしました。

つきましては、貴市町村におかれましても、本会議で決定された要請内容について、ホームページやSNS等で周知いただくななど、ご協力いただきますようお願いいたします。

別添資料1 まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

別添資料2 第44回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

(問い合わせ先)
代表：06-6941-0351
危機管理室 災害対策課
柴田・工藤・荒川（内4947、4948）

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

別添資料 1

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 4月5日～5月5日
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ

- 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底（特措法第31条の6第2項）
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（特措法第31条の6第2項）
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと
(特措法第24条第9項、第31条の6第2項)
- 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること（特措法第24条第9項）
- **大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること ※【4月8日から要請】**
(特措法第24条第9項)
- **大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること** (特措法第24条第9項)

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

●イベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく）※府主催（共催）のイベントを含む

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
4月5日～5月5日	<u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うこと可とする。

●施設について（大阪市内）※府有施設を含む

期間	4月5日～5月5日
対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
実施内容	<p><u>(特措法第31条の6第1項に基づくもの)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時00分 ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) <p><u>(特措法第24条第9項に基づくもの)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

【協力依頼（大阪市内）】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	<p>以下の内容について、協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	<p>以下の内容について、協力を依頼</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

●施設について（大阪市外）※府有施設を含む

期間	4月5日～5月5日	
対象施設	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
実施内容	<u>（特措法第24条第9項に基づく）</u> <input type="radio"/> 営業時間短縮（5時～21時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分 <input type="radio"/> 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 （退場を含む） <input type="radio"/> アクリル板の設置等 <input type="radio"/> 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 （従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <input type="radio"/> CO2センサーの設置 <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <input type="radio"/> カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

【協力依頼（大阪市外）】※要請期間 4月9日～5月5日

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分
集会場又は公会堂、展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。
博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等を行うこと。
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需物資を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需サービスを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等を行うこと。

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<経済界>へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

<大学等>へのお願い

- 学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人ととの間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

各 位

第44回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議結果概要

日頃から府政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

第44回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議の概要について、以下のとおり報告いたします。

ご不明の点がございましたら、別紙の連絡先までご連絡いただきますようお願いします。

1. 日時 : 令和3年4月7日(水) 13時30分から14時15分まで

2. 場所 : 大阪府新別館南館8階 大研修室

【結果概要】

(1) 現在の感染状況・療養状況等

- ・2週間で7日間毎の新規陽性者数は約4.3倍に増加し、第二波、第三波を大きく上回る速度で感染が急拡大。
- ・30代以下の新規陽性者が急激に増加。変異株陽性者については、10歳未満の発生も多い。3月中旬より、大学生を中心に学生の陽性者が増加。感染経路としては、家庭内感染以外の濃厚接触者や感染経路不明の割合が増加。
- ・急激な重症者の増加により、重症病床使用率は8日間で40.2%から66.5%に急上昇。重症者に占める50代以下の重症者の割合が急増するとともに、診断から重症化までの日数が短期化する傾向があるなど、変異株の影響が懸念される。
- ・今後、医療提供体制が極端にひっ迫する恐れが極めて強く、確保病床数を超えて重症患者が発生する可能性が高い。以上の状況を踏まえ、医療非常事態宣言を発出する。
- ・医療機関に対し、昨日、重症病床確保に向けた臨時緊急要請を行っており、軽症中等症病床についても、本日、臨時緊急要請を行う。
- ・宿泊療養施設の確保について、5月上旬までに13施設を確保予定（現在は8施設）であり、さらに、宿泊施設の公募を実施中。
- ・滞在人口については、キタ・ミナミとも、11月と比較して、昼間は110%強、夜間は80%強という状況が続いている。
- ・営業時間短縮要請に関する夜間の見回りの結果、大阪市内・市外とも、9割を超える飲食店の協力を確認。昼間の見回りの結果、アクリル板は5割強、CO₂センサーは3割弱、消毒液は9割強の設置を確認。「マスク会食の呼びかけ」は、9割弱の店舗は実施されていることを聞き取っており、改めて卓上POPの設置などを呼びかけ。

(2) まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容等

- ・重症病床使用率が上昇傾向にあり、さらに今後も上昇が見込まれ、70%に達する見込みがあるため、レッドステージ1に移行する。
- ・感染が急拡大していることを受け、4月8日から、府民に対し、「大阪府全域における不要不急の外出・移動の自粛」を呼びかける。
- ・さらに、大阪市外の、運動施設・映画館・博物館・大規模商業施設等に対し、4月9日から、5時～21時の営業時間短縮（酒類の提供は11時～20時30分）等の協力依頼を行う。

恐れいりますが、会議資料につきましては、以下のサイトからご覧ください。

(大阪府ホームページ) 大阪府新型コロナウイルス対策本部

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/44kaigi.html

令和3年4月7日

大阪府危機管理監 森岡 武一

令和3年4月8日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け休館及び開館時間を
短縮する公共施設の委託料等の取り扱いについて

標記について、令和3年4月8日付茨木市新型コロナウイルス対策本部会議で決定した「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等について」に基づき、休館及び開館時間を短縮する公共施設の委託料等の取扱いを下記のとおり決定します。

記

- 1 従業員の人工費にかかる委託料等は減額しない。
- 2 従業員の雇用及び賃金の確保を要請する。
- 3 シルバー人材センターも同様に、業務停止の場合でも委託料は支払う。
(委託業者や指定管理者からシルバー人材センターに再委託した場合も同様)

令和3年4月8日
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止する補助金等対象事業の 補助金等の取扱いについて

標記について、令和3年4月5日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第31条の4第1項に基づくまん延防止等重点措置が適用されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止する補助金等対象事業の補助金等の取扱いについて下記のとおり決定します。

記

1 対象となる事業

令和3年4月5日以降に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために中止した補助金、交付金及び負担金の交付決定事業

2 補助・交付金額の取扱い

- (1) 補助・交付金額は、交付決定額（中止した交付対象事業分）を上限として、準備に要した経費（キャンセル料を含む。）の全額とする。
- (2) 交付対象事業の実施に伴う収入があるときは、補助・交付対象経費の合計額から収入の額を減じた額と(1)により算出した額とを比較していずれか少ない額を補助・交付金額とする。

3 留意事項

- (1) 発注済みであっても取消しうるものについては、できるだけ取消すように補助対象者へ要請するものとする。
- (2) 次年度も交付対象となる見込みの事業においては、購入済の物品等のうち保管できるものは次年度の事業実施に活用し、次年度の補助対象経費の削減に努めるものとする。
- (3) 補助の回数に限度のある補助金においては、今回の交付決定は回数に加算しないこととする。

第 44 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 3 年 4 月 7 日（水）13 時 30 分～
場所：大阪府新別館南館 8 階 大研修室

次 第

議 題

（1）現在の感染状況・療養状況等

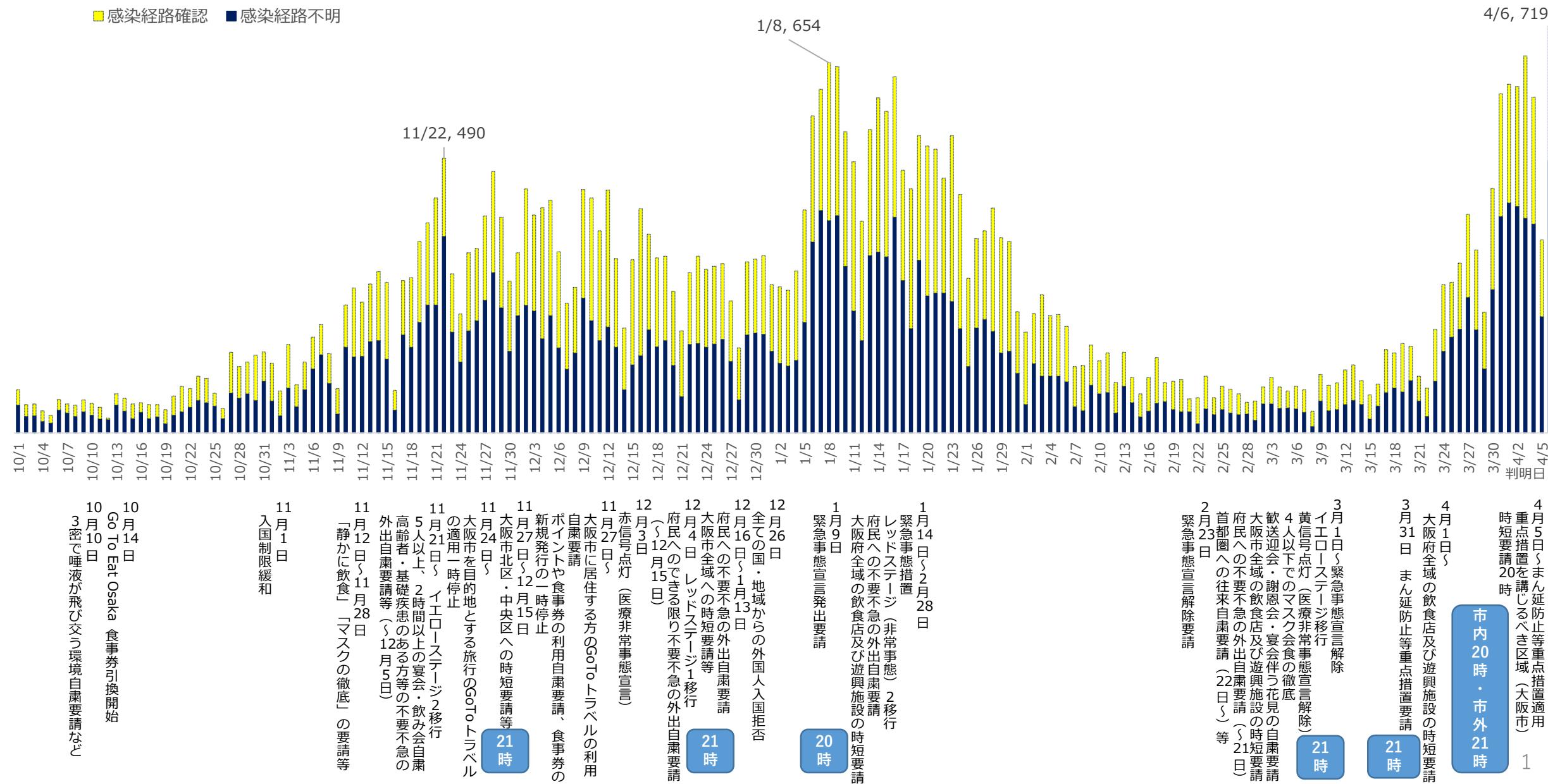
- ・現在の感染状況について【資料 1－1】
- ・変異株の発生状況について【資料 1－2】
- ・現在の療養状況について【資料 1－3】
- ・療養者数のシミュレーションについて【資料 1－4】
- ・第四波の特徴について【資料 1－5】
- ・医療機関への要請について【資料 1－6】
- ・感染状況や医療提供体制の状況に関する専門家の意見【資料 1－7】
- ・宿泊療養施設の確保について【資料 1－8】
- ・滞在人口の推移【資料 1－9】
- ・営業時間短縮要請の取組み（夜間の見回り調査）【資料 1－10】
- ・飲食店におけるガイドライン遵守徹底の取組み（昼間の見回り調査）【資料 1－11】

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請等

- ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請【資料 2－1】
- ・（参考）まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請 新旧対照表【資料 2－2】

陽性者数の推移

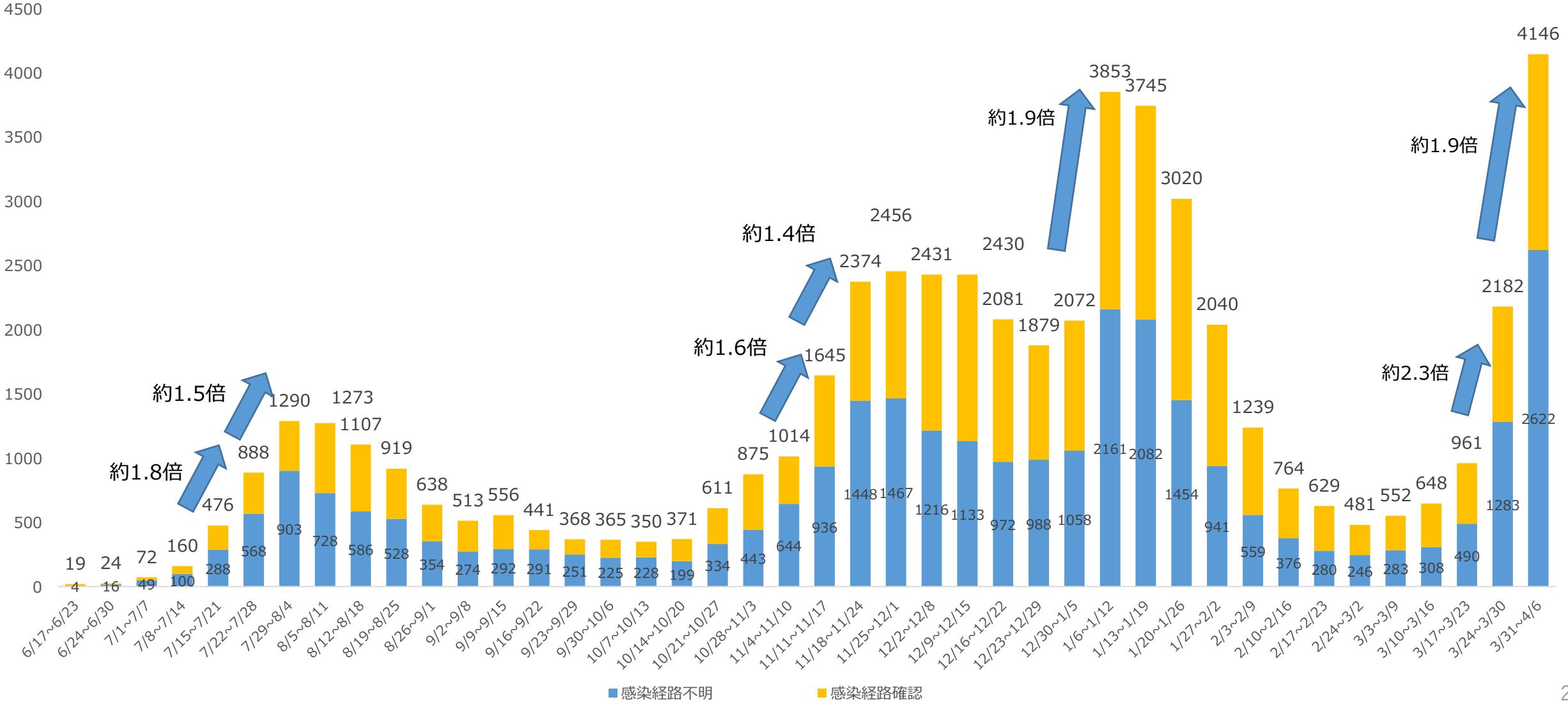
資料 1 - 1



7日間毎の新規陽性者数

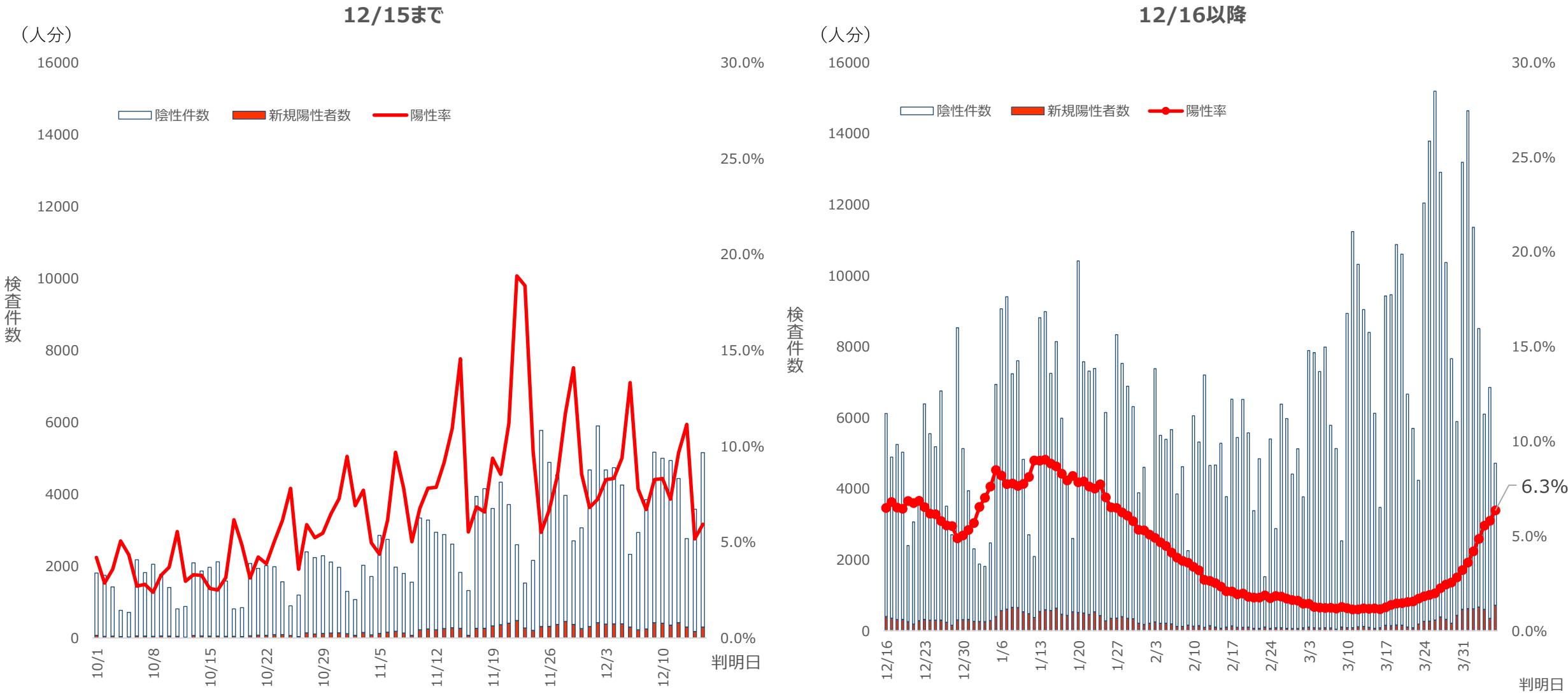
第四波は、2週間連続して約2倍前後増加し、第二波、第三波を大きく上回る速度で感染が急拡大している。
 (直近1週間の新規陽性者数一日平均約592名)

3月1日以降を「第四波」と総称して分析



検査件数と陽性率

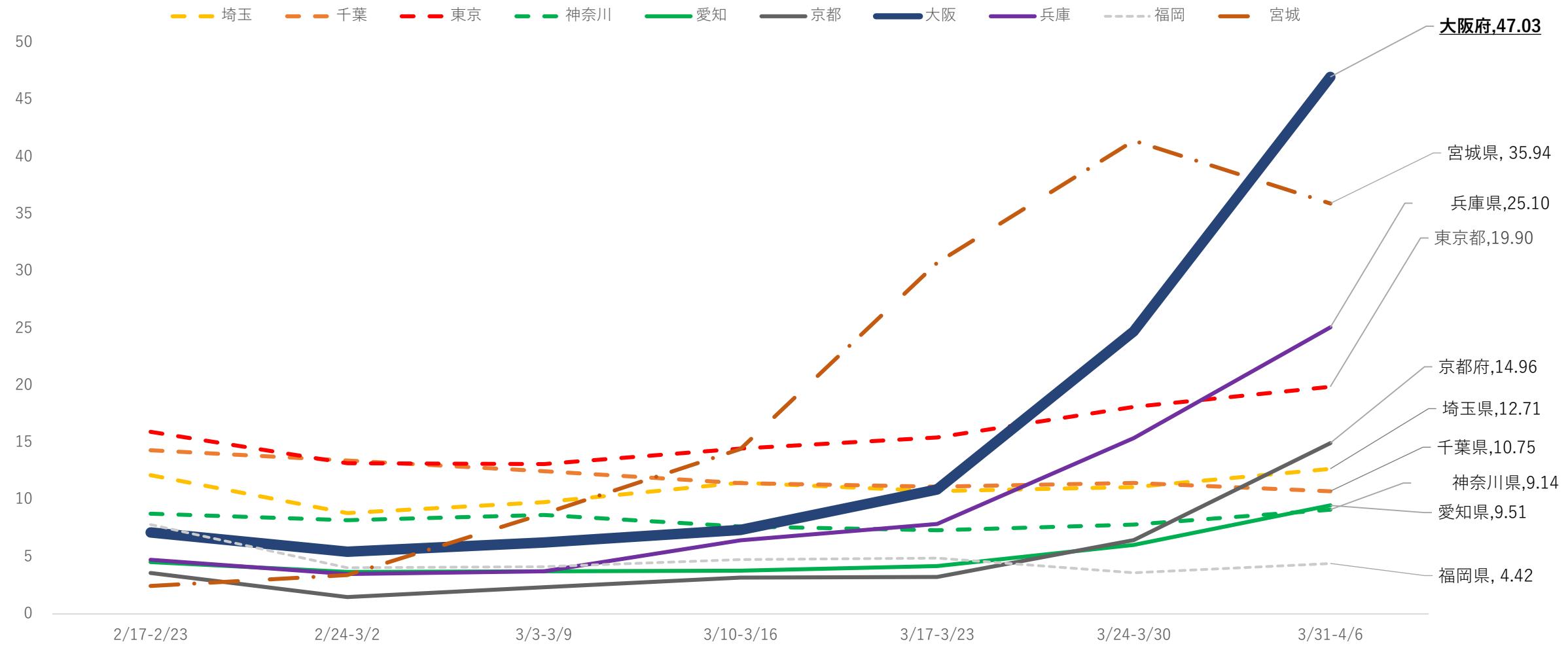
感染拡大に伴い、陽性率が上昇。



※12月15日より国システム（G-MIS）を使用し、算出方法を
「1週間の陽性者数／1週間の検体採取をした人数」に変更

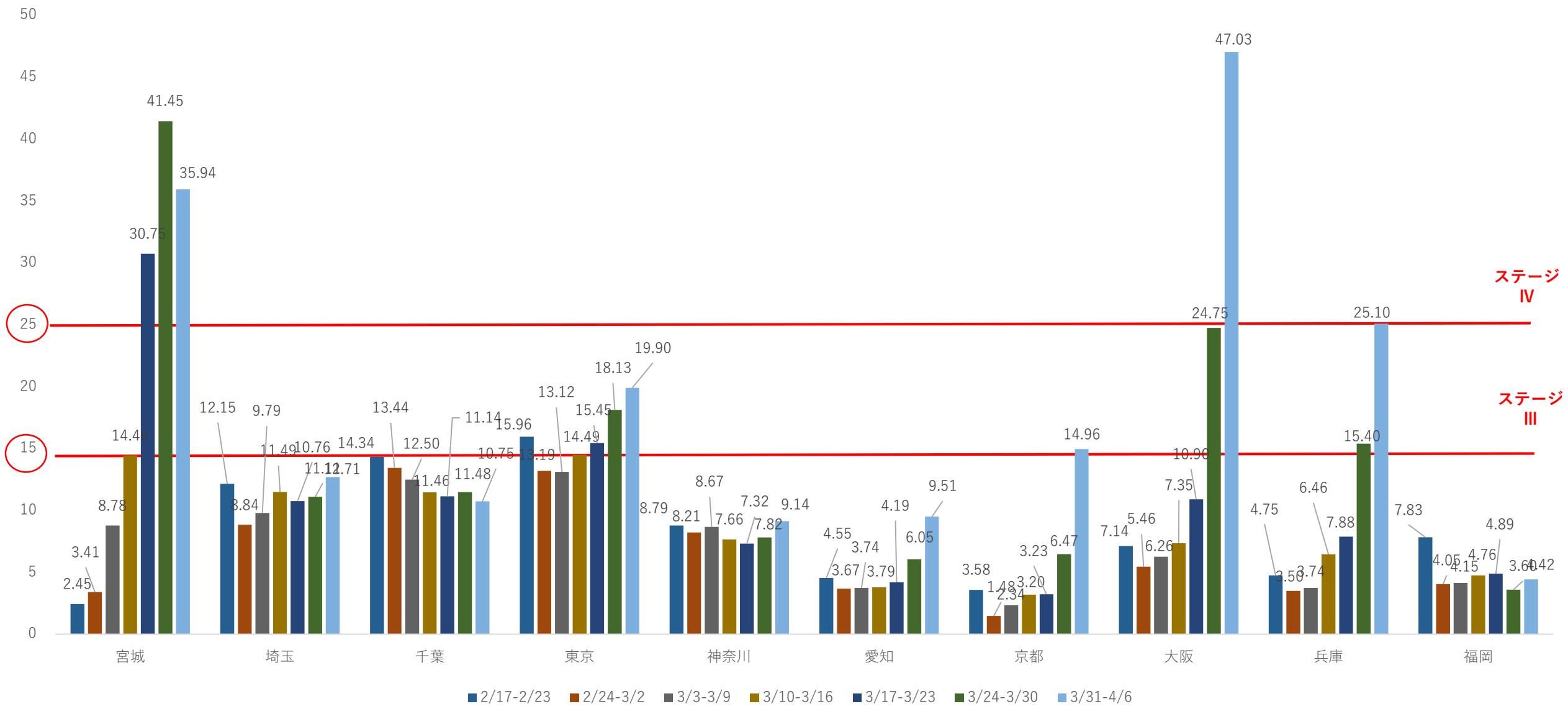
週・人口10万人あたり新規陽性者数(緊急事態措置解除区域及びまん延防止等重点措置適用区域)

3月1日付で緊急事態措置解除となった関西の2府1県及び愛知県はいずれも感染拡大に転じているが(福岡県を除く)、大阪府は特に感染が急拡大している。



※各都道府県ホームページ公表数値を基に、大阪府の分析による

週・人口10万人あたり新規陽性者数(緊急事態措置解除区域及びまん延防止等重点措置適用区域)



「大阪モデル」モニタリング指標の状況

重症病床使用率が急増し、現在の重症患者の発生状況を踏まえると、本日中にても大阪モデル非常事態基準70%を超過する見込み。軽症中等症病床使用率や宿泊療養施設部屋数使用率も増加。

分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する非常事態解除の基準	府民に対する警戒解除の基準	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	現在の状況
(1) 市中の感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週增加比	①2以上かつ ②10人以上	—	—	—	2.70	2.69	2.59	2.32	2.22	2.14	2.04	3/13以降、増加
	②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均		—	—	10人未満	217.29	251.14	282.14	302.14	328.86	342.00	374.57	3/1以降、増加
	【参考①】新規陽性者における感染経路不明者の割合	—	—	—	—	63.8%	65.9%	65.3%	56.9%	62.2%	60.1%	66.9%	3/24以降、50%を超過したまま推移
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	—	2519	2869	3181	3461	3731	3859	4146	3/3以降増加
	うち後半3日間		—	—	—	1244	1647	1827	1894	1871	1600	1653	
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	—	0.5人未満	28.58	32.55	36.09	39.26	42.33	43.78	47.03	3/31に25人（ステージIV基準）超過
(3) 病床等のひっ迫状況	【参考②】陽性率(7日間)	—	—	—	—	3.2%	3.6%	4.2%	4.8%	5.5%	5.8%	6.3%	3/17以降、増加
	⑤患者受入重症病床使用率	—	70%以上 （「警戒（黄色）」信号が点灯した日から起算して25日以内）	7日間連続 60%未満	60%未満	41.1%	42.9%	50.0%	55.4%	60.3%	63.8%	66.5%	3/21以降増加
	【参考③】患者受入軽症中等症病床使用率	—	—	—	—	42.2%	42.5%	43.5%	45.0%	46.0%	47.2%	48.9%	3/14以降増加
	【参考④】患者受入宿泊療養施設部屋数使用率	—	—	—	—	28.3%	31.8%	35.1%	37..3%	38.0%	39.9%	39.1%	3/4以降増加

3/26 大阪府全域の飲食店・遊興施設営業時間短縮を決定（第41回対策本部会議）
 3/31 まん延防止等重点措置適用を国に要請（第42回対策本部会議）
 4/1 まん延防止等重点措置適用が決定
 4/5～の市全域の飲食店・遊興施設営業時間短縮要請20時までを決定
 （市外は21時まで）（第43回対策本部会議）

年代別新規陽性者数(7日間移動平均)の推移 (日別)

各年代で新規陽性者数移動平均が増加。

300.0

<前日比>

250.0

200.0

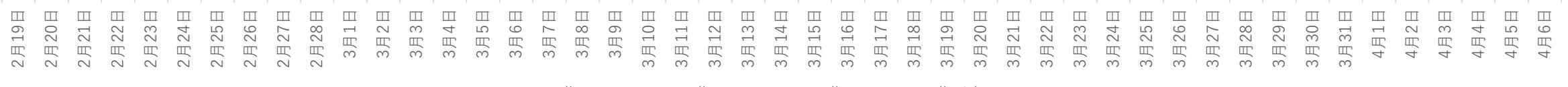
150.0

100.0

50.0

0.0

年代別新規陽性者



新型コロナウイルス感染症対策分科会におけるモニタリング指標の状況

重症病床最大確保病床占有率・陽性率以外はステージIVの基準を超過。重症病床最大確保病床占有率も、近日中にステージIVの基準を超過する見込み。

	指標	ステージIV 目安	3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6	4/6時点の 目安に対する状況
ス テ ー ジ III	最大確保病床の占有率	50%以上	41.4% (837/2,021)	41.9% (847/2,021)	43.6% (881/2,021)	45.4% (918/2,021)	46.9% (947/2,021)	48.3% (976/2,021)	50.1% (1,013/2,021)	●
	医療提供体制等の負荷 重症病床 最大確保病床の占有率	50%以上	28.5% (131/460)	29.3% (135/460)	32.8% (151/460)	39.1% (180/460)	41.5% (191/460)	43.3% (199/460)	44.6% (205/460)	○
	人口10万人あたり療養者数	25人以上	36.05	41.18	46.53	51.74	56.55	58.18	63.19	●
	監視体制 陽性率 1週間平均	10%以上	3.2%	3.6%	4.2%	4.8%	5.5%	5.8%	6.3%	○
	直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	25人以上	28.58	32.55	36.10	39.27	42.34	43.79	47.03	●
	感染の状況 直近一週間と先週一週間の比較	1より大きい	2.34 (2,519/1,076)	2.39 (2,869/1,201)	2.37 (3,181/1,343)	2.20 (3,461/1,576)	2.07 (3,731/1,799)	2.00 (3,859/1,933)	1.90 (4,146/2,182)	●
	感染経路不明割合 1週間平均	50%以上	60.7%	61.7%	62.1%	61.1%	61.7%	62.0%	63.2%	●

● : 基準外 ○ : 基準内

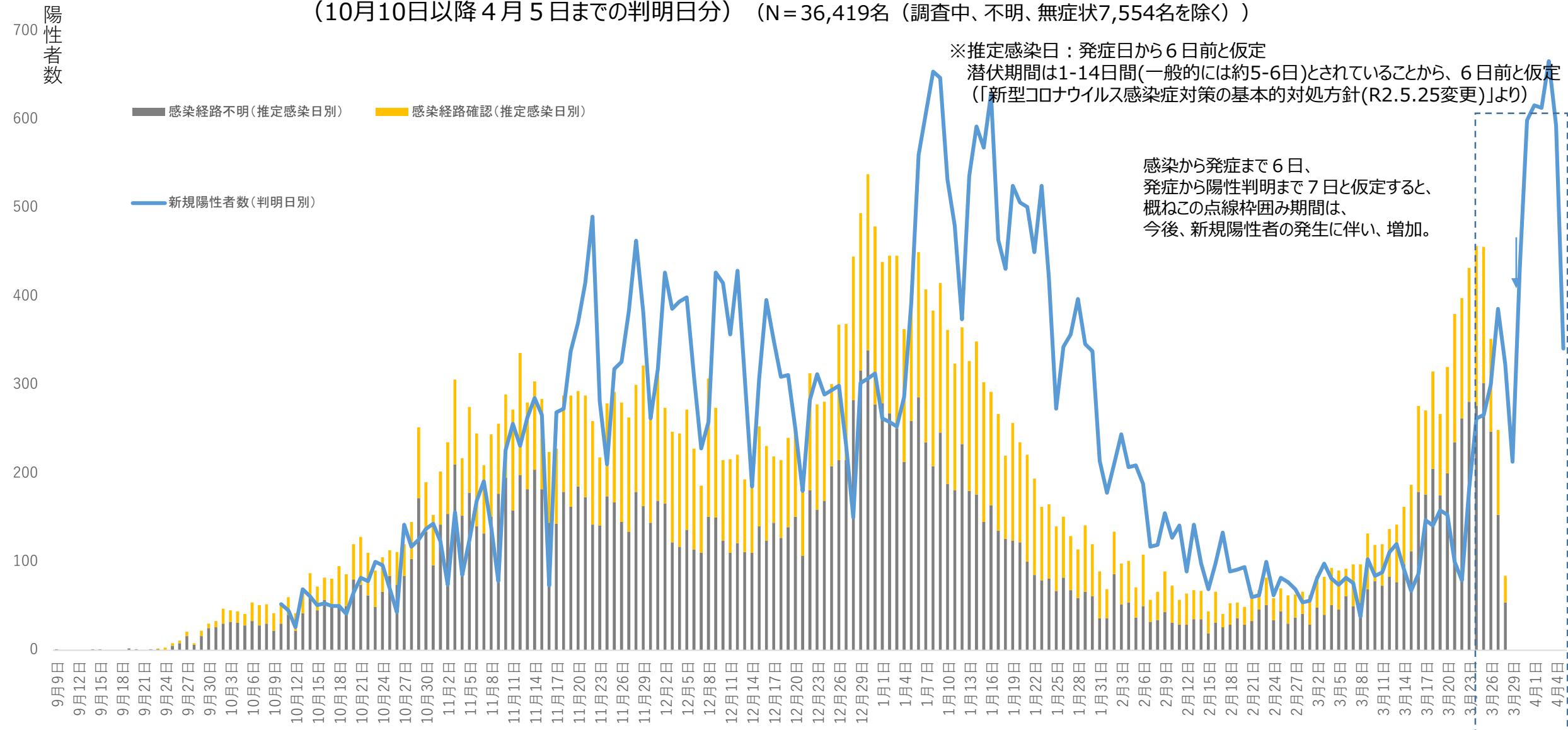
病床確保計画に定める「最大確保病床」を「現時点の確保病床」が上回る場合は、「現時点の確保病床数」に読み替える。

3/26 大阪府全域の飲食店・遊興施設営業時間短縮を決定（第41回対策本部会議）
 3/31 まん延防止等重点措置適用を国に要請（第42回対策本部会議）
 4/1 まん延防止等重点措置適用が決定
 4/5～の市全域の飲食店・遊興施設営業時間短縮要請20時までを決定
 (市外は21時まで) (第43回対策本部会議)

推定感染日別陽性者数（4月5日時点）

3月中旬以降に感染したと推定される陽性者が急増。

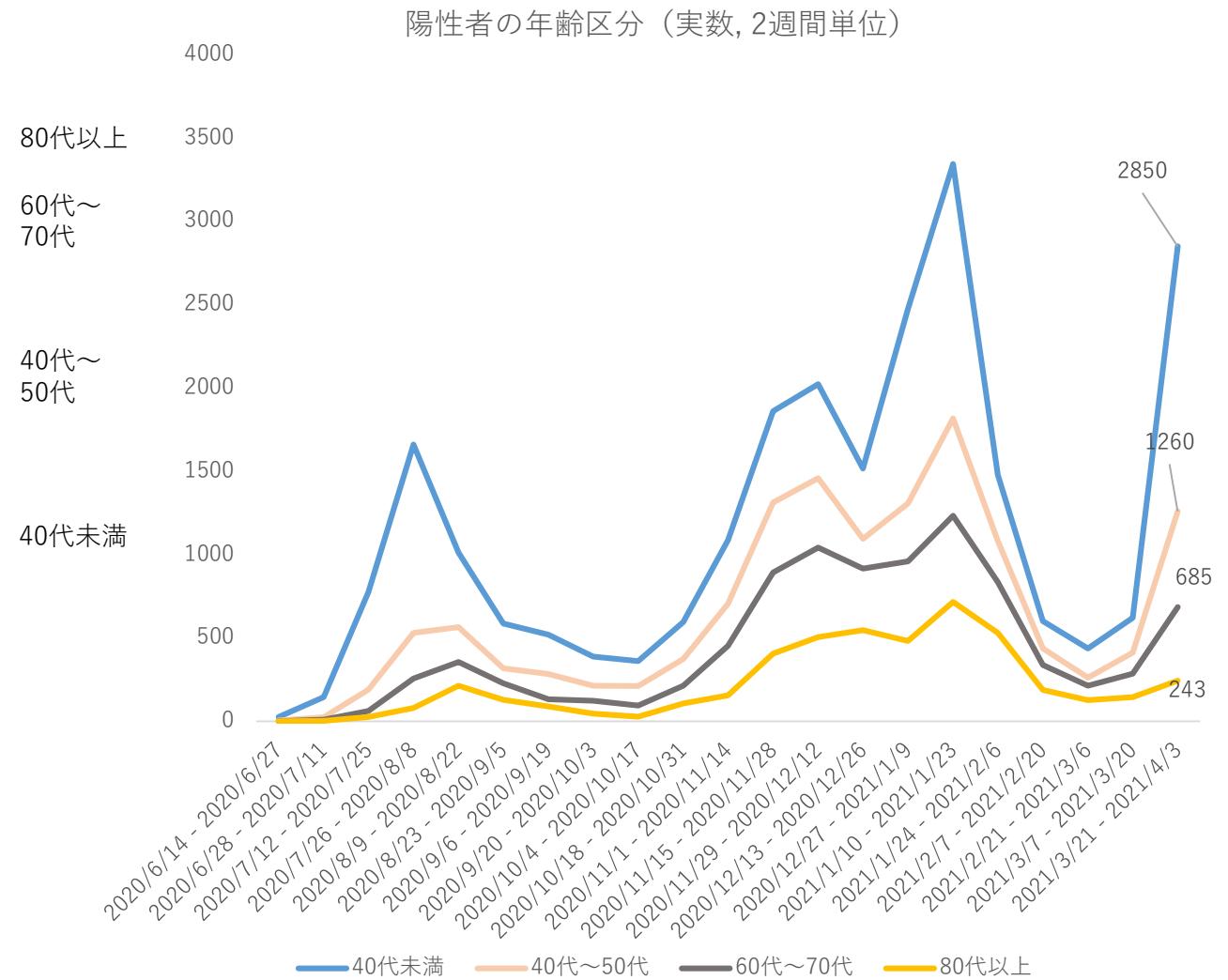
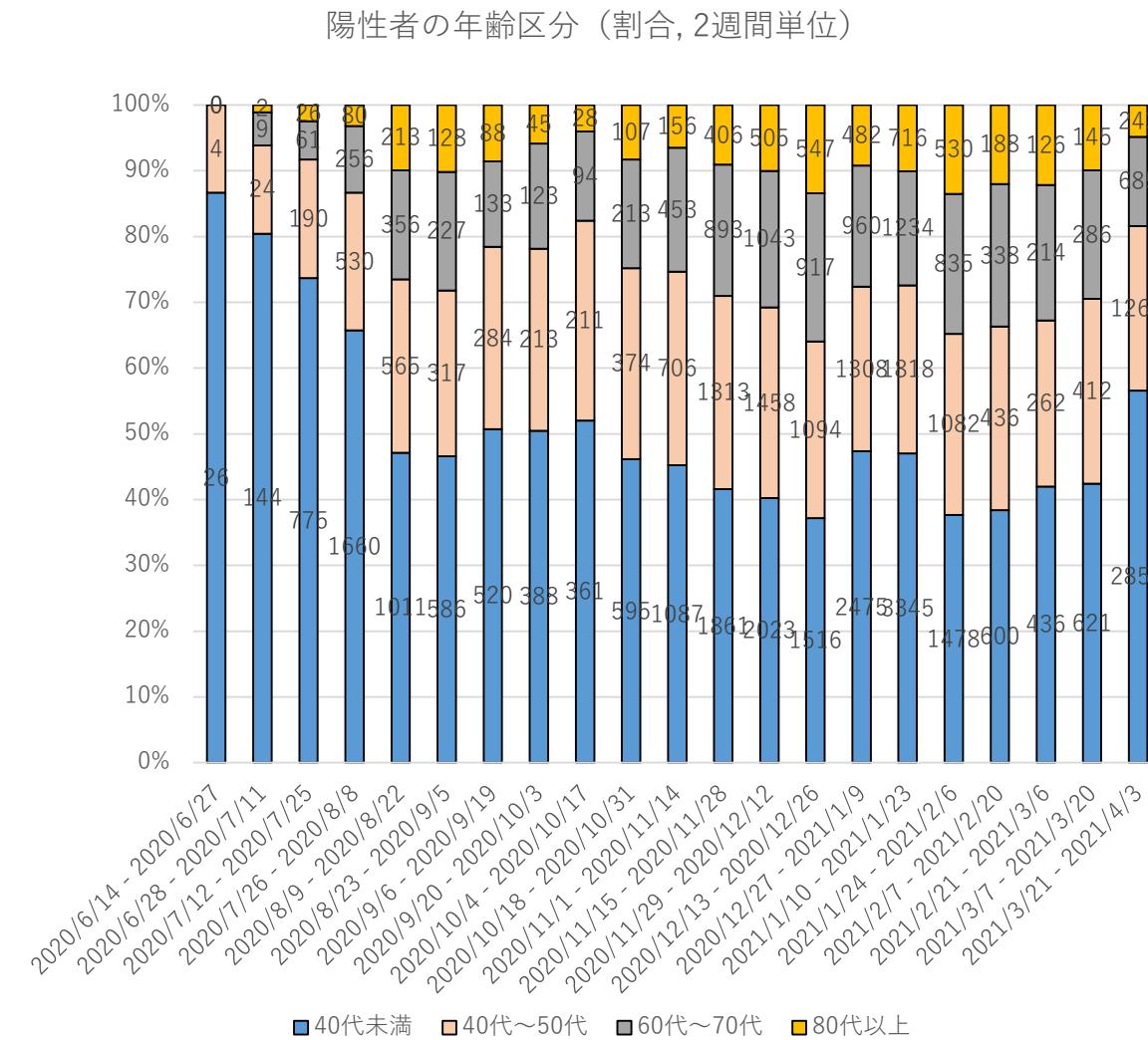
(10月10日以降4月5日までの判明日分) (N=36,419名 (調査中、不明、無症状7,554名を除く))



陽性者の年齢区分

直近2週間で、40代未満の割合が急増し、6割弱。実数でも急増。

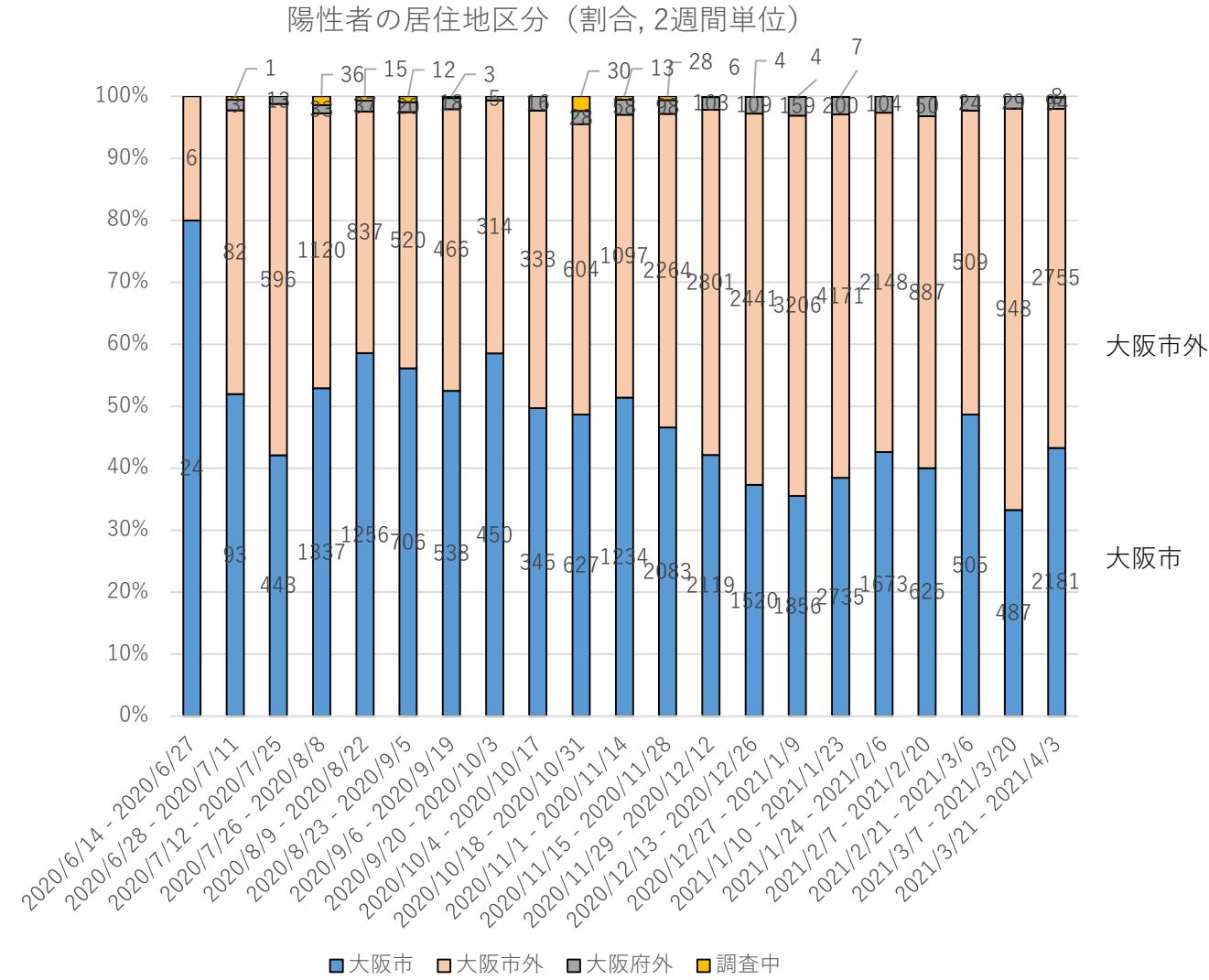
(6月14日以降4月3日までに判明した52,310事例の状況)



陽性者の居住地

直近2週間で、大阪市内居住者の割合・実数が再び増加。市外居住者も依然増加。

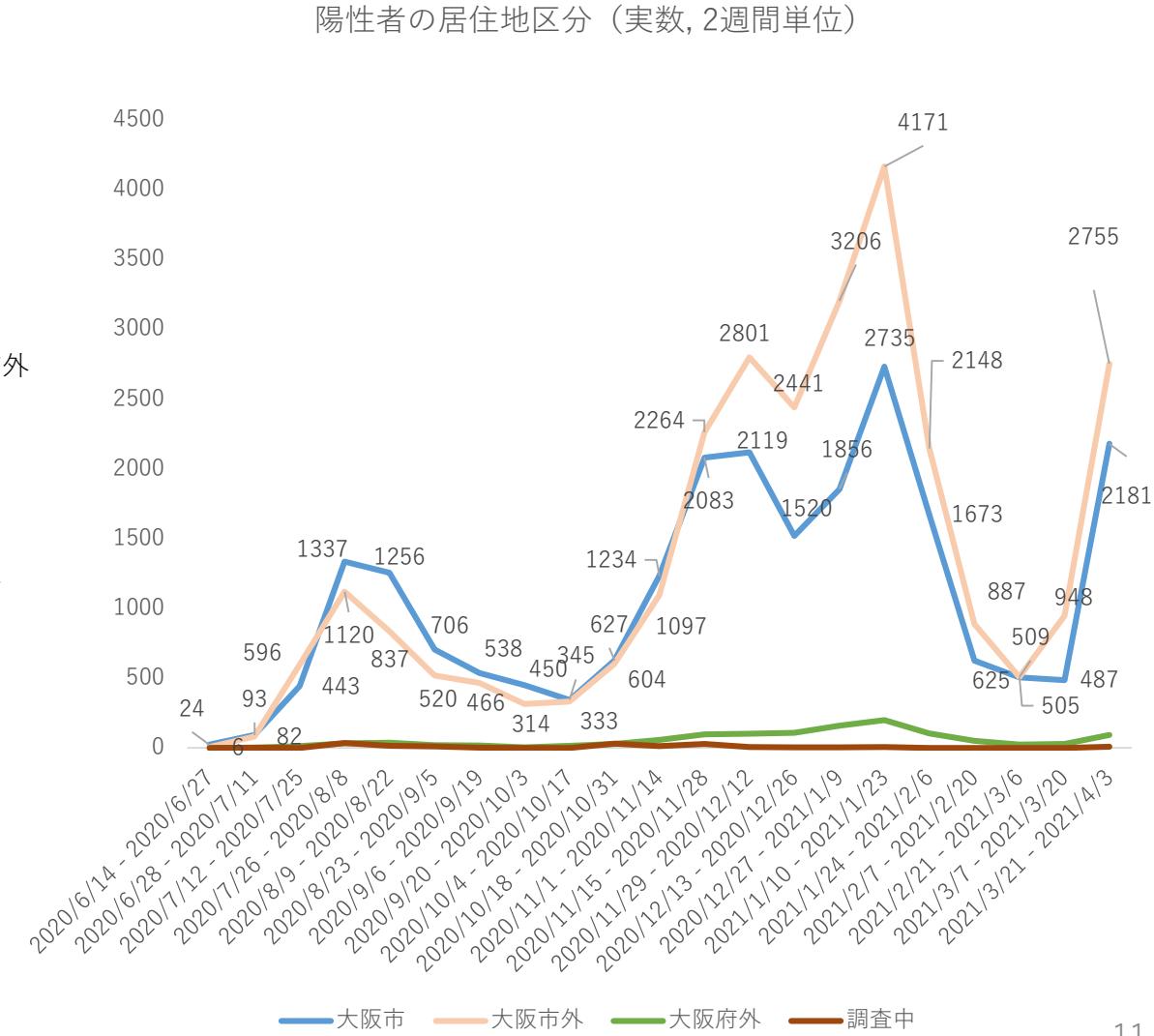
(6月14日以降4月3日までに判明した52,310事例の状況)



大阪市外

大阪市

■大阪市 ■大阪市外 ■大阪府外 ■調査中

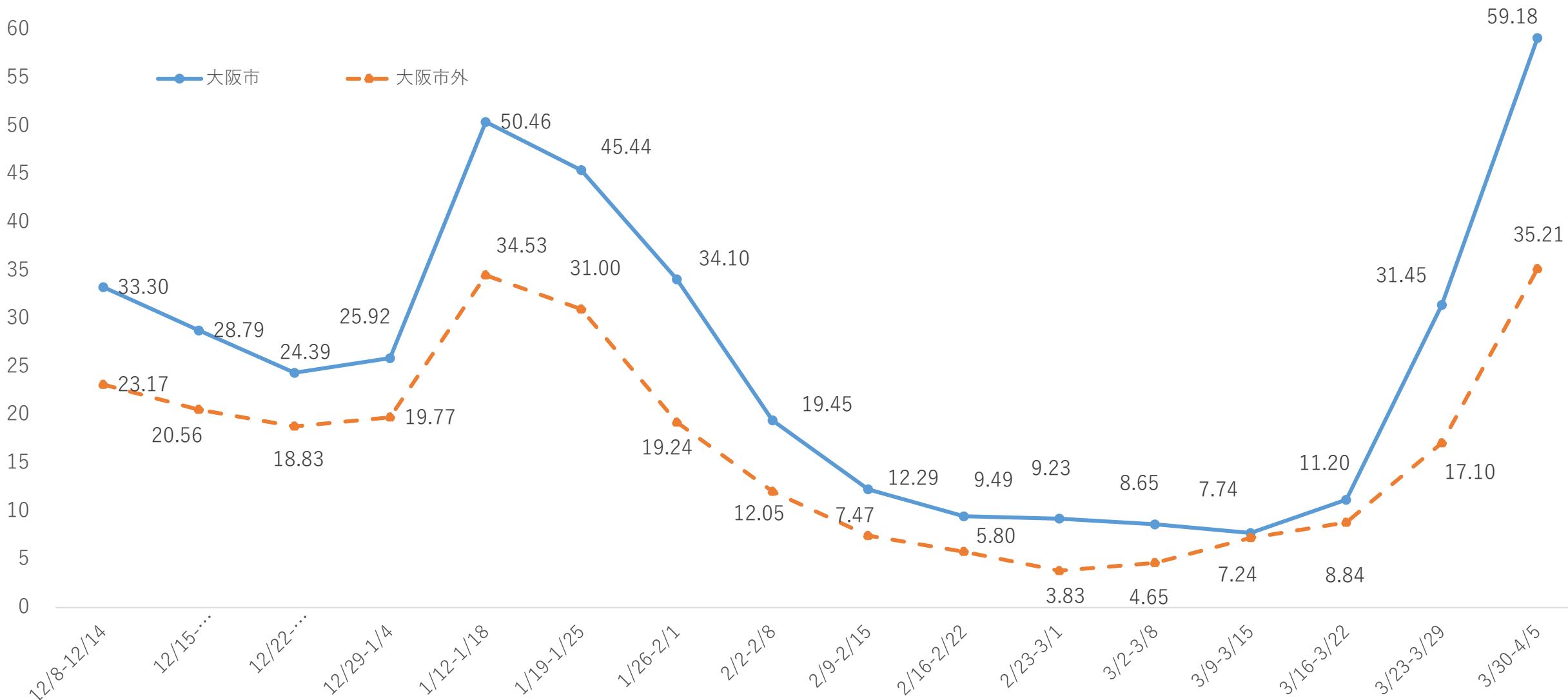


■大阪市 ■大阪市外 ■大阪府外 ■調査中

大阪市・市外の陽性者比較 (人口10万人あたり 1週間単位)

※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

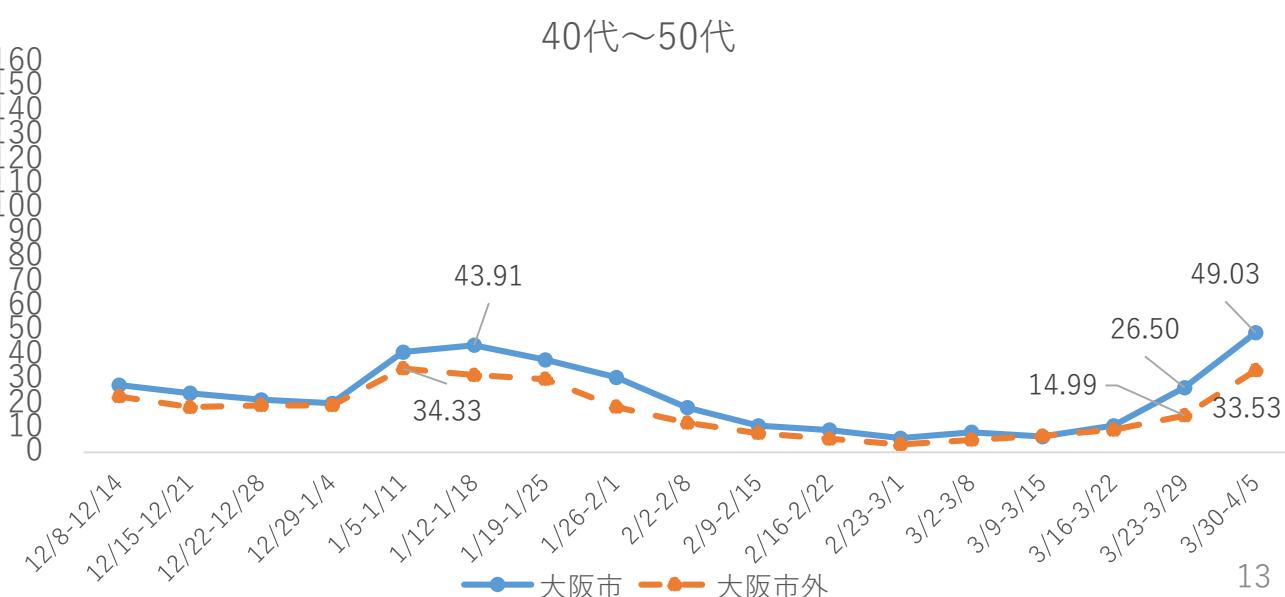
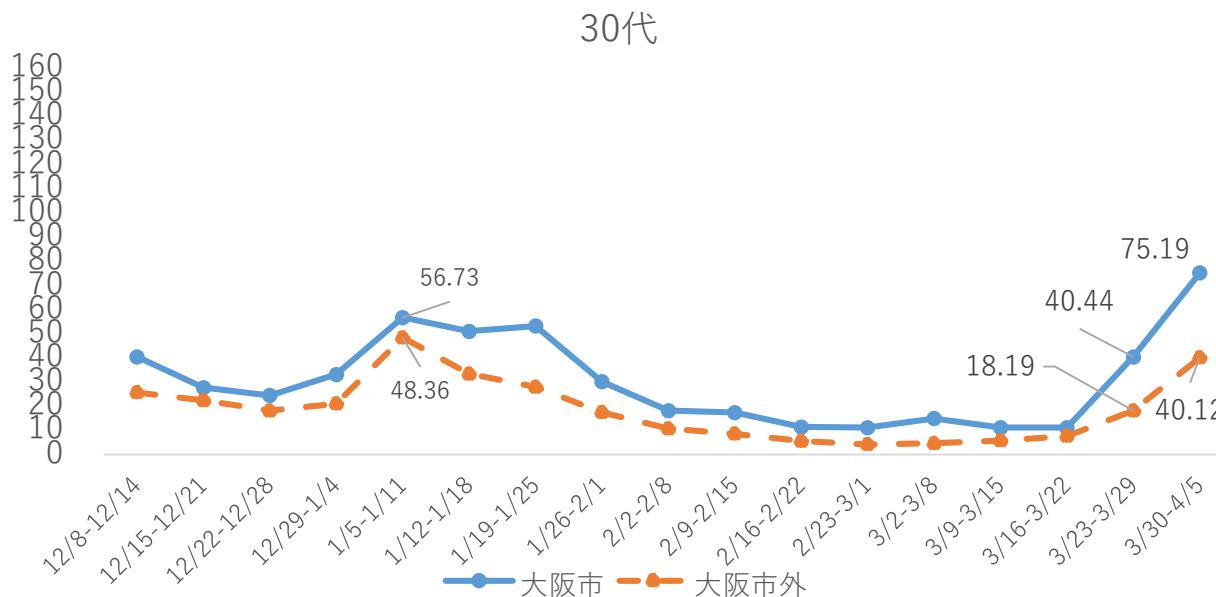
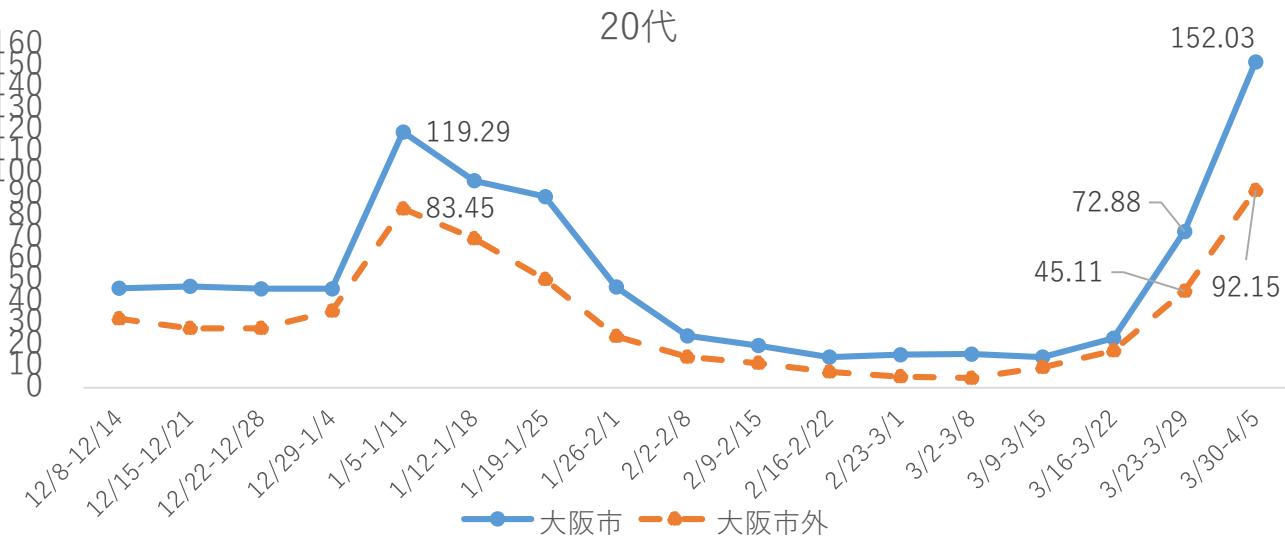
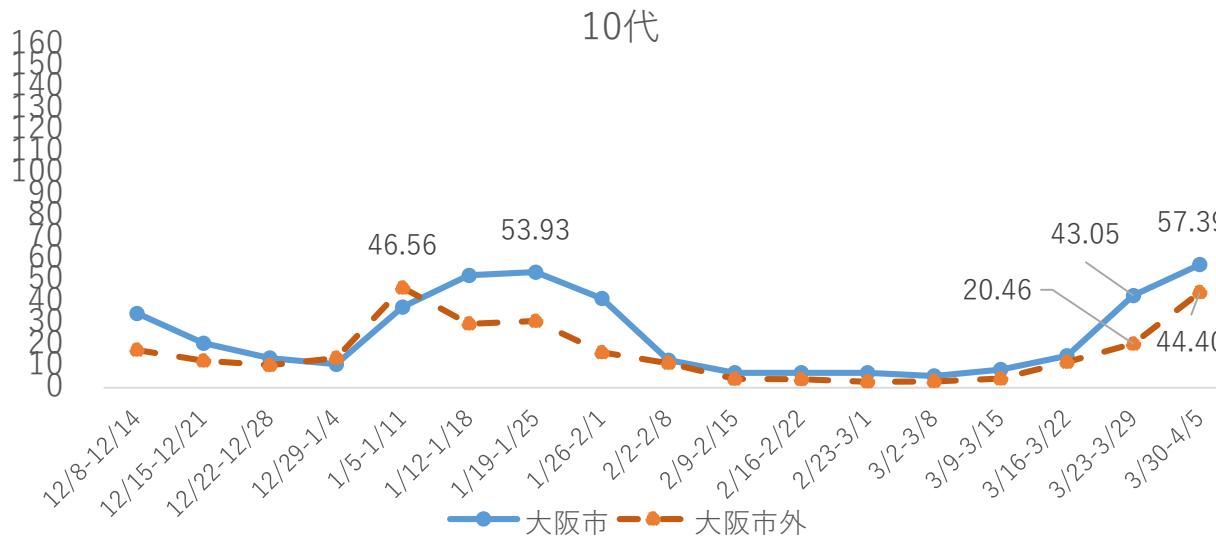
直近2週間で、大阪市内居住者は約5.3倍、大阪市外居住者は約4倍と急増し、いずれも緊急事態宣言発出直後の最大人數を上回っている。



大阪市・市外 年代別陽性者比較 (人口10万人あたり)

※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

人口10万人あたり新規陽性者数は、市内外・各年代で急増。

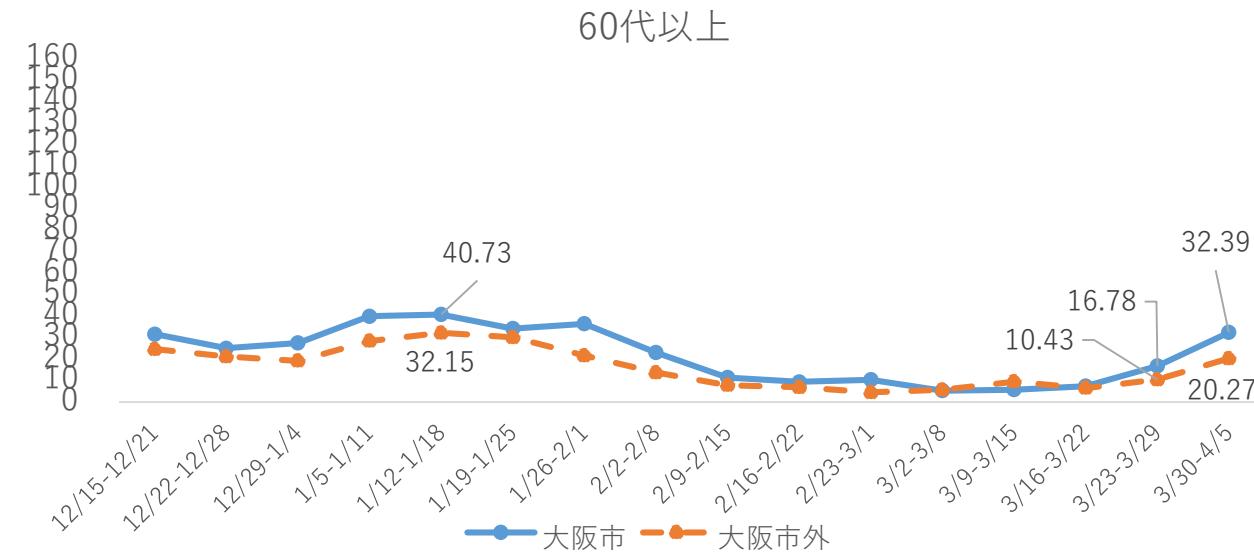


大阪市・市外 年代別陽性者比較 (人口10万人あたり)

※市内外は居住地による

※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

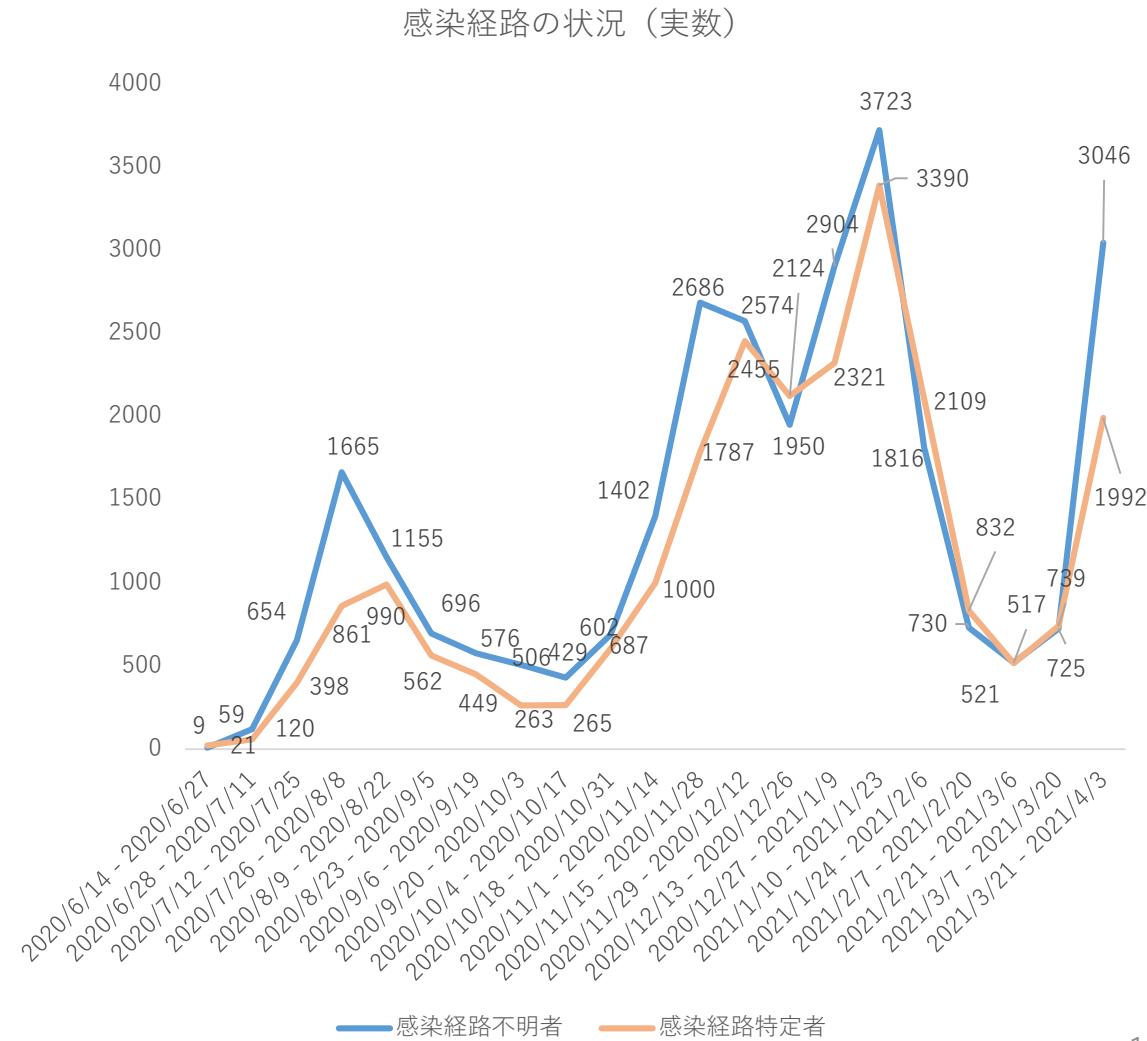
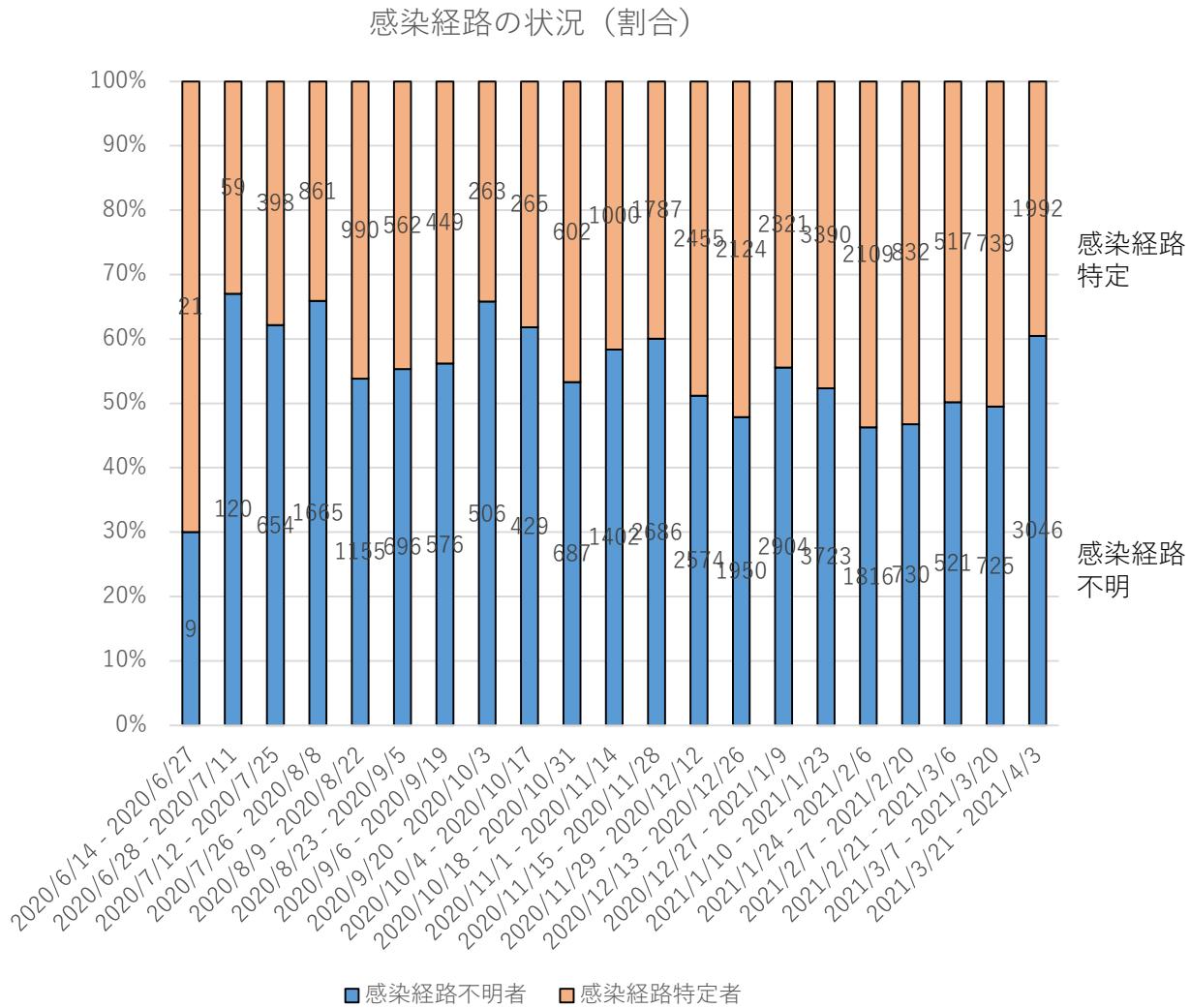
60代以上の人団10万人あたり新規陽性者数は、市内外ともに増加。



陽性者の感染経路の状況

直近2週間で、感染経路不明の割合が6割まで増加し、実数でも感染経路不明者数が急増。

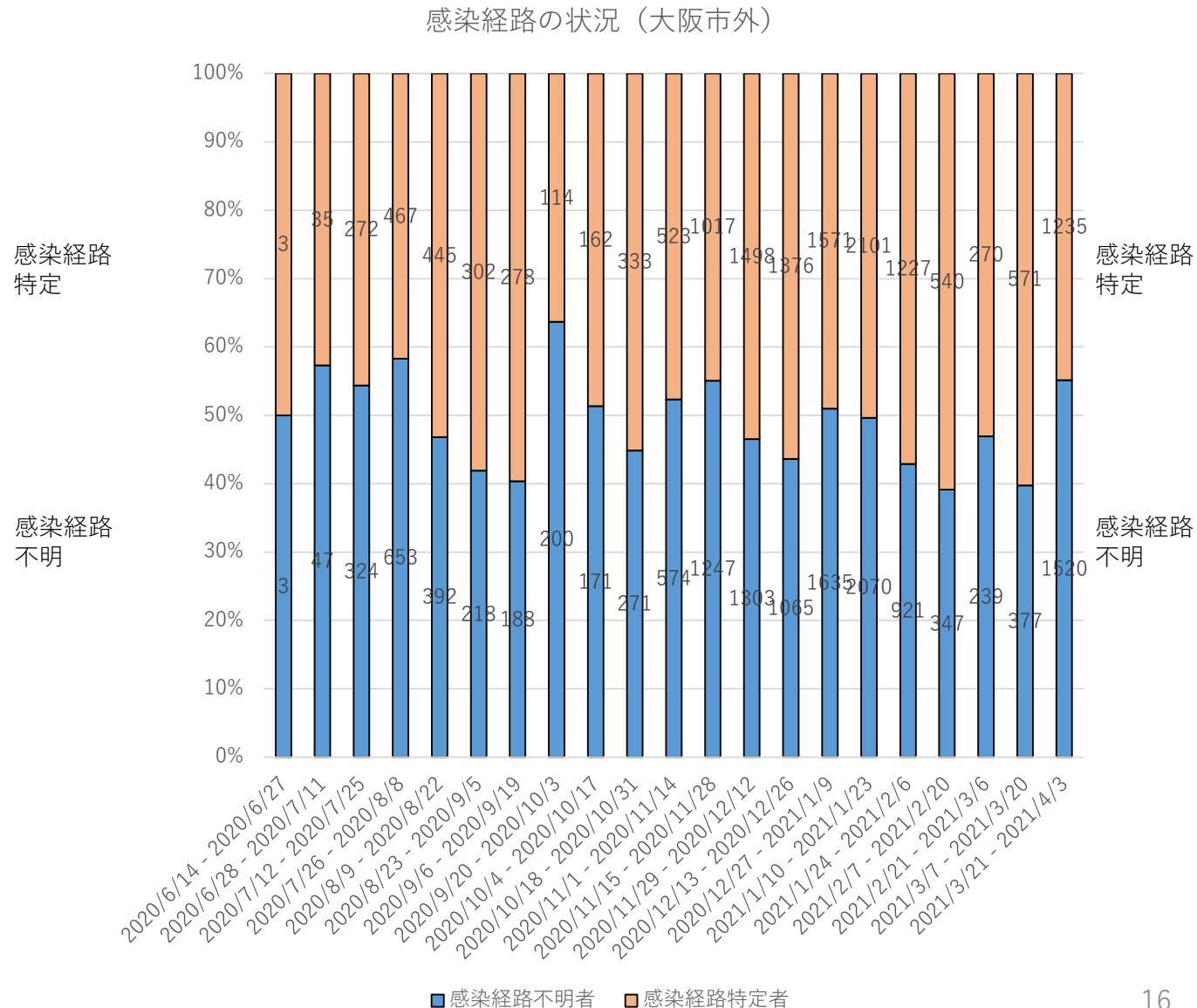
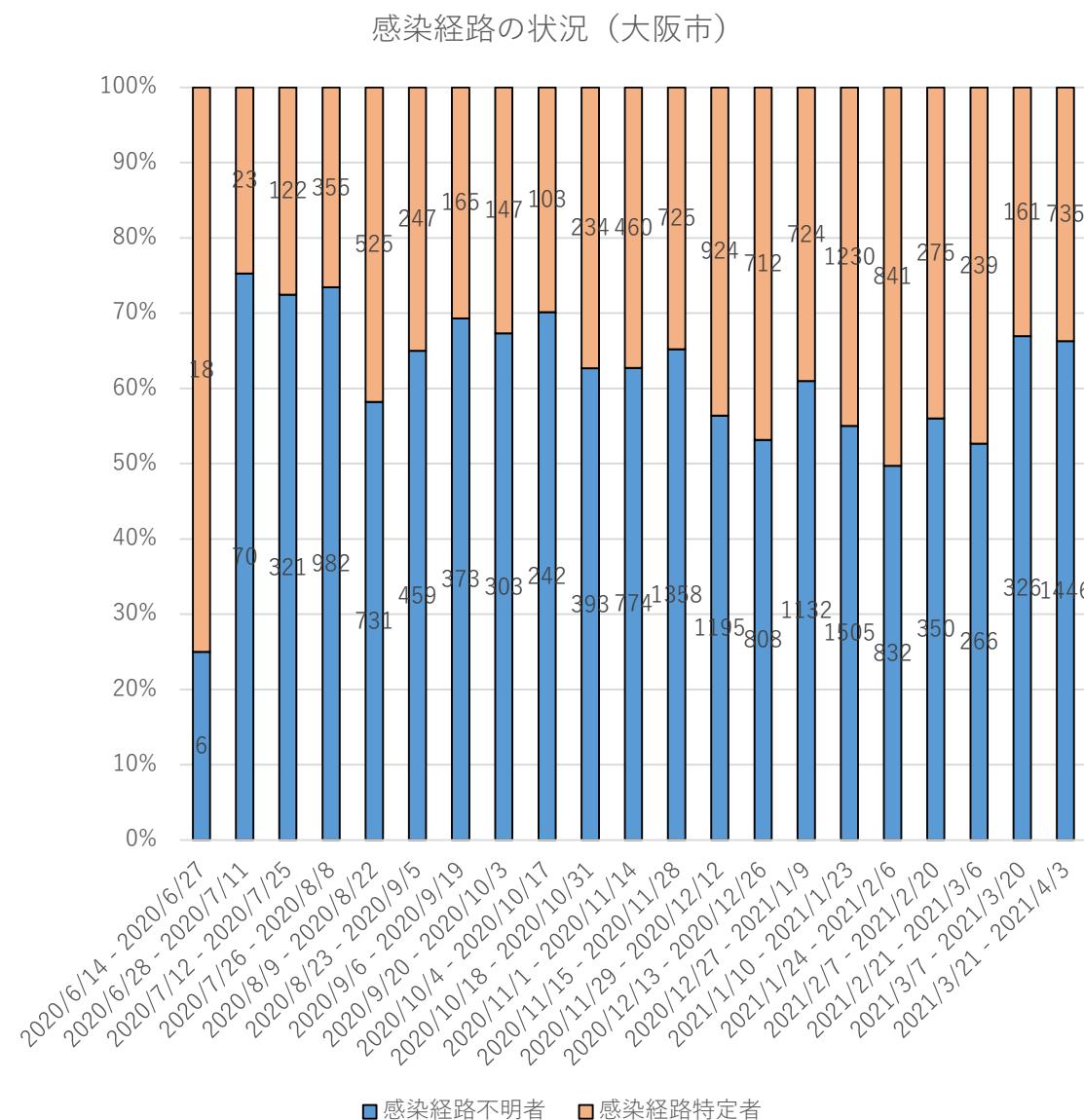
(6月14日以降4月3日までに判明した52,310事例の状況)



陽性者の感染経路の状況(大阪市内外)

※市内外は居住地による
※居住地が非公表、不明、調査中、他都道府県等を除く

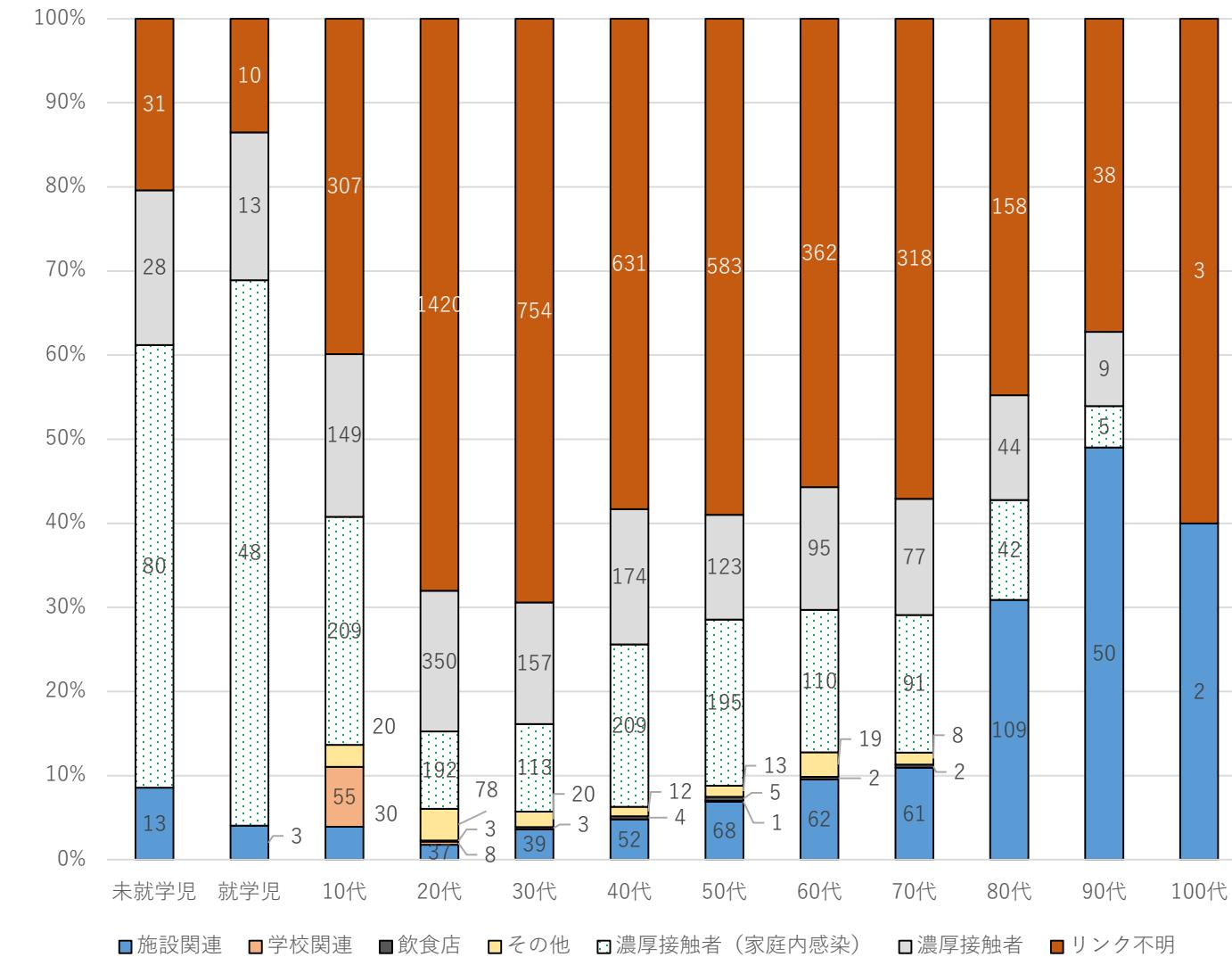
直近2週間における感染経路不明割合は、市内居住者が6割強と依然高く、市外居住者も増加し、5割を超過。



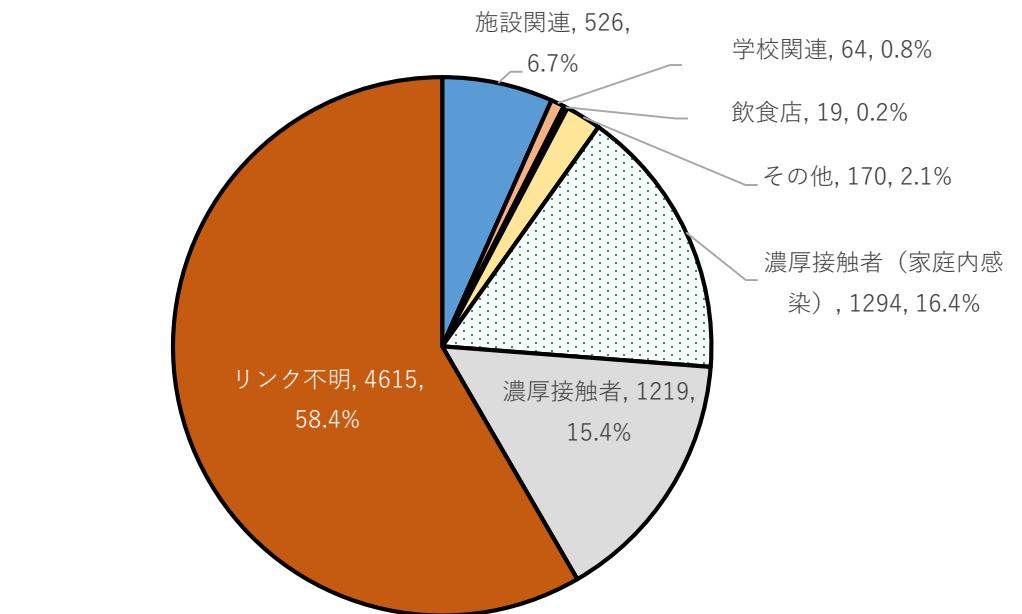
感染経路（第四波）

（3月1日以降4月5日までに判明した7,907事例の状況）

年代別感染経路



全年代感染経路



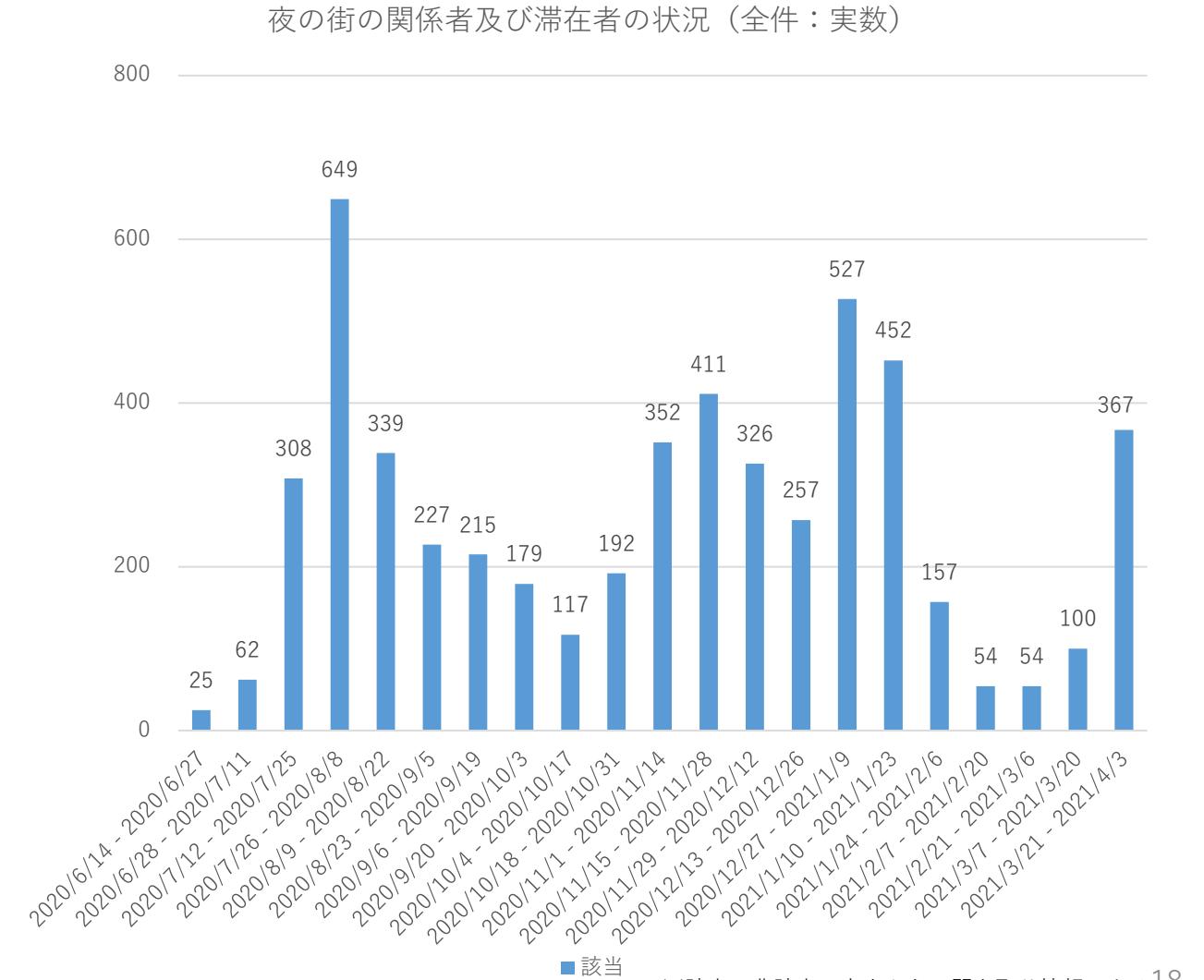
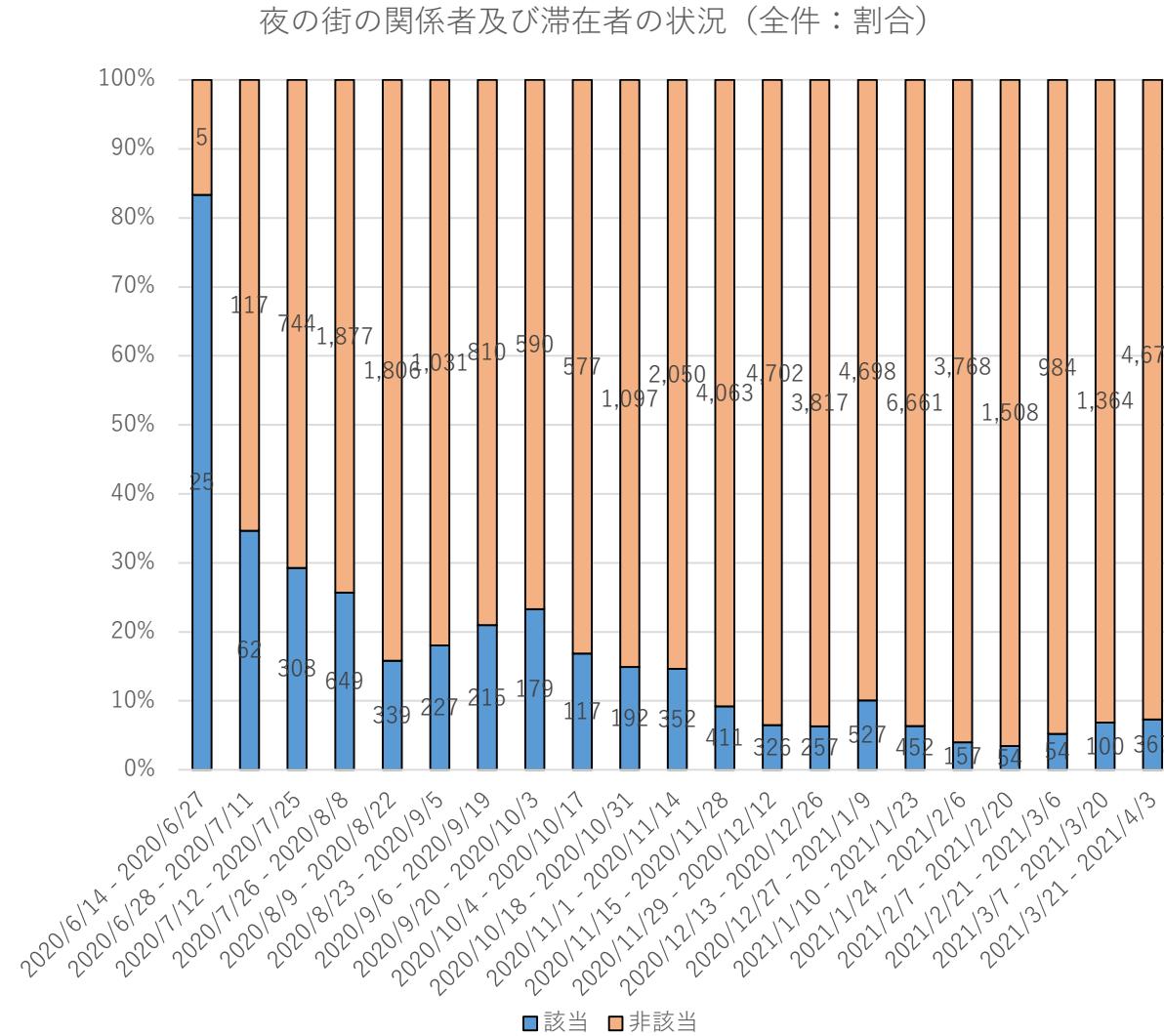
<全年代感染経路>

時点	施設 関連	学校 関連	飲食店	その他	濃厚接觸者 (家庭内 感染)	濃厚 接觸者	リンク 不明
第二波	7.7%	0.5%	0.5%	0.4%	12.3%	18.6%	60.0%
第三波	13.0%	1.2%	0.2%	1.4%	16.7%	14.8%	52.7%
第四波 (4/5まで)	6.7%	0.8%	0.2%	2.1%	16.4%	15.4%	58.4%

夜の街の関係者及び滞在者の状況（陽性者全体における該当者）

夜の街の関係者及び滞在者の割合・人数は、3月から増加。

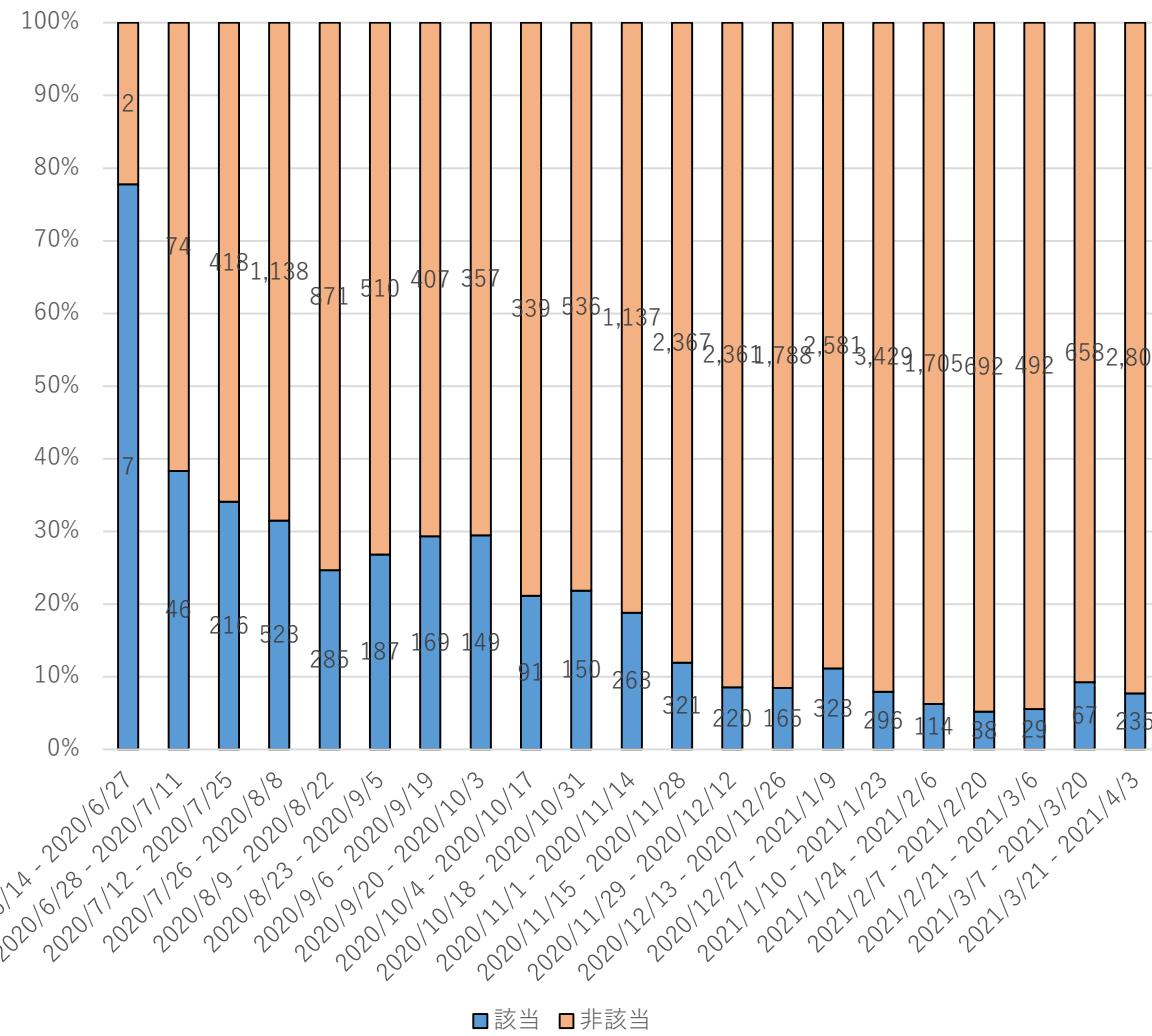
（6月14日以降4月3日までに判明した52,310事例の状況）



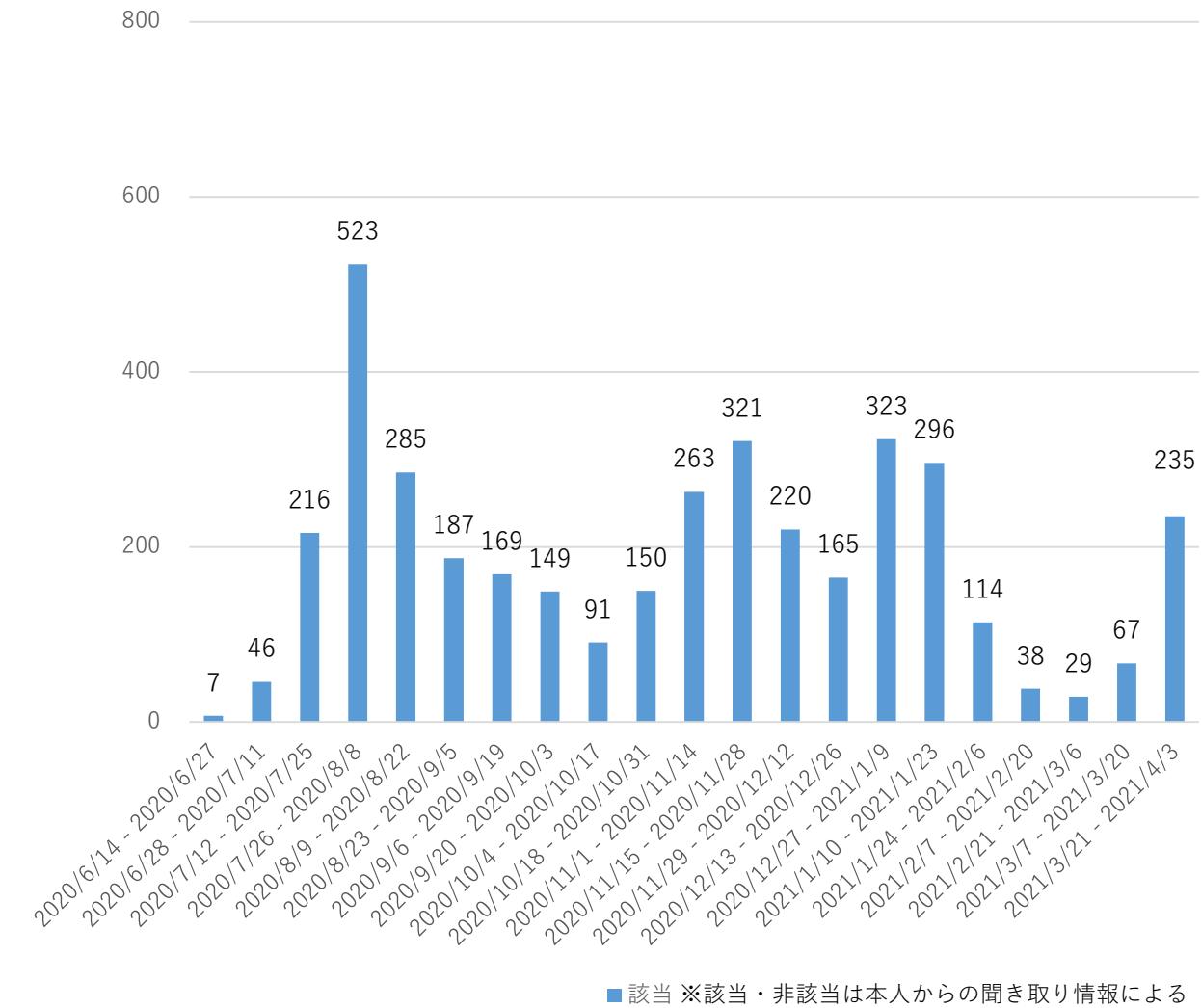
夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明者における該当者）

（6月14日以降4月3日までに判明した感染経路不明者28,564事例の状況）

夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明：割合）



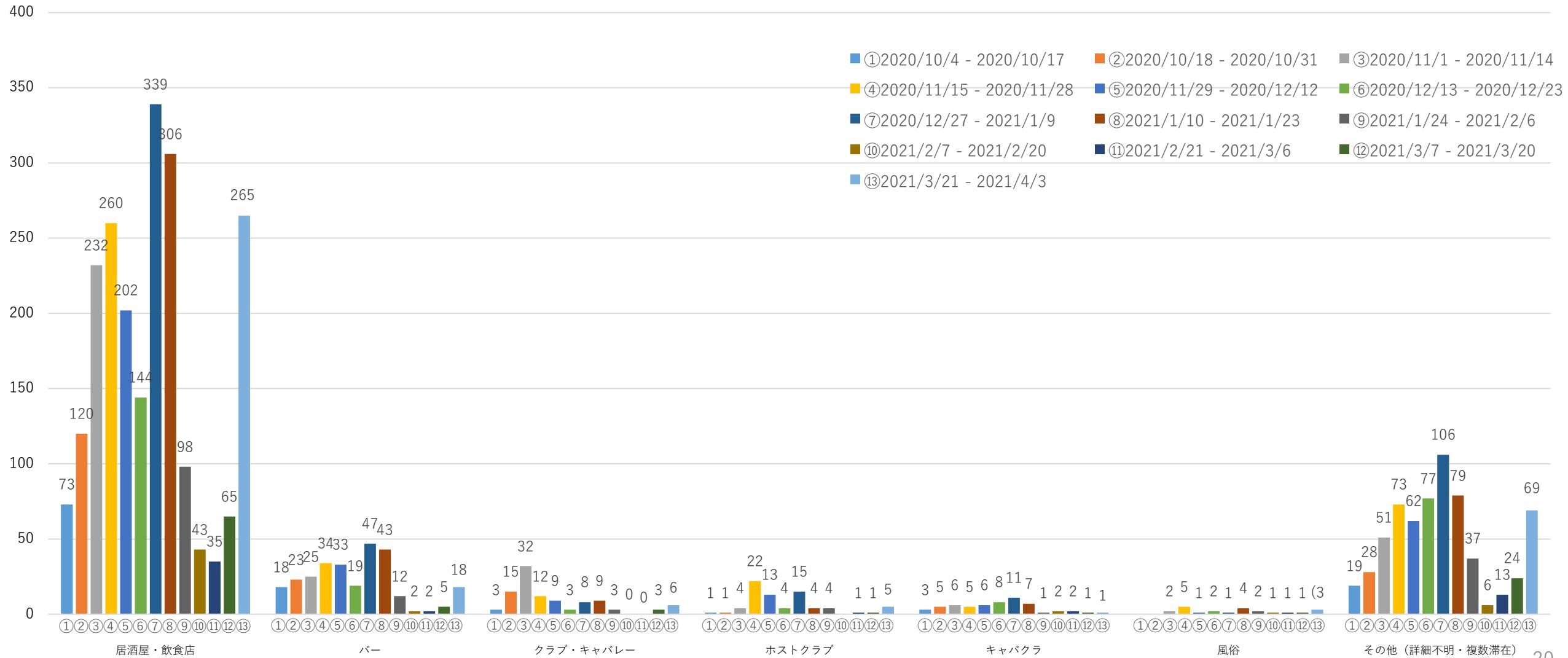
夜の街の関係者及び滞在者の状況（感染経路不明：実数）



夜の街の滞在分類別の状況

居酒屋・飲食店は、3月より増加し、直近2週間は急増している。

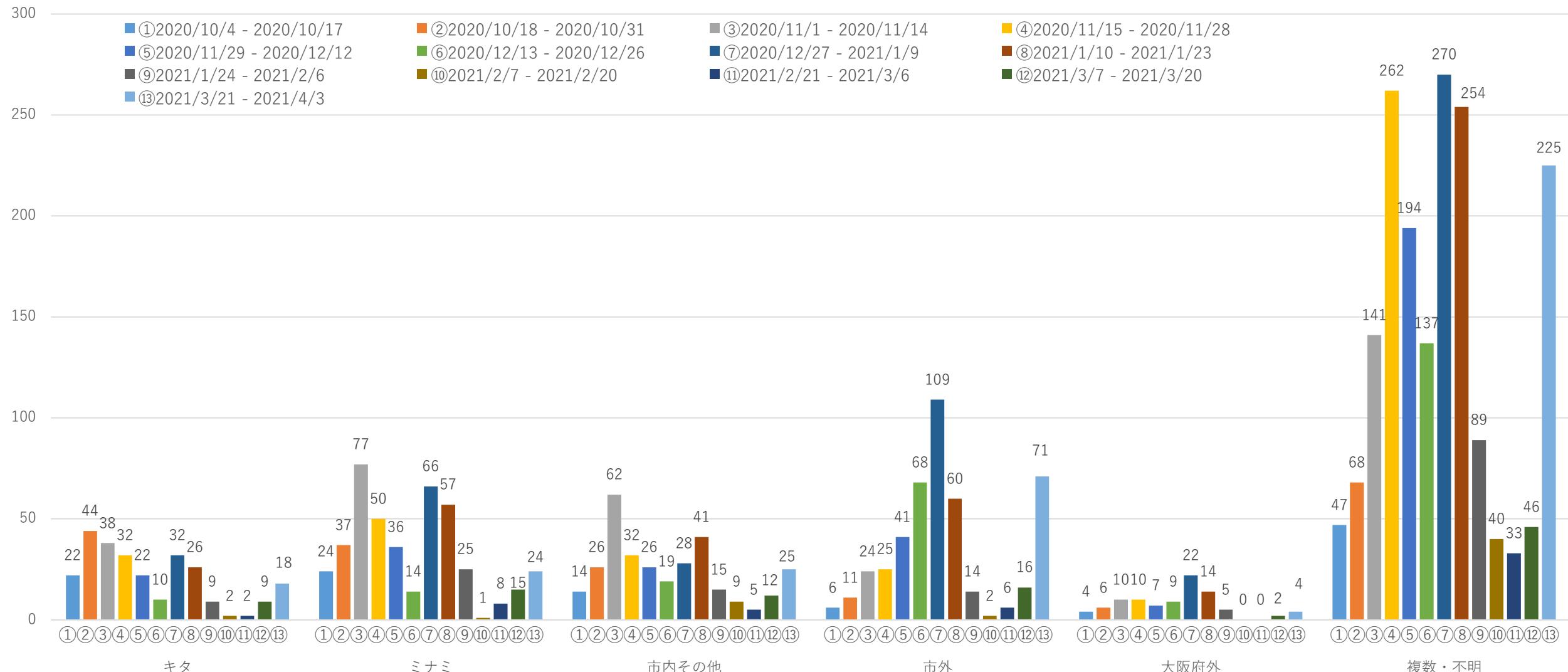
(10月4日以降4月3日までに判明した3,366事例の状況)



※滞在先の分類は本人からの聞き取り情報による

夜の街の滞在エリア別の状況

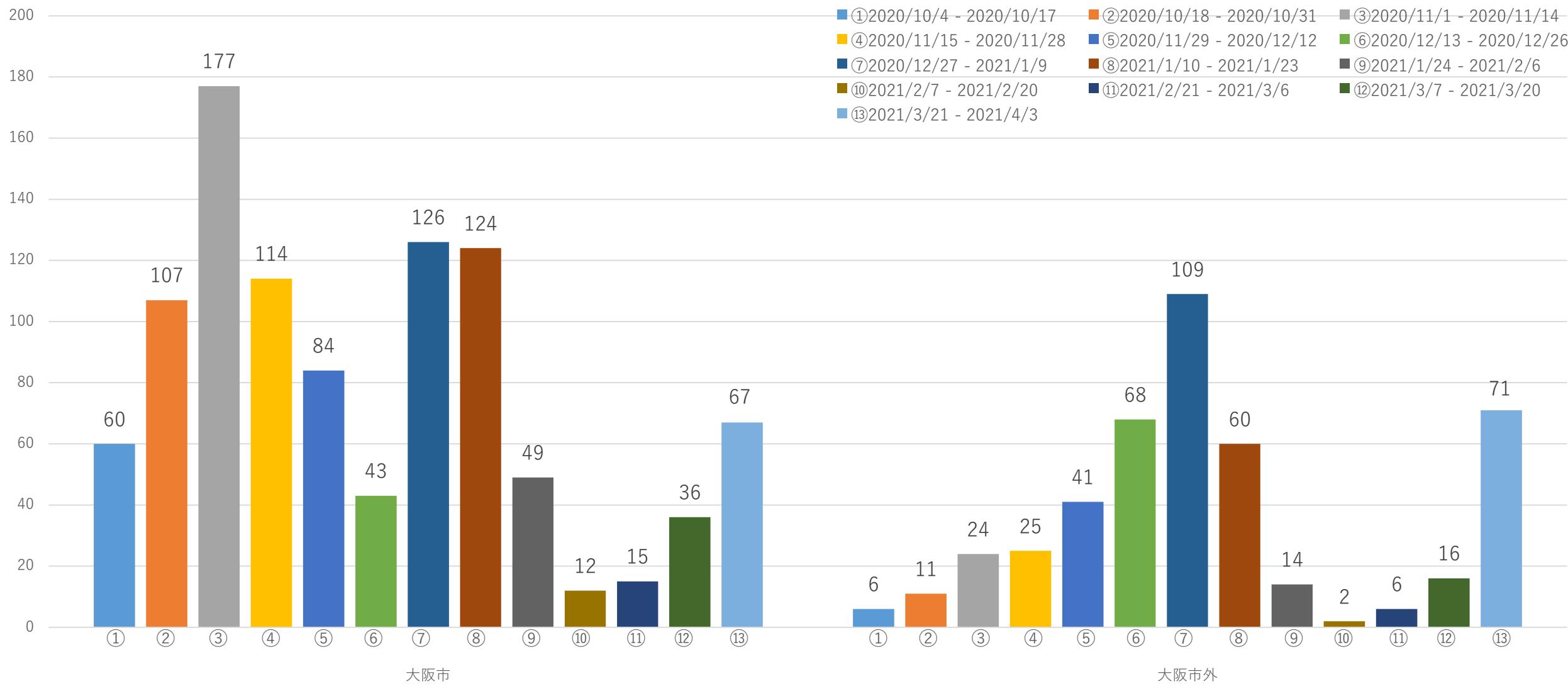
(10月4日以降4月3日までに判明した3,366事例の状況)



※滞在エリアの分類は本人からの聞き取り情報による

夜の街の滞在エリア別の状況

直近2週間は、新規陽性者の夜の街滞在エリアとして、大阪市・大阪市外ともに急増している。



※滞在エリアの分類は本人からの聞き取り情報による

クラスターの発生状況（4月5日時点）

第一波のクラスターの発生状況
(1月29日以降6月13日まで)

	発表名称	件数	陽性者数
1	ライブ参加者	4 施設	48
2	大学の関係者	1 大学	8
3	医療機関関連	6 機関	284
計			340

第二波のクラスターの発生状況
(6月14日以降10月9日まで)

	発表名称	件数	陽性者数
1	飲食店関連	5 店	45
2	大学・学校関連	3 校	48
3	医療機関関連	10機関	295
4	施設関連	23施設	389
5	その他	4件	63
計			840

第三波のクラスターの発生状況
(10月10日以降2月28日まで)

	発表名称	件数	陽性者数
1	飲食店関連	8 店	82
2	大学・学校関連	30校	439
3	医療機関関連	61機関	2,074
4	施設関連	137施設	2,496
5	その他	59件	595
計			5,686

第四波のクラスターの発生状況
(3月1日以降4月5日まで)

	発表名称	件数	陽性者数
1	飲食店関連	2店	19
2	大学・学校関連	7校	85
3	医療機関関連	9機関	171
4	施設関連	30施設	345
5	その他	20件	179
計			799

クラスターにおける陽性者数の割合

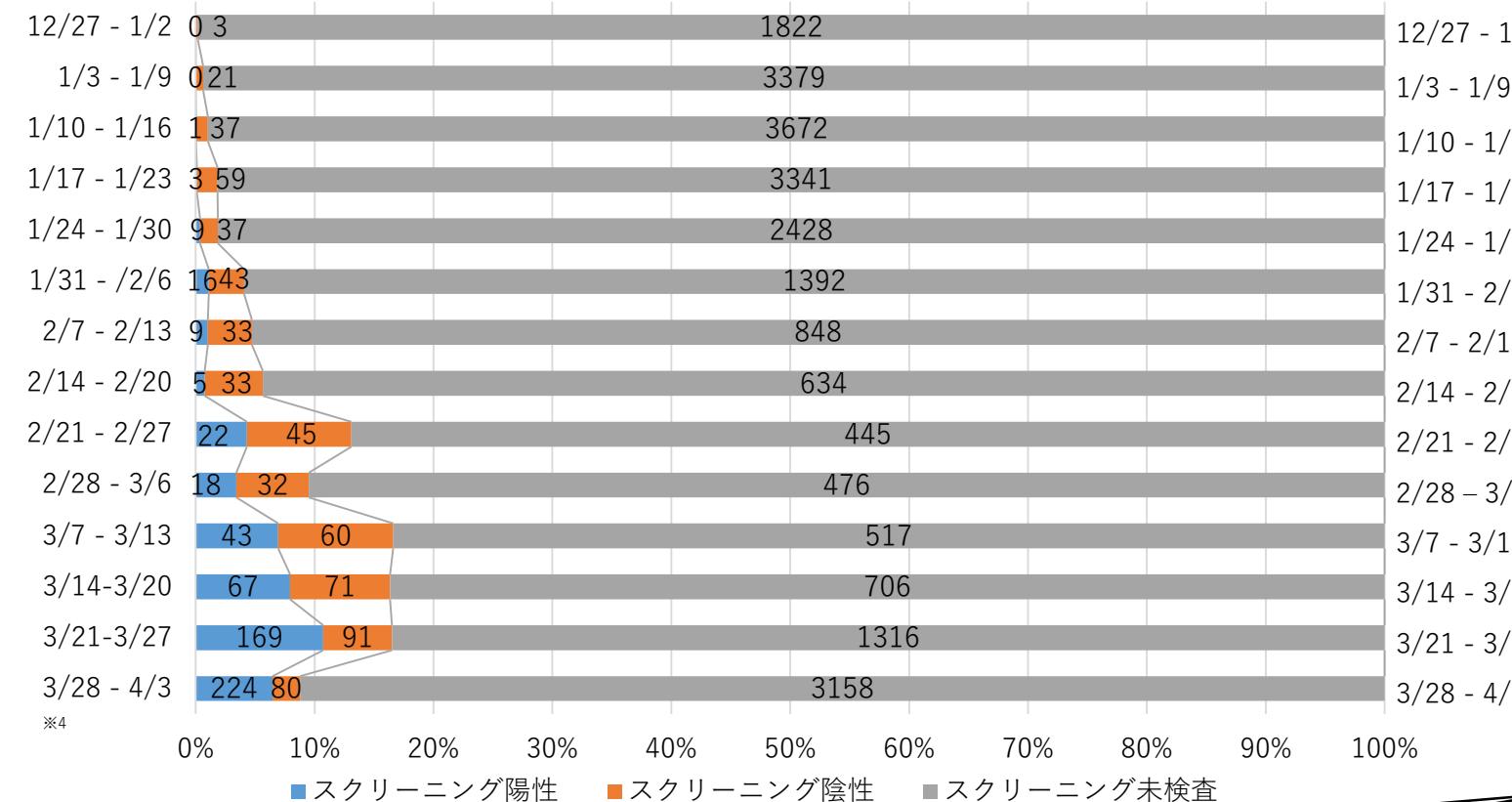
	第一波	第二波	第三波	第四波
クラスターにおける 陽性者数	340	840	5,686	799
全陽性者数	1,786	9,271	36,065	7,907
割合	19.0%	9.1%	15.8%	10.1%

2月下旬から、府内の新規陽性者のうち、数%が変異株であることが判明している

大阪府における変異株PCR検査の体制

- ◆ 変異株の全国的感染拡大を受けて、1/20より変異株PCR検査（スクリーニング検査）を実施。順次、検査の実施機関数を拡充し、体制を強化
- ◆ 現在、週あたり最大350件程度を実施

大阪健康安全基盤研究所（1/20～）、民間検査会社1カ所（2/12～）、民間医療機関2カ所（3/2～）



下記以外の人を集計

- ・変異株陽性者の濃厚接触者や接触の可能性がある人
- ・変異株が確認されている国・地域への渡航歴がある人

新規陽性者数(a)	変異株PCR検査数(b) ^{※1} 【検査率[b/a*100】】	変異株PCR陽性者数(c)	変異株PCR検査陽性率[c/b*100] ^{※3}	変異株PCR陽性判明率[c/a*100]
1,825	3【0.2%】	0	0.0%	0.0%
3,400	21【0.6%】	0	0.0%	0.0%
3,710	38【1.0%】	1	2.6%	0.0%
3,403	62【1.8%】	3	4.8%	0.1%
2,474	46【1.9%】	9	19.6%	0.4%
1,451	59【4.1%】	16	27.1%	1.1%
890	42【4.7%】	9	21.4%	1.0%
672	38【5.7%】	5	13.2%	0.7%
512	67【13.1%】	22	32.8%	4.3%
526	50【9.5%】	18	36.0%	3.4%
620	103【16.6%】	43	41.7%	6.9%
844	138【16.4%】	67	48.6%	7.9%
1,576	260【16.5%】	169	65.0%	10.7%
3,462	304 ^{※4} 【8.8%】	224 ^{※4}	73.7%	6.5%
(左記以外)	(878)	(259)	(29.5%)	

※1 変異株PCR検査数は、大阪府内の機関で実施したものを集計

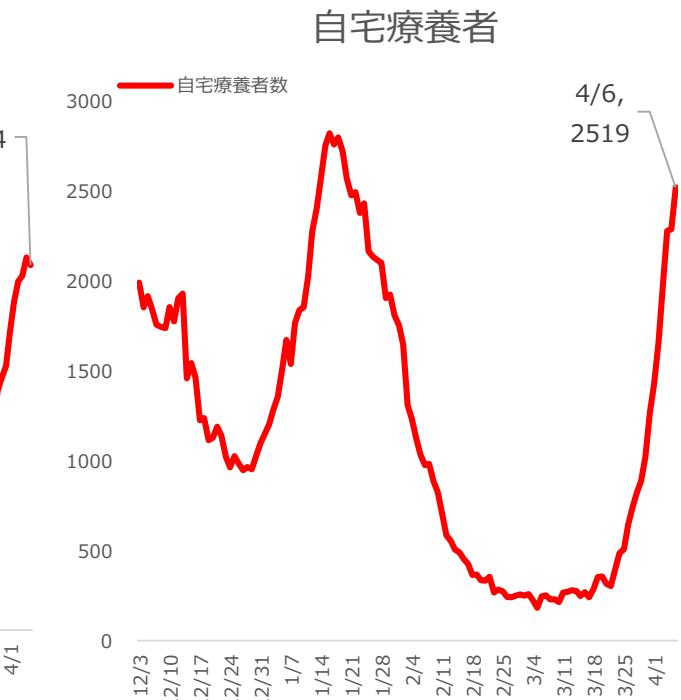
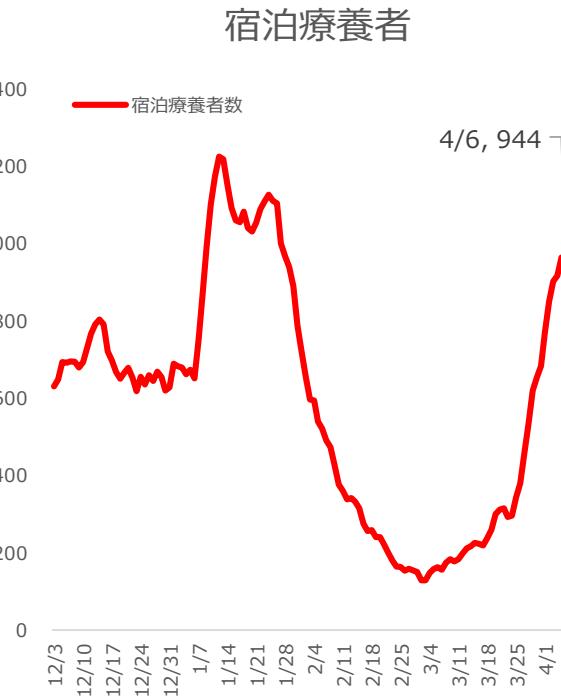
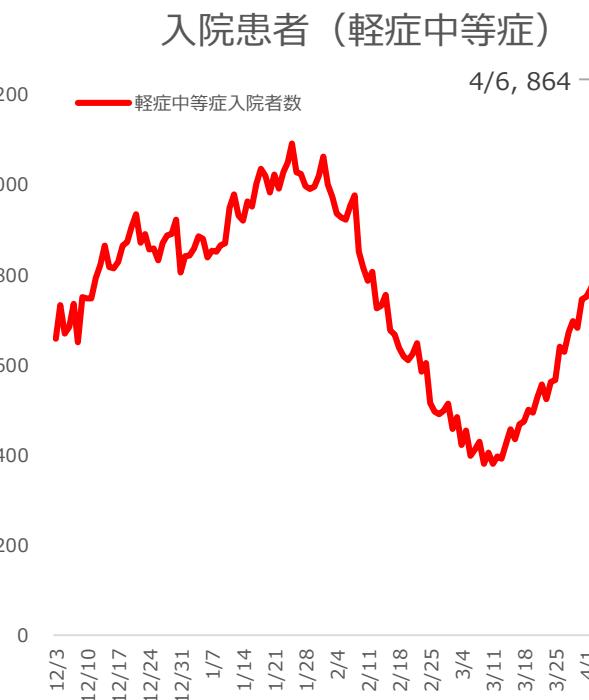
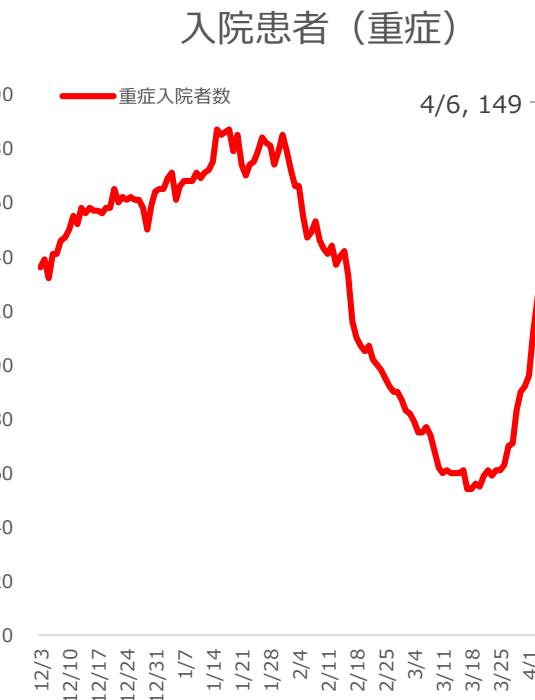
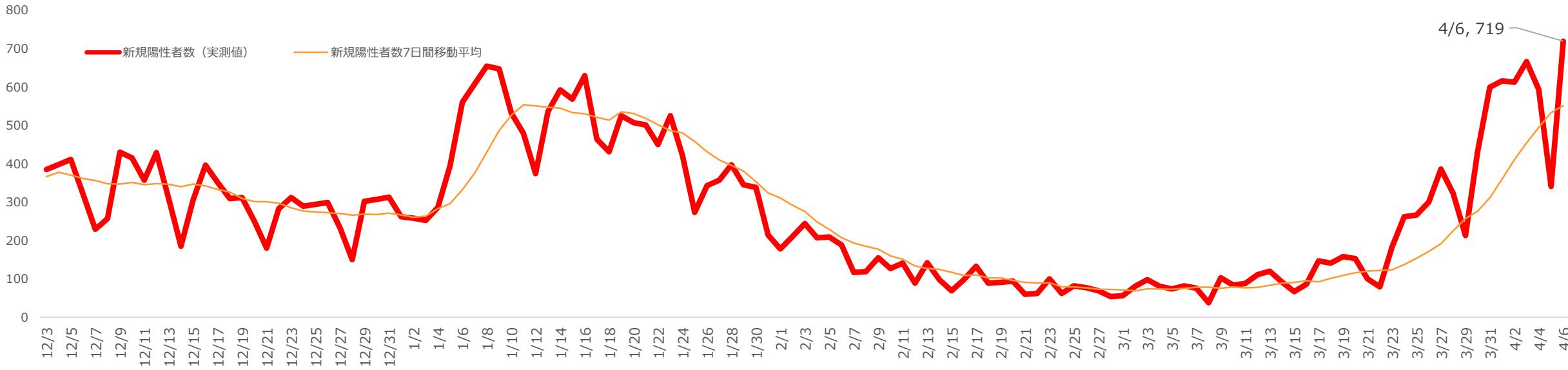
※2 別途、厚生労働省が実施した検査で283人が陽性判明

※3 変異株陽性者の濃厚接触者や接触の可能性がある人は、検体が残存している場合は、全件を検査対象としているため、陽性率は高くなる傾向

※4 スクリーニング検査の結果が判明したものから順次、反映予定

新規陽性者数と入院・療養者数(4月6日時点)

資料 1 – 3



入院・療養状況(4月6日時点)

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ1	75床	700床	800室
	フェーズ2	110床	1,000床	1,600室
	フェーズ3	150床	1,200床	2,400室
	フェーズ4	180床	1,500床	—
	フェーズ4-2	221床	1,800床	—
確保数等		確保数 224床	確保数 1,766床	2,416室
入院・療養者数 (別途、自宅療養 2,519人)		149人	864人	944人
(使用率：入院・療養者数 ／確保病床・室数)		66.5% (149／224)	48.9% (864／1,766)	39.1% (944／2,416)
(運用率：入院・療養者数 ／実運用病床・室数)		86.1% (149／173) うち、大阪コロナ重症センター (13／13)	57.8% (864／1,496)	43.2% (944／2,186)

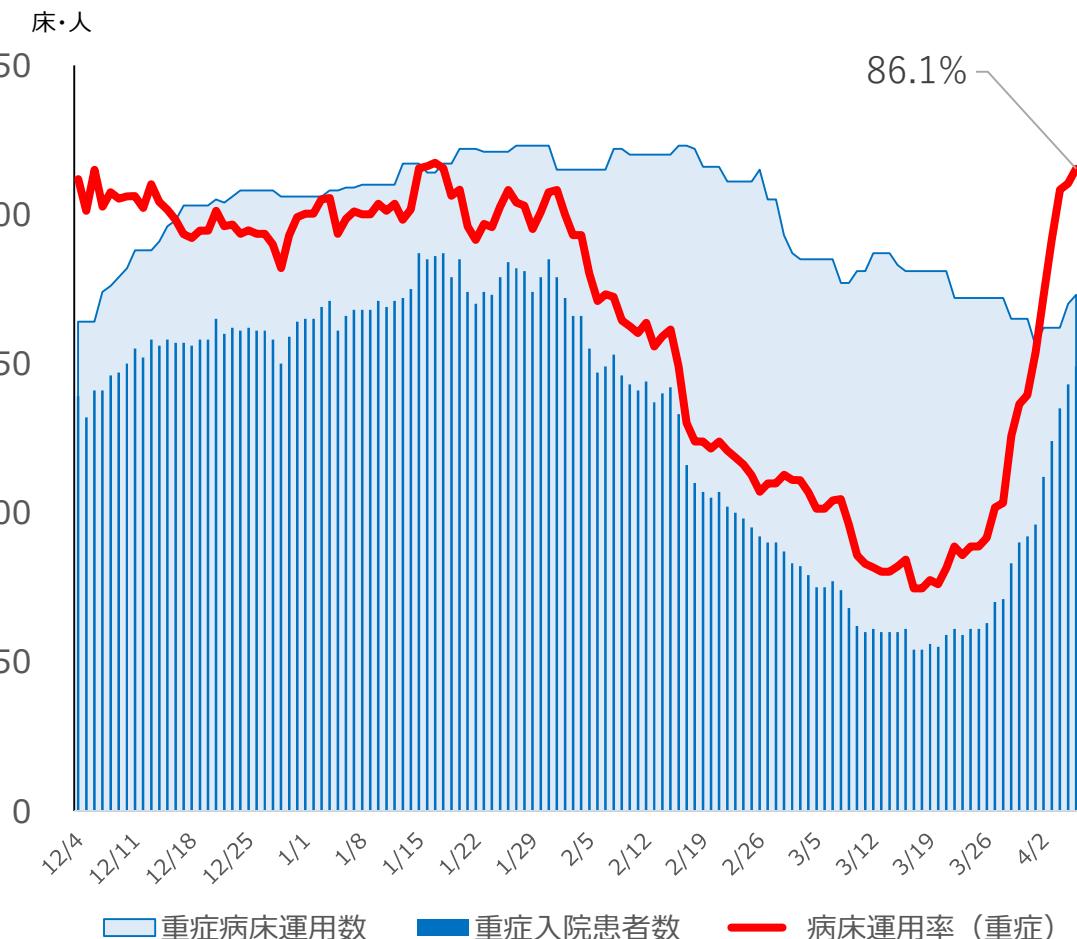
新型コロナウイルス感染症患者受入病床の確保・運用状況

● 重症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

4月6日現在 病床運用率86.1%

運用病床数 173床

入院患者数 149人



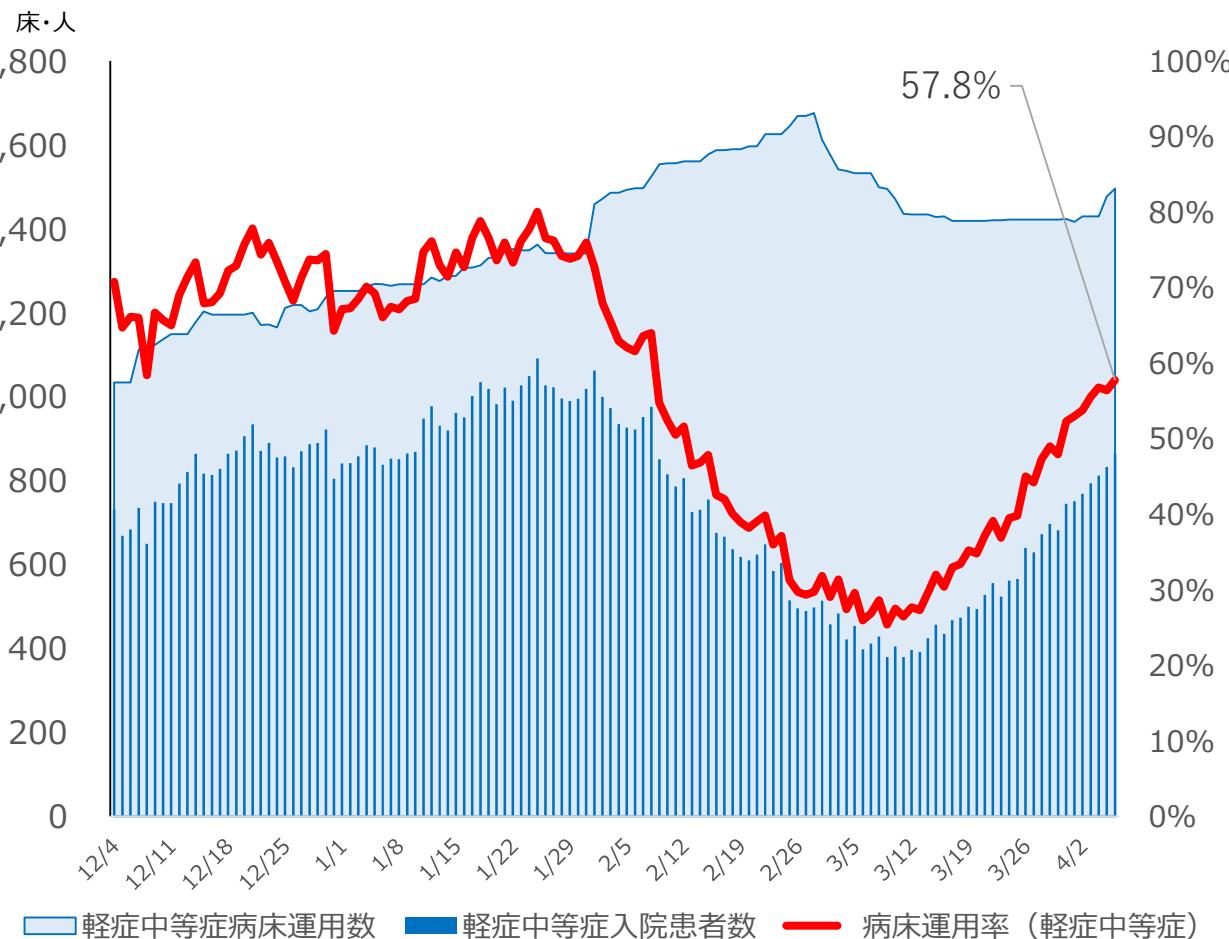
● 軽症中等症病床運用状況(令和2年12月4日以降)

4月6日現在 病床運用率57.8%

運用病床数 1,496床※

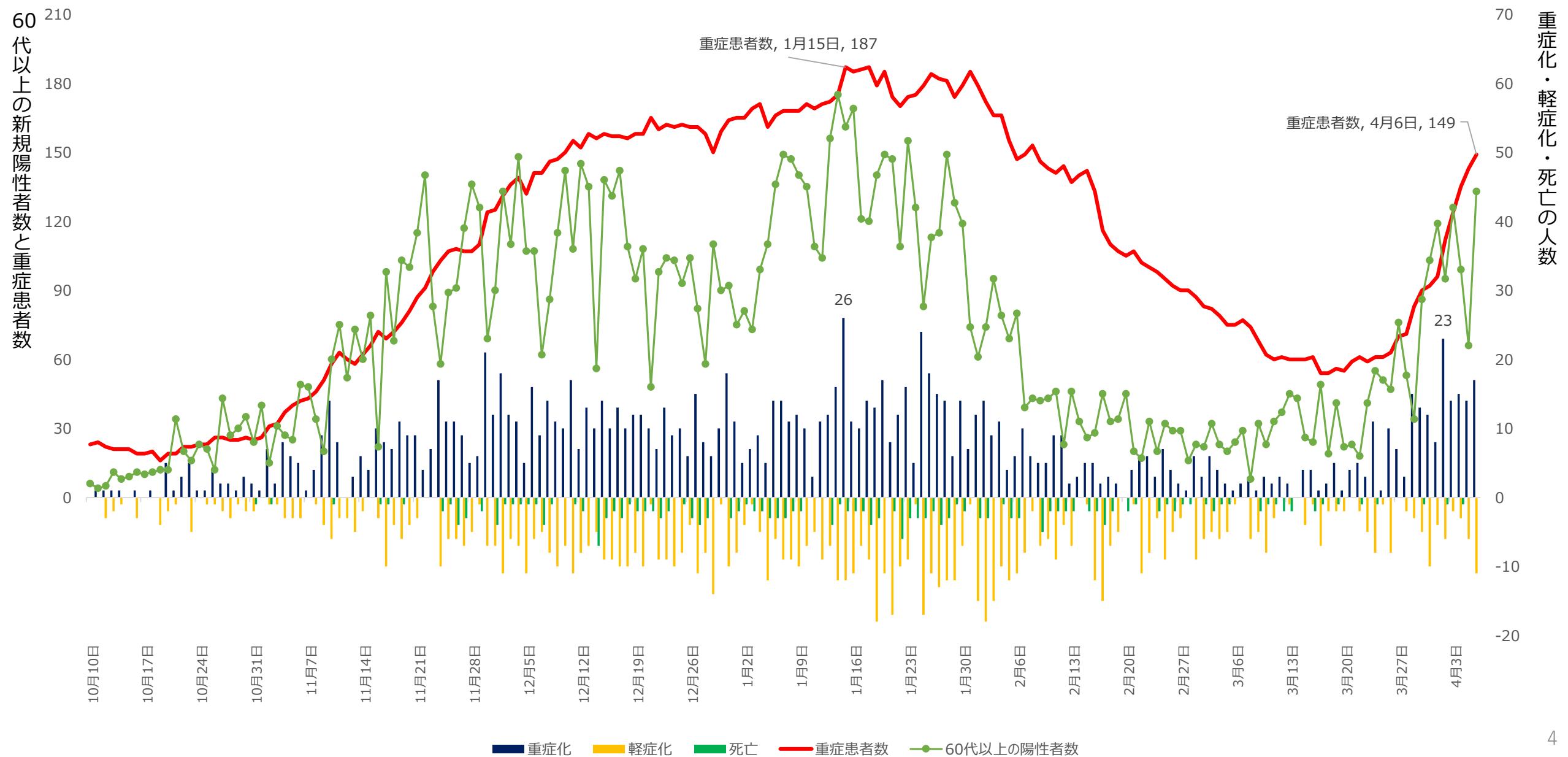
入院患者数 864人

※小児・精神患者用病床等約80床含んでおり、
一般患者に限ると病床利用率はより高くなっている。

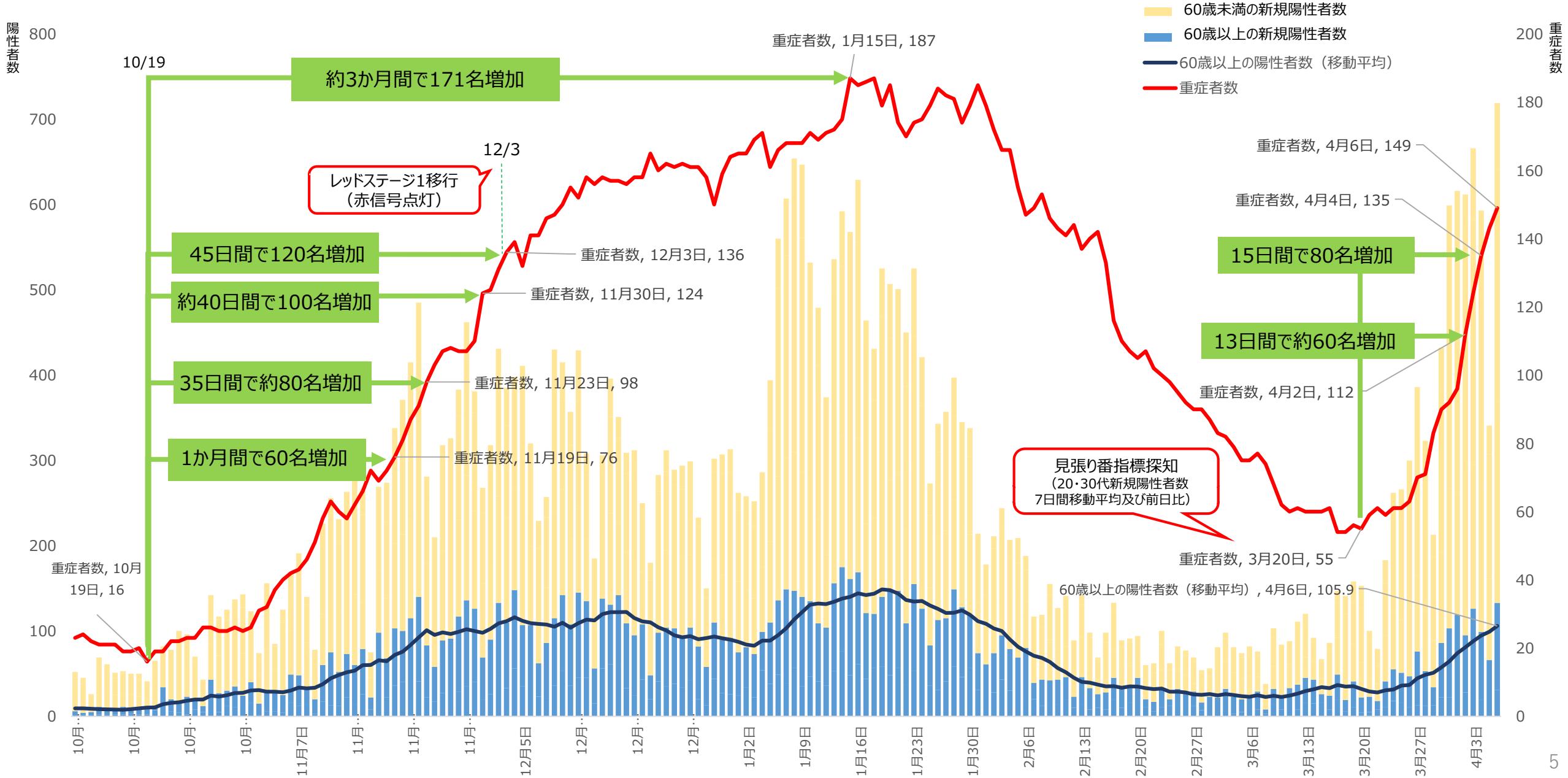


新規陽性者数と重症者数の推移

60代以上の新規陽性者数と重症患者数の推移（報道提供日ベース）



重症者数と60歳以上の陽性者数の推移



新規陽性者数の推移と患者発生シミュレーション

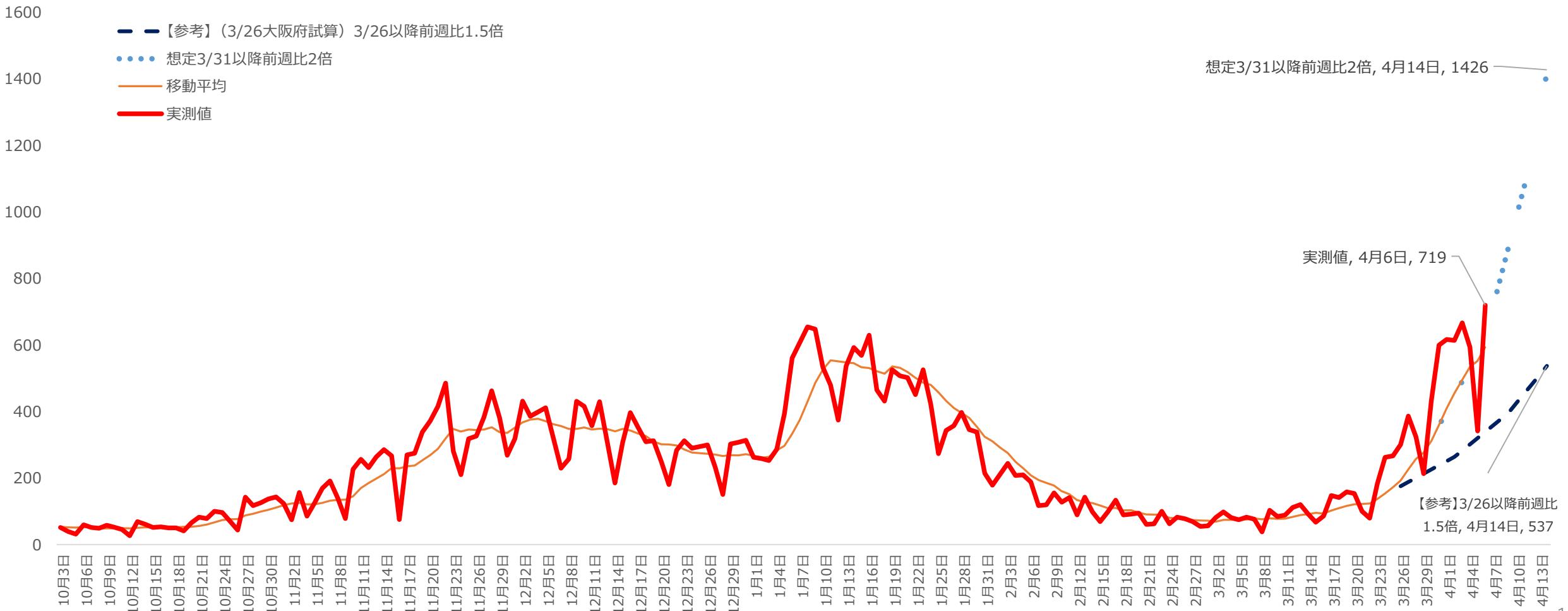
資料 1 - 4

■第42回対策本部会議（資料1-4）のシミュレーションと同じ設定で4/14まで実施。

想定：3/31以降、前週増加比2.0倍で増加する場合（参考：3/30時点の新規陽性者7日間移動平均の前週増加比が2.2倍）

【参考】3/26以降、前週増加比1.5倍で増加する場合（第41回本部会議資料（資料1-4）と同じ設定）

患者発生シミュレーション



療養者数のシミュレーション

■第42回対策本部会議（資料1-4）のシミュレーションと同じ設定で4/14まで実施。

想定：3/31以降、前週増加比2.0倍で増加する場合

【参考】3/26以降、前週増加比1.5倍で増加する場合

【陽性者数の設定の考え方】

■新規陽性者中の60代以上の陽性者の割合を18%（※1）と設定。

■新規陽性者中の40代・50代の新規陽性者数を24%（※1）と設定。

※1：3月30日時点の新規陽性者中の割合（7日間）

【重症率の設定の考え方】

■60代以上の新規陽性者の重症率は8.6%（※2）と設定。

■40代・50代の新規陽性者の重症率は1.9%（※2）と設定。

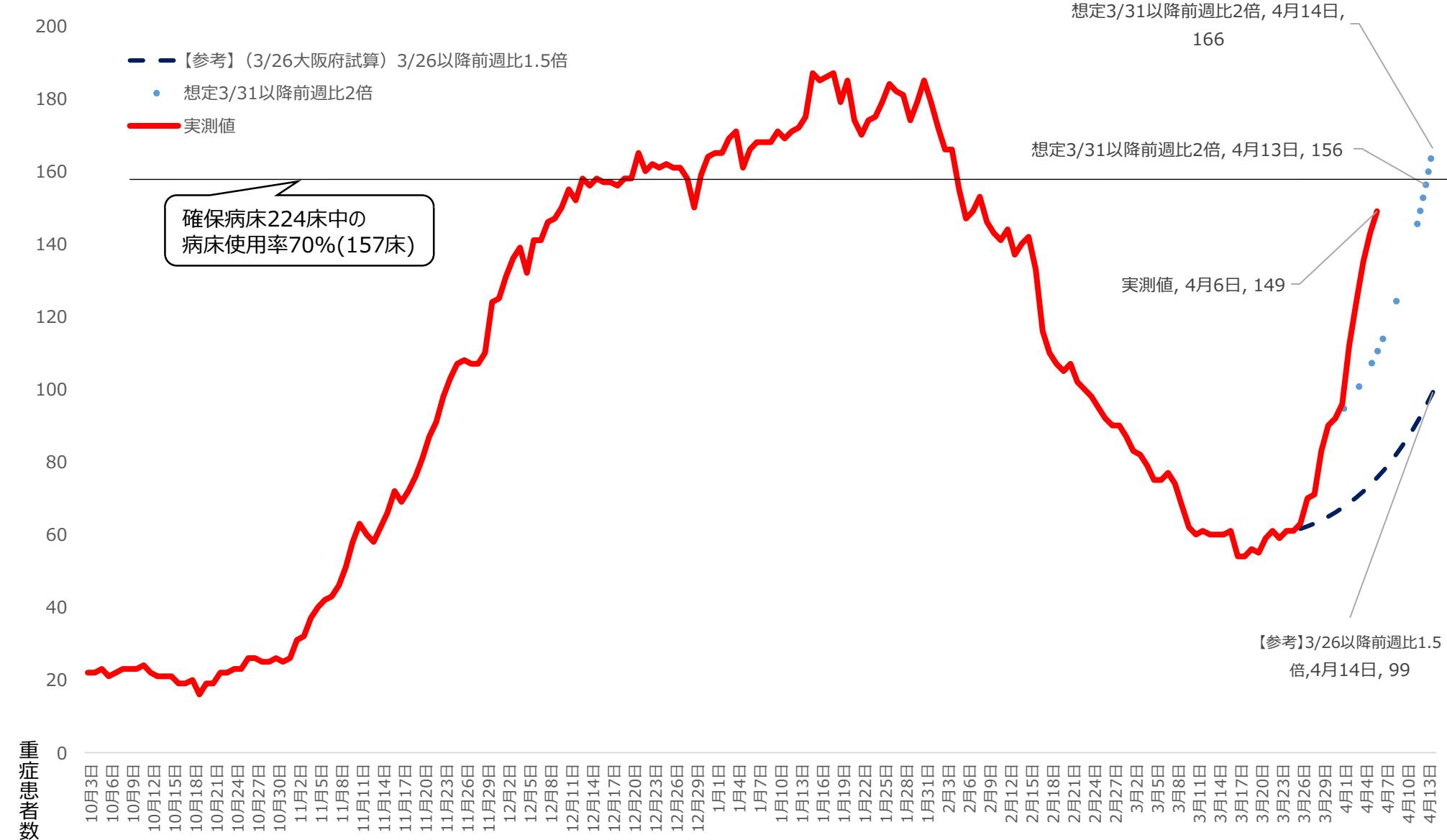
※2：第三波(10/10～3/25)における重症率

【療養方法と期間の設定の考え方】

■重症患者以外の陽性者のうち、23.4%は入院療養、40.1%は宿泊療養、36.5%は自宅療養となる。（第三波(12/21時点)実測値）

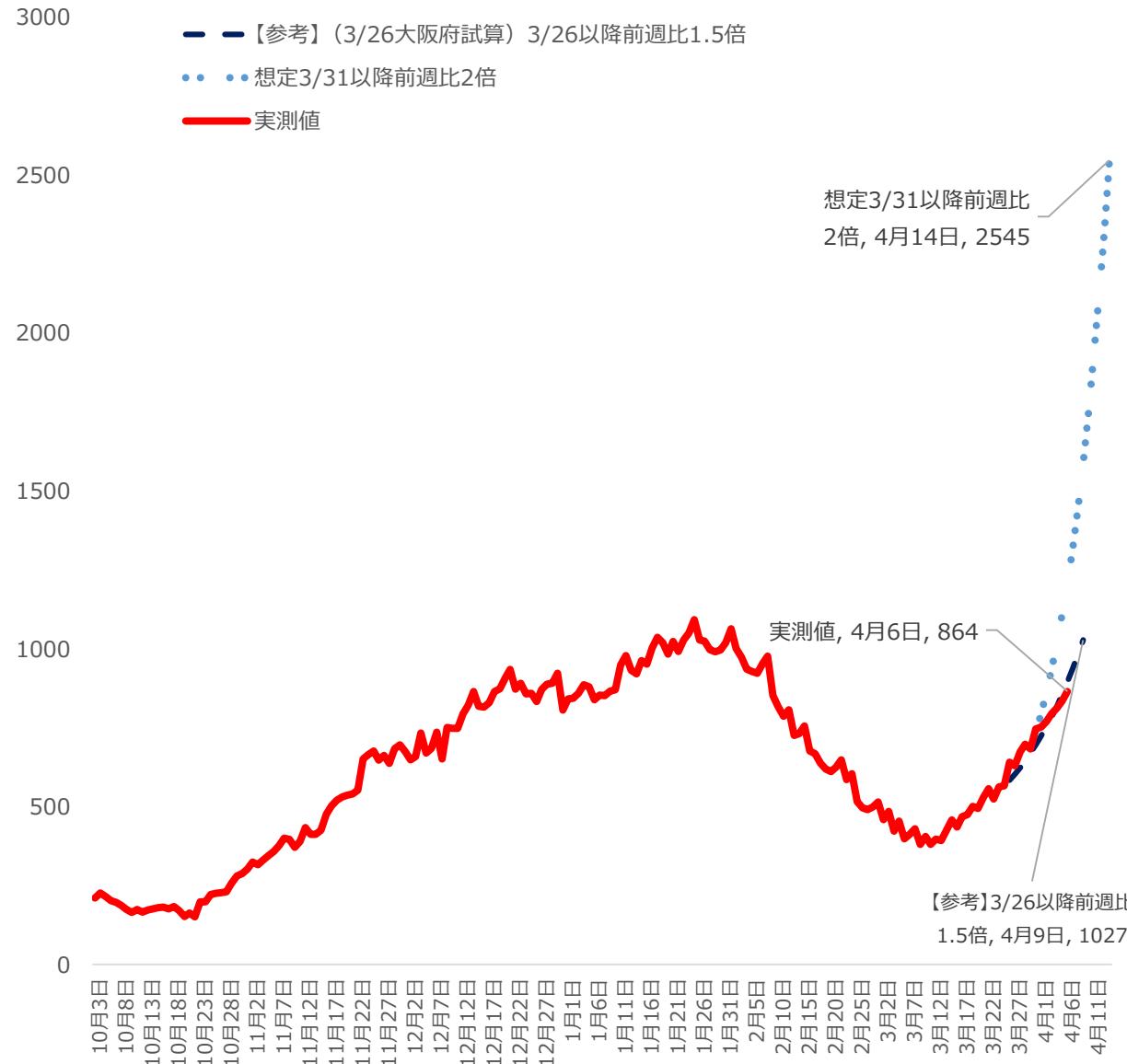
■重症以外の入院療養者は約12日後に退院する。
宿泊及び自宅療養者は約7日後に解除となる。
(第三波(12/21時点)実測値)

入院患者数（重症）シミュレーション

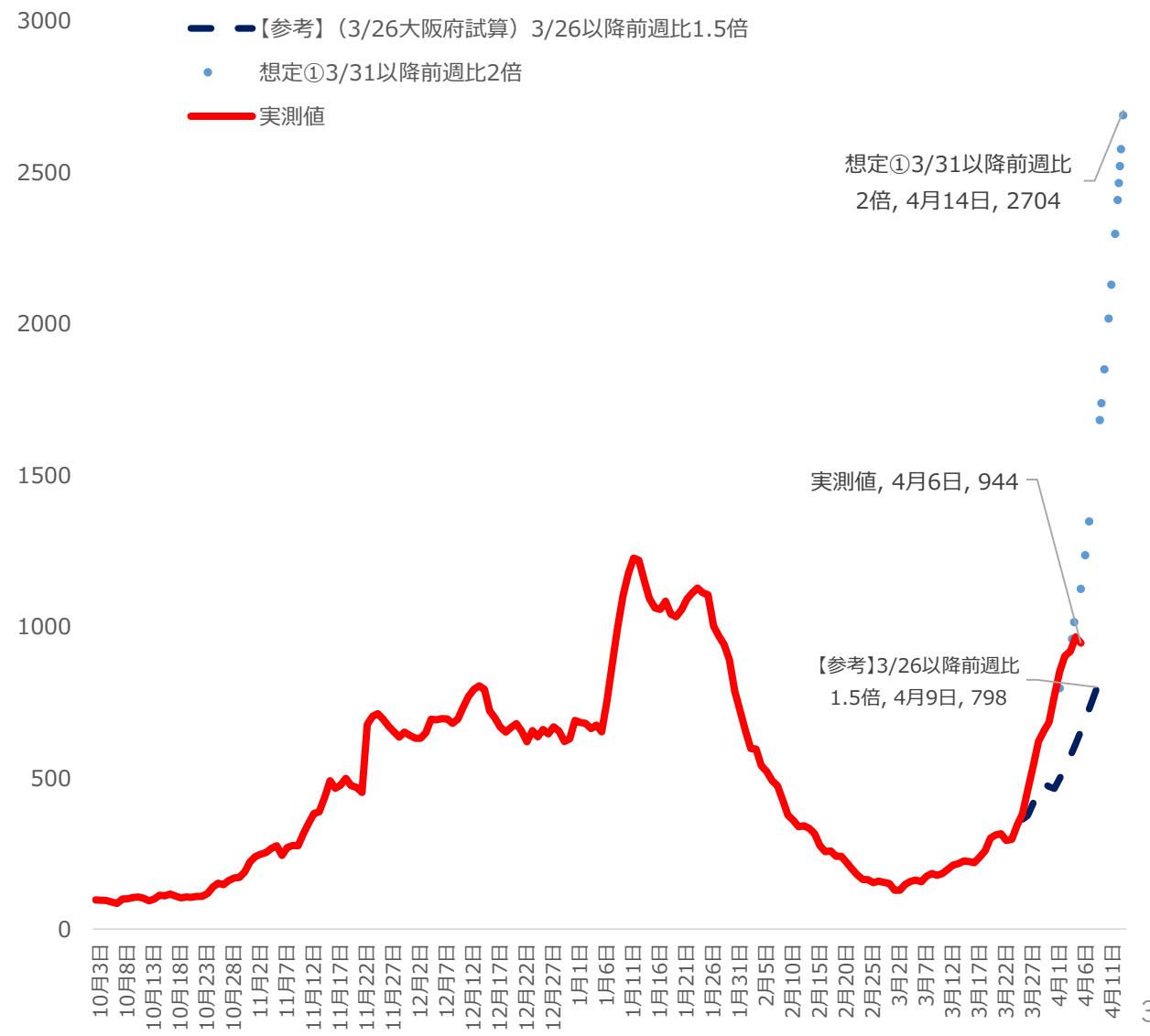


療養者数のシミュレーション

入院患者数（軽症中等症）シミュレーション



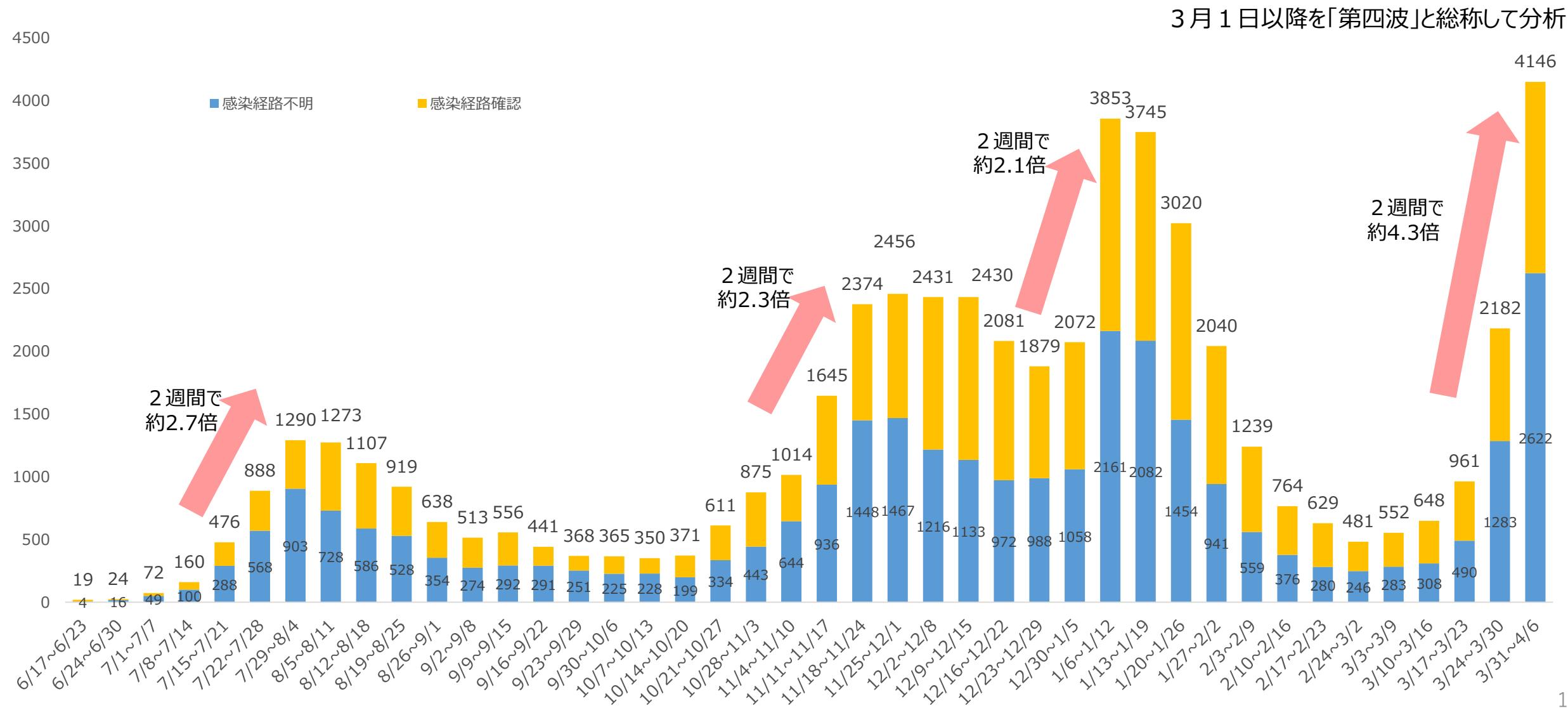
宿泊療養者数シミュレーション



【第四波の特徴 感染状況】7日間新規陽性者数の推移

資料 1 – 5

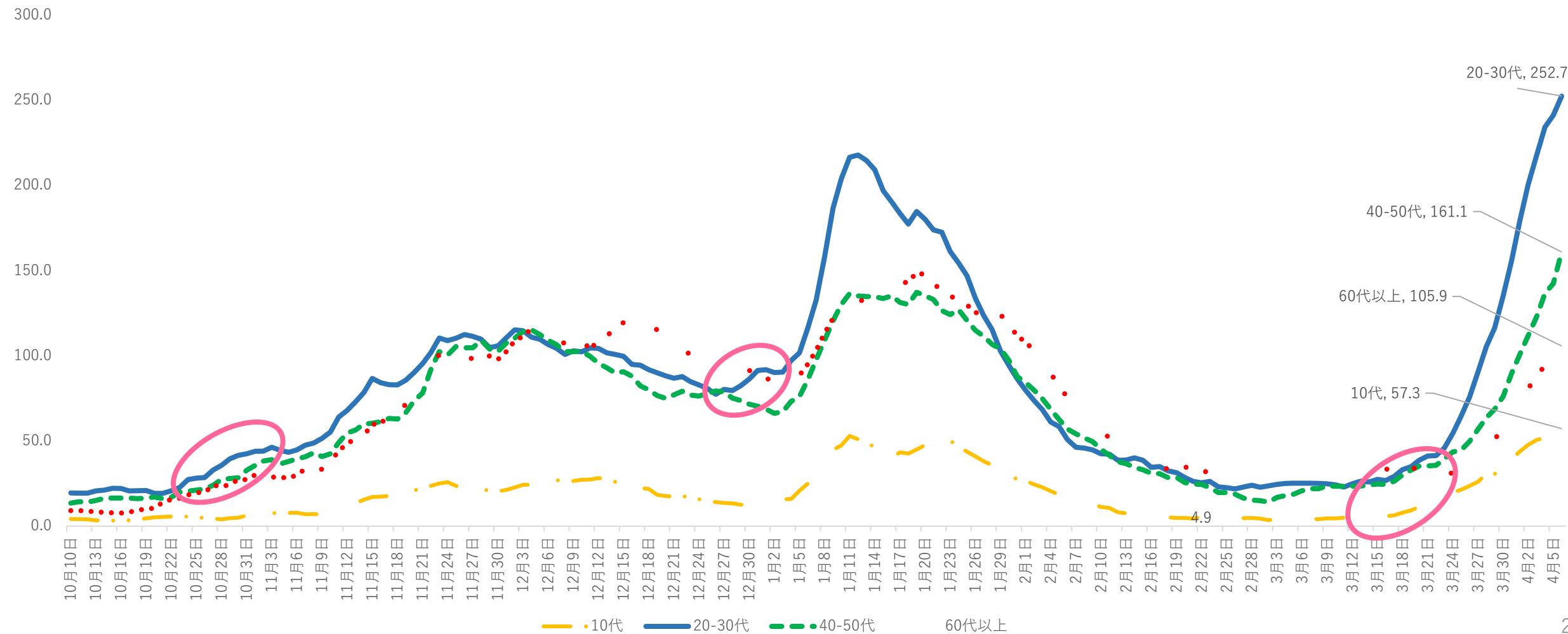
○第四波は、直近2週間で約4.3倍増加し、第二波、第三波を大きく上回る速度で感染が急拡大。



【第四波の特徴 感染状況】年代別新規陽性者数(7日間移動平均)の推移 (日別)

- 第四波は、3月中旬に、10代、20・30代、40・50代が同時に感染拡大に転じ、特に20・30代の感染が著しく拡大した。

※第三波(10月)は、20代～50代までほぼ同時に感染が拡大したが、10代には感染はあまり拡大せず。
また、第三波(年末年始)は、20・30代から感染拡大が始まり、他の年代層に拡大。

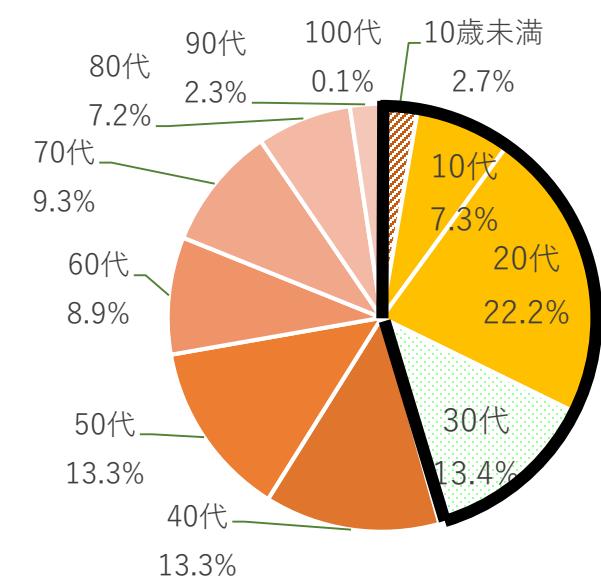


【第四波の特徴 感染状況】年代別新規陽性者の割合

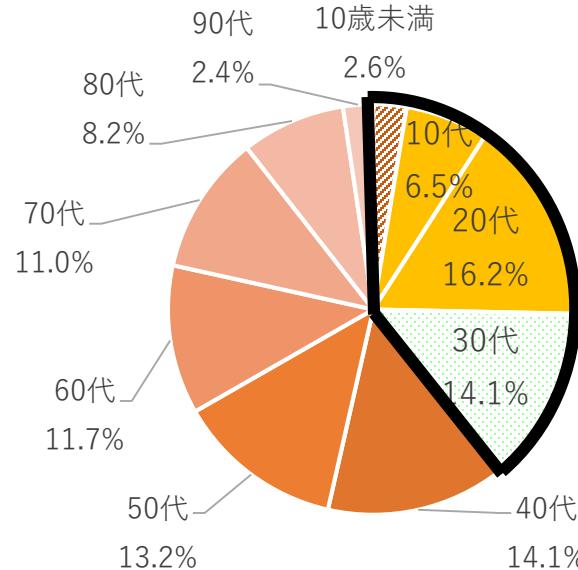
○ 第三波と異なり、第四波（3月中旬以降）は、30代以下の割合が急増し、5割を超過。

※変異株陽性者の年齢構成は、30代以下の割合が6割弱と高い。なお、変異株陽性者は、従来に比べ、10歳未満の割合が大きい。

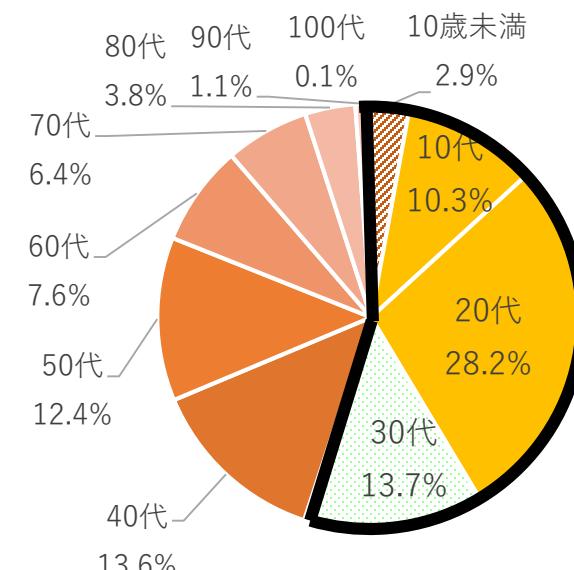
第三波
(10月10日～2月28日)



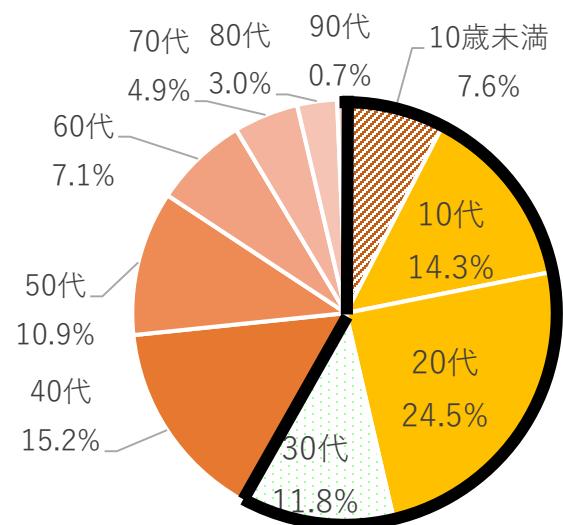
第四波前半
(3月1日～3月14日)



第四波後半
(3月15日～4月5日)



【再掲】変異株陽性者



30代以下割合 45.6%
(うち、20代以下 32.2%)

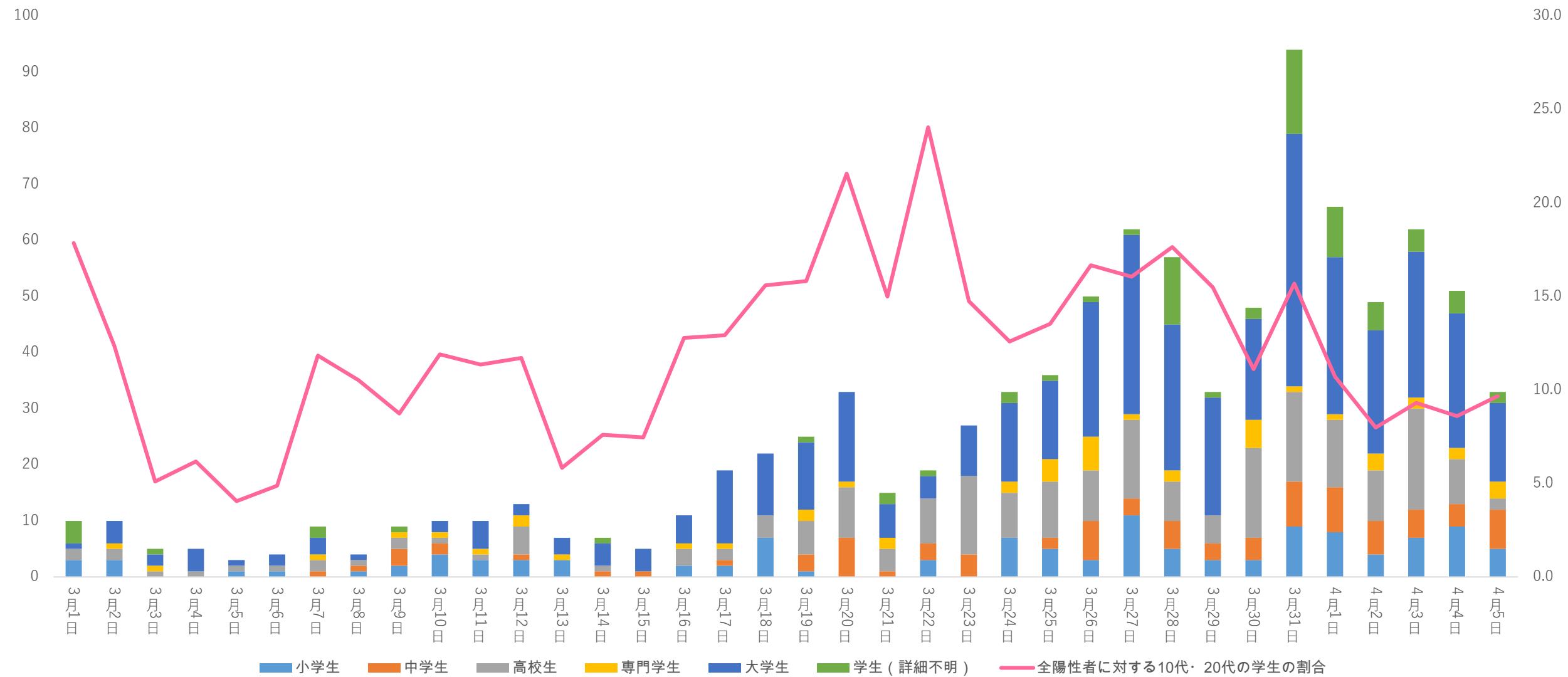
30代以下割合 39.4%
(うち、20代以下 25.3%)

30代以下割合 55.1%
(うち、20代以下 41.4%)

30代以下割合 58.2%
(うち、20代以下 46.4%)

【第四波の特徴 感染状況】10代・20代のうち、小・中・高・大学生等の感染状況

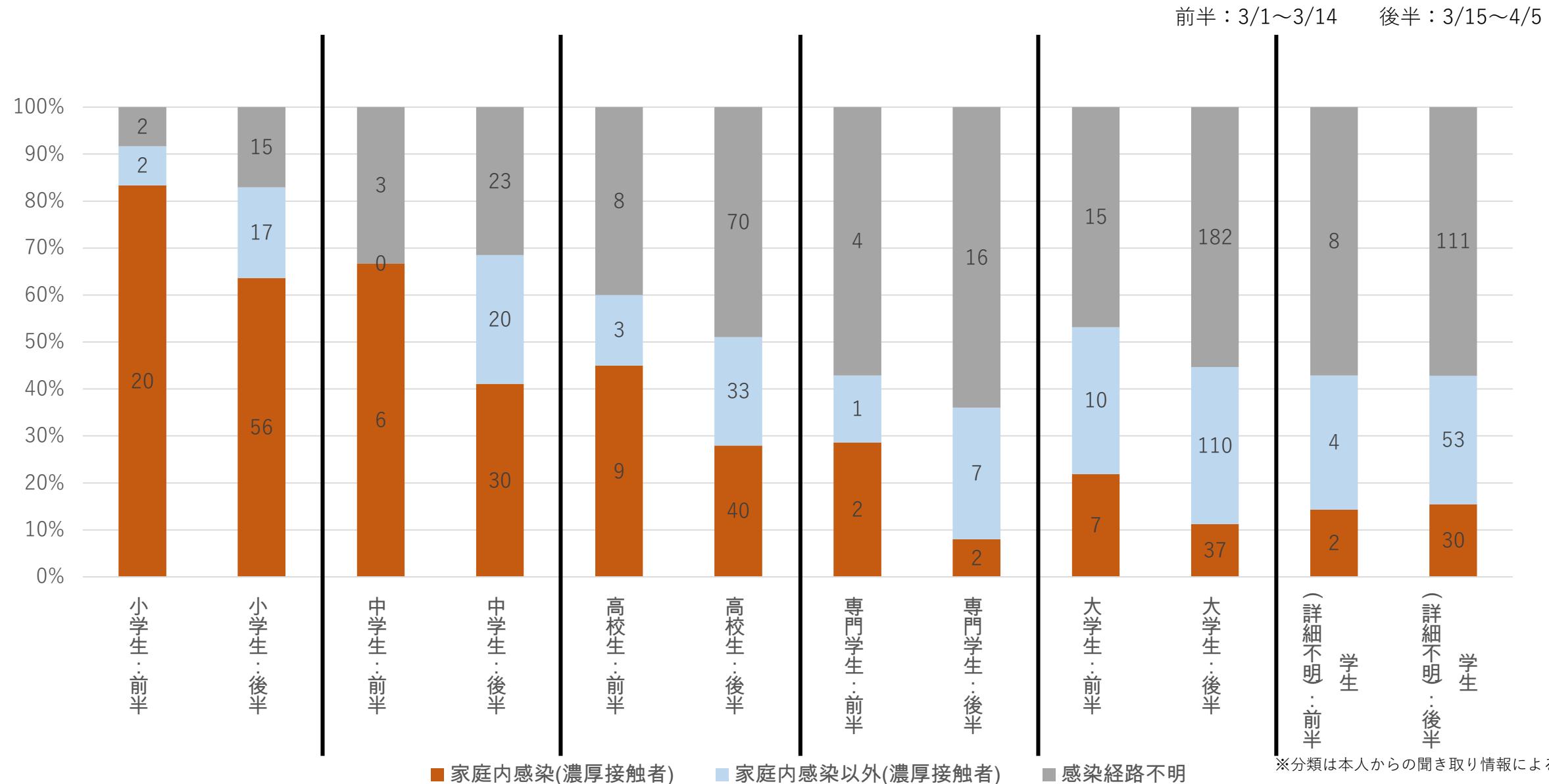
○ 3月中旬より、大学生を中心に学生の陽性者が増加。



※分類は本人からの聞き取り情報による

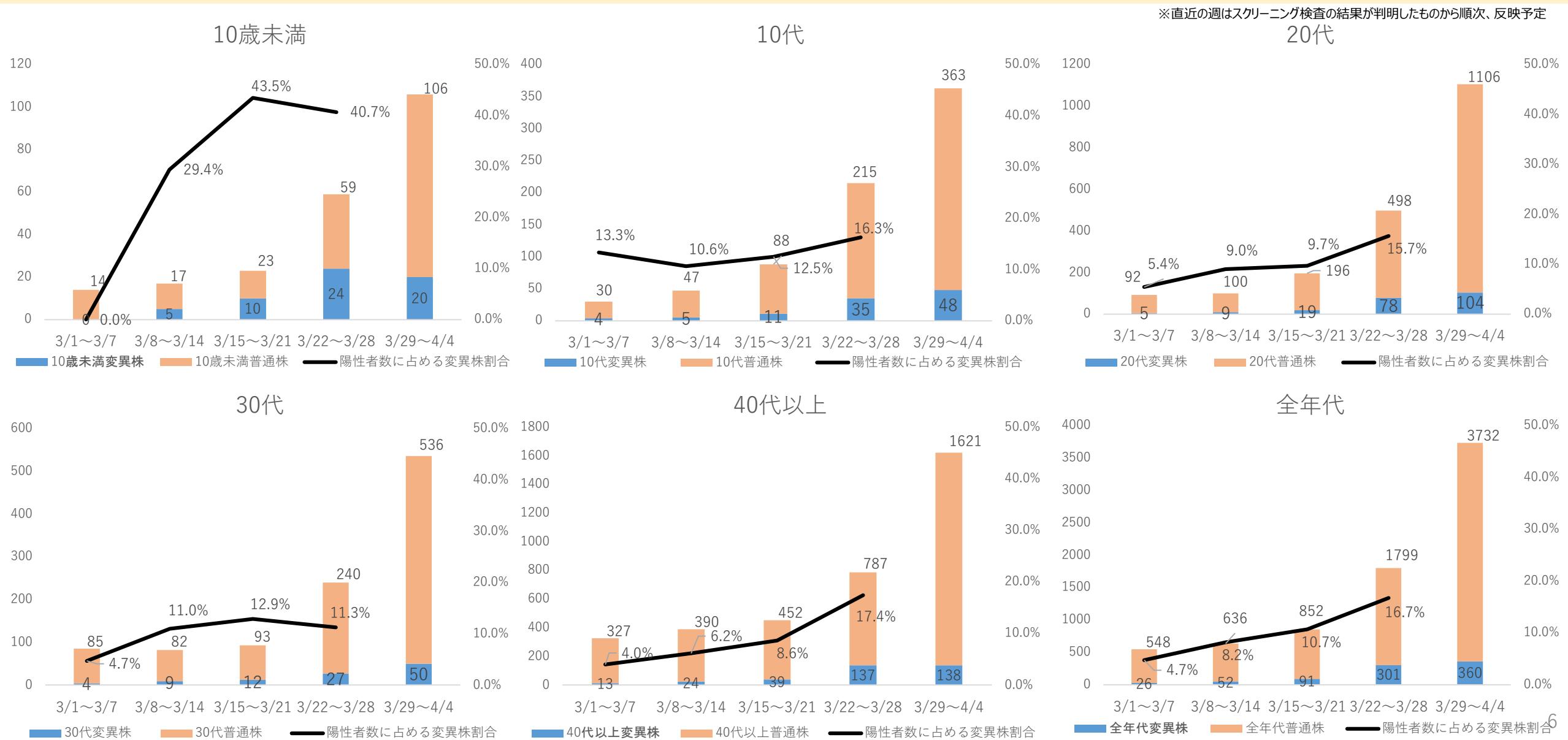
【第四波の特徴 感染状況】小・中・高・大学生等の感染経路

- 年齢が上がるにつれて、家庭内感染以外での濃厚接触者や感染経路不明の割合が増加。



【第四波の特徴】全陽性者に占める変異株の状況

- 各年代で、陽性者に占める変異株の割合が増加傾向。
特に10歳未満は変異株の割合が他の年代層に比べ高い。



【第四波の特徴 療養状況】重症者のまとめ（令和3年4月5日時点）

※令和2年1月29日から6月13日を「第一波」、6月14日から10月9日を「第二波」、10月10日から令和3年2月28日を「第三波」、3月1日以降を「第四波」と総称して分析

第一波（6/13まで）

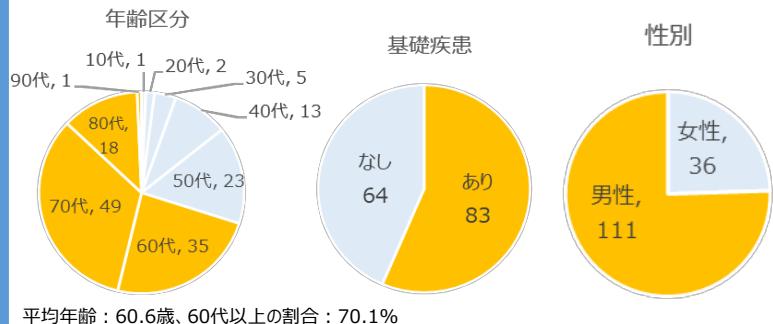
新規陽性者数	1,786
(再掲)40代以上(割合)	1,054(59.0%)
(再掲)60代以上(割合)	489(27.4%)
重症者数	147
死亡	47
転退院・解除	100
帰入院中（軽症）	0
入院中（重症）	0

■重症者の割合

- ①40代以上の陽性者に占める重症者の割合：13.2%(139/1,054)
- ②60代以上の陽性者に占める重症者の割合：21.1%(103/489)
- ③全陽性者数に占める重症者の割合：8.2%(147/1,786)

■発症から重症化するまでの日数

(全体) 平均±標準偏差： 7.82 ± 4.06 、中央値：8
 (60代以上) 平均±標準偏差： 7.65 ± 4.09 、中央値：8



第二波（6/14～10/9）

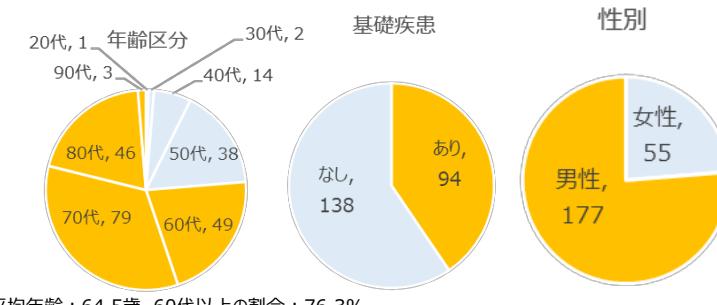
新規陽性者数	9,271
(再掲)40代以上(割合)	4,012(43.3%)
(再掲)60代以上(割合)	1,805(19.5%)
重症者数（※）	232
死亡	39
転退院・解除	193
帰入院中（軽症）	0
入院中（重症）	0

■重症者の割合

- ①40代以上の陽性者に占める重症者の割合：5.7%(229/4,012)
- ②60代以上の陽性者に占める重症者の割合：9.8% (177/1,805)
- ③全陽性者数に占める重症者の割合：2.5%(232/9,271)

■発症から重症化するまでの日数

(全体) 平均±標準偏差： 7.74 ± 3.58 、中央値：8
 (60代以上) 平均±標準偏差： 7.46 ± 3.59 、中央値：8



重症の定義：「重症病床におけるICU入室、挿管、人工呼吸器装着、ECMO使用」のいずれかとした。

基礎疾患：相談・受診の目安で示されている重症化リスクの高い患者（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析患者、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている患者）

【第四波の特徴 療養状況】重症者のまとめ（令和3年4月5日時点）

- 第四波は第三波と比べ、発症から重症化するまでの日数が1日短く、変異株陽性者についてはさらに短い。
- 変異株陽性者は、母数が少ないとや検査実施医療機関が特定されていることなど、普通株との単純比較は困難であるが、重症化率が従来と比べて高い。

第三波（10/10～2/28）

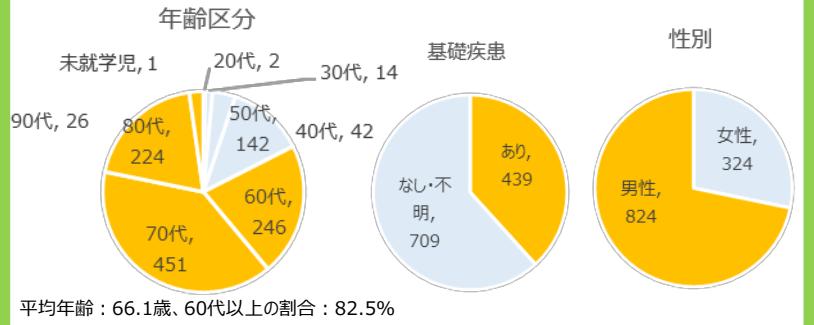
新規陽性者数	36,065
(再掲)40代以上(割合)	20,628(57.2%)
(再掲)60代以上(割合)	10,783(29.9%)
重症者数（※）	1,148
死亡	228
転退院・解除	900
帰入院中（軽症）	9
入院中（重症）	11

■重症者の割合

- ①40代以上の陽性者に占める重症者の割合：5.5% (1,131/20,628)
 ②60代以上の陽性者に占める重症者の割合：8.8% (947/10,783)
 ③全陽性者数に占める重症者の割合：3.2% (1,148/36,065)

■発症から重症化するまでの日数

（全体）平均±標準偏差：7.86±4.72、中央値：8
 （60代以上）平均±標準偏差：7.83±4.84、中央値：8



第四波（3/1以降）

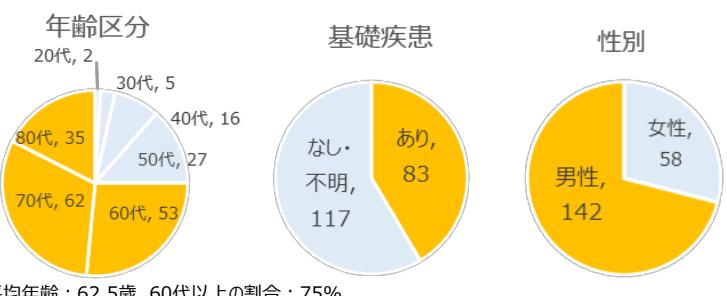
新規陽性者数	7,908
(再掲)40代以上(割合)	3,738(47.3%)
(再掲)60代以上(割合)	1,668(21.1%)
重症者数（※）	200
死亡	4
転退院・解除	16
帰入院中（軽症）	48
入院中（重症）	132

■重症者の割合

- ①40代以上の陽性者に占める重症者の割合：5.2% (193/3,738)
 ②60代以上の陽性者に占める重症者の割合：9.0% (150/1,668)
 ③全陽性者数に占める重症者の割合：2.5% (200/7,908)
- 【再掲】3月1日から3月14日
 ①5.0% (36/717)、②6.9% (27/394)、③3.0% (36/1184)
- 【再掲】3月15日から4月5日
 ①5.2% (157/3021)、②9.7% (123/1274)、③2.4% (164/6724)

■発症から重症化するまでの日数

（全体）平均±標準偏差：7.26±3.88、中央値：7
 （60代以上）平均±標準偏差：7.20±4.18、中央値：7



【再掲】変異株陽性者

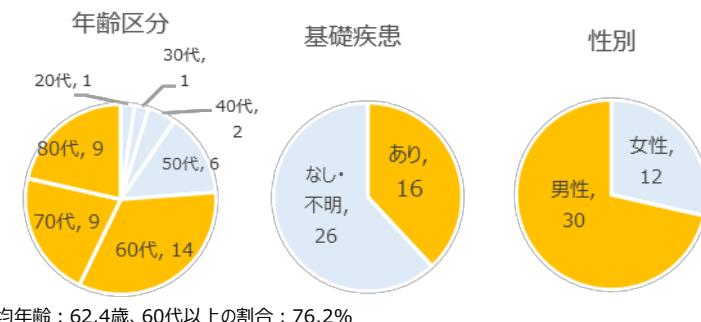
変異株スクリーニング陽性者数	897
(再掲)40代以上(割合)	375(41.8%)
(再掲)60代以上(割合)	141(15.7%)
重症者数（※）	42
死亡	1
転退院・解除	3
帰入院中（軽症）	12
入院中（重症）	26

■重症者の割合

- ①40代以上の陽性者に占める重症者の割合：10.7% (40/375)
 ②60代以上の陽性者に占める重症者の割合：22.7% (32/141)
 ③全陽性者数に占める重症者の割合：4.7% (42/897)

■発症から重症化するまでの日数

（全体）平均±標準偏差：6.64±3.65、中央値：6.5
 （60代以上）平均±標準偏差：6.58±4.11、中央値：6



【第四波の特徴 療養状況】重症者のまとめ（令和3年4月5日時点）

- 第四波は第三波と比べ、発症から重症化するまでの日数が7日と1日短く、変異株陽性者についてはさらに短い(6日)。
- 変異株陽性者は、現時点では、母数の少なさ等から、従来株との単純比較は困難であるが、重症化率は、従来株と比べて高い傾向。

	第三波	第四波 (前半3/1~3/14)	第四波 (3/15~4/5)	【再掲】変異株陽性者
重症者の割合	40代以上の陽性者に占める重症者の割合	5. 5 %	5. 0 %	5. 2 %
	60代以上の陽性者に占める重症者の割合	8. 8 %	6. 9 %	9. 7 %
	全陽性者に占める重症者の割合	3. 2 %	3. 0 %	2. 4 %
発症から重症化するまでの日数 (中央値)	全体	8 日	7 日	6. 5 日
	60代以上	8 日	7 日	6 日
重症者数に占める50代以下の割合	17. 5 %	25 %	23. 8 %	

第四波の状況と今後の対応方針について

第四波の状況

<感染状況について>

- 第四波は、直近2週間で新規陽性者数が約4.3倍増加。第二波（約2.7倍）や第三波（約2.3倍（10月）、約2.1倍（年末年始））を大きく上回る速度で感染が急拡大。これまでの波に比べ、感染拡大の局面が大きく変化。
- 30代以下の新規陽性者が急激に増加（第三波 45.6%→3月中旬以降55.1%）。変異株陽性者については、10歳未満の発生も多い。
- 3月中旬より、大学生を中心に学生の陽性者が増加。感染経路としては、家庭内感染以外の濃厚接触者や感染経路不明の割合が増加。

<医療提供体制について>

- 急激な重症者の増加により、フェーズ移行に伴う医療提供体制の確保が整う前に、重症病床使用率が8日間で40.2%から66.5%に急上昇。
 - ・重症者数約60名増加に要した日数：第三波1か月→第四波13日
 - ・重症者数約80名増加に要した日数：第三波35日 →第四波15日
- 重症者数に占める50代以下の重症者数の割合が急増：第三波17.5%→第四波25%
診断から重症化までの日数が短期化の傾向 : 第三波8日間→第四波7日間（変異株6日間）など、変異株の影響が懸念。



今後の対応方針

- 急増している30代以下の若者から高齢者層に感染が拡大。
⇒医療提供体制が極端にひっ迫する恐れが極めて強く、確保病床数を超えて重症患者が発生する可能性が高い。
- 上記から、以下のこと緊急で取り組む。
 - ① 府民に対する不要不急の外出自粛要請の徹底
 - ② 高齢者や基礎疾患がある方に対し、感染対策の徹底の注意喚起
 - ③ 新学期を迎えるにあたり、教育現場における感染防止対策の徹底（教育活動や部活動など、感染リスクの高い活動を控えるなど）
 - ④ 医療提供体制の緊急対応（確保病床を上回る臨時増床の要請など）

重症病床確保に向けた臨時緊急要請

(期間：5月5日（水）まで)

224床（確保病床数）までの運用に向け、非運用医療機関に働きかけるが、病床がオーバーフローする可能性があるので、並行して緊急的に下記機関に臨時的な追加要請を行った。（要請済）

1 重症患者受入医療機関（大学）

- ・要請内容 15床以上の運用

※ただし、関連病院での確保可。

追加合計 約30床

2 重症患者受入医療機関（その他）

- ・要請内容

3床以上の追加運用（許可病床300床以上の医療機関）

1床以上の追加運用（許可病床300床未満の医療機関）

追加合計 約40床

3 中等症患者受入基幹医療機関

- ・要請済み：300床以上公立公的病院（17病院）

400床以上地域医療支援病院（7病院）

- ・要請内容 患者が重症化した場合においても、
入院医療を継続（2名程度まで）

※ただし、重症病床運用医療機関において、病床運用率が
概ね85%程度となる等、新規受入が困難となる場合に限る。

追加合計 約30床（軽症中等症病床の転用）

軽症中等症病床確保に向けた 臨時緊急要請

(期間：5月5日（水）まで)

1,766床（確保病床数）までの運用に向け、非運用医療機関に働きかけるが、病床がオーバーフローする可能性があるので、並行して緊急的に下記機関に臨時的な追加要請を行う。（本日要請予定）

1 軽症中等症受入医療機関

（1）公立・国立病院（200床以上）※精神、小児等の専門病院除く 要請内容

○許可病床400床以上の医療機関

60床以上の運用（重症病床確保の場合48床以上）

○許可病床300床以上400床未満の医療機関

45床以上の運用（重症病床確保の場合36床以上）

○許可病床200床以上300床未満の医療機関

20床以上の運用（重症病床確保の場合16床以上）

（2）その他、受入医療機関

要請内容

個室化等のため休止とした病床の運用

追加合計 約350床

※ただし、病床運用率が概ね85%程度となる等、新規受入が極めて困難となる場合

2 二次救急医療機関

要請内容

- ・救急受入患者において陽性が判明した場合、
入院加療を継続
- ・救急搬送された陽性患者の受入徹底（受入医療機関）

本要請内容について消防機関との情報共有の徹底

※ただし、病床運用率が概ね80%程度となる等、新規受入が困難となる場合に限る。

感染状況や医療提供体制の状況に関する専門家のご意見

専門家	意見
朝野座長	<p>【第4波の感染状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> 若年者が多い：大阪はこれまで60歳以上の陽性者の割合が30%を超えていたが、第4波では60歳以上の陽性者の占める割合が少なく（最近は20%以下）、また、<u>若年者の中でも10代の陽性者</u>（これまで60代、70代と同程度だったが、第4波では30代、40代と同程度）<u>多いことが特徴</u>である。 <u>変異株の影響</u>：変異株は、若い世代にも広がっており、<u>すでに大阪では全体で70%を超えている</u>。 <ul style="list-style-type: none"> 変異株陽性者の年齢構成と陽性者全体の年齢構成が相関することから、<u>第4波の急激な増加は変異株による影響が大きい</u>と考える。 これまで相対的に少なかった<u>10代の陽性者</u>が増えていることは、家庭や学校における<u>変異株の感染力の強さの可能性</u>がある。 変異株のスクリーニングは全体の10%程度であるが、この結果からは<u>大阪ではすでに変異株に置き換わっている</u>と考えられる。 <p>【病床のひつ迫について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>第4波では、重症病床は60床をすでに使用している状態</u>（第3波では20床）から再増加が始まったことで、<u>早期の病床ひつ迫につながった</u>。 <u>変異株の重症化率が現時点高い可能性</u>があり、<u>重症者急激な増加の一因</u>となっている可能性がある。 第3波では重症者のうち60歳以上が83%であったが、第4波では75%になっている。現場でも60歳以下の重症者が増加した印象である。 <p>【今後の対応について】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変異株のまん延は大阪、関西に限局したことではなく、これから全国に広がって行くであろう。そのため、大阪府の対策が全国の試金石になる。 <u>変異株の感染力、重症化率、若年成人の重症化率など、判明しているデータを迅速に解析し、府民に正しい情報を伝えることが、行動変容につながると</u>考える。 <ul style="list-style-type: none"> 変異株に対するスクリーニングの数を増やし、解析のスピードを上げ、実態を把握する必要がある。 上記で得られたデータを基に科学的疫学解析を行い、変異株の感染力、重症化率を日本人のデータで分析を行い、実態を明らかにすべき。 第3波では陽性者のピークが来てから20日間病床は減らなかつたため、<u>これからピークを迎えたとしても今後1か月は病床の積み増しが必要</u>。 <u>変異株に対する隔離・退院措置が病床ひつ迫の一因</u>となってくるため、厚生労働省の検討が間に合わない場合には、大阪府として有事対応すべき。ただし、<u>退院基準に関しては発症後10日より長めが望ましい可能性</u>がある（感染研の解析待ち）。 まん延防止等重点措置による徹底した感染対策の実施とともに、<u>状況によっては対象地域の拡大、緊急事態宣言も視野に状況を注視すべき</u>。 今後幅広い年齢層への感染拡大を防ぐために、<u>リスクのある人、高齢者に対する不要不急の外出の自粛を求め、施設の検査を拡充すべき</u>。 <p>若年世代への学校や職場を介しての情報伝達に加え、社会的に効果的なリスクコミュニケーションの工夫が必要。</p>

専門家	意見
掛屋副座長	<p><u>直近 2 週間の患者急増により今後、医療現場が逼迫することが予測される。重症病床利用率が急増してきており、医療体制の緊急事態と考える。また近日中にステージ IV の基準に達することが推察される。患者急増の状態からは、現在準備している病床だけでは十分でない可能性もあり、さらなる病床を準備する必要である。一方で、府民には現状や医療現場の切迫状況が伝わっていない可能性を危惧する。行政からの強いメッセージを発していただきたい。</u> 大阪市内での患者が急増しているが、<u>大阪市外でも患者増加が明らかであり、大阪市外への対策強化も必要と考える。</u></p> <p>今回の患者急増には、変異株の影響が推察される。30 代以下に陽性者が多いこと、さらに若年者に変異株の割合が増えてきていることからも、<u>若年者の行動を律するため、データを提示して強いメッセージを発していただきたい。</u> 特に大学や企業など対しては、入学や新学期、入社行事等に関する人の集まりから、感染伝播が広がらないように再度の協力依頼が必要である。また、<u>変異株の検査数は増えてきているが、実態把握のためにさらなる検査体制の充実を期待する。</u></p> <p>従来までの報告では、飲食店関連で患者増加があった後に、病院や高齢者・障害者施設でクラスターが起り、家庭内感染も増加することが知られている。病院や施設でもさらなる感染対策の充実をはかるために、<u>行政からの再度の注意喚起・指導、個人防護具の充実をお願いしたい。</u></p>
佐々木委員	<p><u>直近 2 週間の新規感染者数の急増、特に、医療逼迫の最大の指標といえる重症病床の使用率の急増は、大変危険な兆候で、このままの状況が続ければ、感染の蔓延、および医療の逼迫は必発である。多方面からの強力な感染の抑え込み策と、病床の確保は急務で、一刻の猶予もできない事態である。大阪府全域に、行政からの指導や制限が強化された（大阪市では 4 月 5 日からまん延防止等重点措置が適用）ところであるが、現時点では、指導や制限強化後の日が浅いこともあり、その効果はまだ見えてきていない。さらなる感染拡大の兆候を見逃さないよう、次の強化策（緊急事態宣言の要請）を念頭に置いた厳重な状況監視が必要である。</u></p> <p>同時に、<u>実際の運用病床数を、少なくとも前回のフェーズ-4-2 で定めた確保病床数まで早急に拡大すると共に、更なる増床確保を要請する必要がある時期に</u>来ている。医療の逼迫が迫り来る現状において、大部分の医療機関が何らかの形でコロナに対する役割を担うべきであると考えるが、有する設備や人員等、対応能力には医療機関間に差があるので、能力に応じて、<u>重症、中等症、軽症（併存病変あり、あるいは ADL 不良）、コロナ治療後のリハビリや体力回復、外来での PCR 検査、等、担当すべき役割を明確にし、安全で効率の良い病床確保を図るべきである。</u></p> <p>同時に、<u>変異株検査体制の充実が急務である。大学などのゲノム解析検査の拡充や、現在 PCR を行っている施設に対して、変異株のスクリーニング検査ができるように、試薬の提供などの積極的な援助により、変異株の検査能力を早急に高める必要がある。変異株患者の退院基準（PCR 検査で 2 回陰性が必要）など、その根拠があいまいであり、無駄に入院期間を延長させ、さらに病床の逼迫を招く可能性がある。変異株検査体制を充実させ、多くの症例で解析を行った上で、エビデンスに基づいた対応をすべきである。</u></p>

専門家	意見
茂松委員	<p>○感染状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の第4波における新規陽性者や重症者等の増加ペースは、これまでの第1～3波と異なる速度で急拡大している。新規陽性者については、2週間で、第2波で約2.7倍、第3波で約2.1～2.3倍のペースで増加していたが、第4波はそれを上回るスピードであり、これまでとは異なる感染状況の局面に入ったと考える。今後は感染者数の増加に遅れる形で、重症者が急激に増加する可能性を危惧している。 ・感染者のうち、居酒屋や飲食店での滞在割合が3月末から突出していることからも、緊急事態宣言解除による行動範囲の多様化が影響していると思われる。第4波後半（3/15～4/5）では、感染者割合の半数が30代以下となっているが、変異株陽性者の約6割弱が30代以下であることを踏まえると、若年層の行動範囲を中心に、変異株の市中感染が拡がっていることも考えられる。そのため、現在実施しているスクリーニング検査（変異株）の対応容量を増加させるとともに、無症状者等に対しても積極的な検査を行うことが重要である。 <p>○医療提供体制の逼迫状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症病床の受入病院が限られる中、重症者数の増加により、各病院の負担は急激に増加している。第3波（12月中旬）において、新型コロナ患者受入病院を中心に、予定手術の延期や一般外来の閉鎖対応を行った地域があった。現時点（4/6午後）では、救急等を閉鎖・縮小したとの連絡は入っていないが、このペースで患者数（重症者）が増加すれば、第1～3波時よりも一般外来の縮小等を行う病院が増え、地域医療に大きく影響することが予想される。 <p>○今後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域における救急の役割分担についても、さらに明確にしてはどうか。 ・4/5付で、緊急事態宣言に準じる措置を取る「まん延防止等重点措置」が適用されたものの、重症病床運用率が8割を超えていたことから、昨年12月と同様、『医療非常事態宣言』を発令することに賛同する。 ・新規陽性者や変異株陽性者のうち、30代以下の割合が半数以上を占めている。感染者のうち、特に20代以下の割合が高いことからも、若年層を対象に、変異株の感染事例増加や、感染時の重症化等を啓発してはどうか。また、飲食店等への滞在時間縮小についても啓発してはどうか。

専門家	意見
白野委員	<p>◎重症者の急増について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>第3波までと比べて、全体の新規感染者数が増え始めてから重症者数が増えるまでの期間が短い。</u> ・<u>比較的若年（40-50代）の重症者も増えている。</u> ・<u>重症化までのスピードが速くなっている。</u> ・<u>小児例も増えている。</u> <p>上記については、もう少しデータを精査する必要があるが、<u>変異株により感染性、病原性ともに高まっている可能性が考えられる。</u></p> <p>現時点では、高齢者施設等でのクラスターは第3波に比べると少なく、比較的若年層の重症者が多いため、集中治療室から早期に退出したり、人工呼吸管理を回避できたりするケースもある。</p> <p>しかしながら<u>ひとたび高齢者施設等でのクラスターが多発し始めると、重症者数は今以上のスピードで増加し、しかも集中治療室からなかなか退出できないため、重症病床はすぐに埋まる</u>と予想される。</p> <p>◎医療現場としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症病床は空床のまま待機していたわけではなく、いったん他の救急患者を受け入れていたり、他の重症患者の待機手術を予定していたりする。 ・<u>ワクチン接種にマンパワーが割かれている。2回目接種にさしかかっている施設も多く、発熱などの副反応で休まざるを得ない職員も多い。</u> ・異動、新採用に伴い、慣れない職員も多い。 <p>などの理由で、<u>急に重症病床を増やすのは困難である。無理をすると院内感染からクラスターが発生するなどして、かえって機能が低下する可能性もある。</u></p> <p>以上のような状況で、非常に危機感を抱いている。</p> <p><u>まん延防止等重点措置が効果不十分と判断された場合、朝令暮改となる批判を恐れず、速やかに緊急事態宣言を発出するなど対応をお願いしたい。</u></p>

専門家	意見
倭委員	<p>7日間新規陽性者の推移を見ると第4波は、直近1週間で約4.3倍増加し、これまでの波を大きく上回る速度で感染が急拡大している。特に30代以下の割合が急増している。<u>3月下旬から4月上旬の卒業式、歓送迎会などのイベントの時期と重なったこと、N501Y変異株の影響があると考えられる。</u>感染経路不明の割合も増加している。現状でも60代以上の人ロ10万人あたり新規陽性者数は市内外ともに増加しており、急増している30代以下の若者から今後さらに高齢者層に感染が拡大することにより、<u>現状以上に多数の重症者が発生し医療提供体制が極度にひっ迫する恐れが極めて強い</u>。また、50歳代以下の重症者の発生もこれまでより多いこともあり、<u>重症224床の確保病床数を超えて重症患者が発生する可能性が高い</u>。府民に対して引き続きこれまでにお願いしている感染対策の徹底、不要不急の外出自粛要請、特に高齢者や基礎疾患のある方への注意喚起の徹底が求められる。新年度にあたり、教育現場における感染対策の徹底も求められる。</p> <p>現在、急激な重症者数の増加により、フェーズ移行に伴う病床をコロナ用に再度戻す医療提供体制の確保が整う前に、重症病床使用率が8日間で40.2%から66.5%（4/6）に急上昇した。<u>重症者数約80名増加に要した日数は第三波35日、第四波15日、約60名増加に要した日数は第三波1か月、第四波13日と短くなっています、変異株の影響が懸念される</u>。これまで変異株陽性者は重症化の割合が高いことが英国から報告されている。我が国におけるまとまったデータはまだなく、現時点では母数の少なさ等からこれまでの従来株との比較は困難であるが、大阪府において重症化率は高い傾向にあり、診断から重症化までの日数が、第三波8日間から、第四波7日間（変異株陽性者6日）と<u>重症化が速まるなど、変異株の影響が考えられる</u>。<u>とにかく早く診断して、より早期に治療介入を行うことが極めて重要である</u>。</p> <p><u>あまりに感染拡大のスピードが速いため、府民はもとより現場の医療者もその速度また医療体制のひっ迫状況に対する認識、対応が追いついていないかと思われる。医療機関に対しては一刻も早く、まずは重症224床確保に尽力すべきである。感染拡大は大阪市内、市外ともに見られており、まん延防止等重点措置の適用範囲として大阪市だけではなく大阪府全域に広げることを強くお願いしたい。</u>重症病床使用率も最大確保数の224床に対しても70%を超えることが確実になり、大阪モデルの赤信号点灯により医療非常事態宣言を直ちに行い、<u>府民、医療者に対して医療体制のひっ迫の厳しい現状をご理解いただくことが早急に求められる</u>。</p> <p>さらに、現在の感染者はまん延防止重点措置による感染対策強化が出される前のものであり、効果が現れるまでに2週間はかかることから、<u>さらなる医療体制のひっ迫が進行し、重症224床の早急な体制確保だけでは重症ベッドが不足する可能性が極めて高い</u>。<u>現状でも中等症までご担当のご施設において、そのまま重症患者の診療を継続していただいている、さらなる特に重症病床の確保に向け各医療機関に強く要請するとともに、医療体制として、待機できる手術の延期や救急医療の病院間の振り分けについて大阪府として早急に方針を示す必要があると考えられる</u>。重症患者ご担当の医療機関に対してさらなる病床確保を依頼し、重症コロナ治療を最重視として、そこにマンパワーを最大限に投入するために、3次救急は別の代替医療機関では厳しいため、<u>2次救急を民間医療機関を中心にお願いし、それでも重症コロナ治療用のベッドが不足する可能性が今回の波においては特に高いため、中等症対応の医療機関において今以上に重症患者をご担当していただき、サポート体制を充実させるなどの体制構築が早急に求められる</u>。このように新規感染者数が過去最大となり、医療体制の厳しいひっ迫状況が今後も続くことが予想されるため、まん延防止等重点措置の効果を待ってからでは手遅れになる可能性が高く、<u>大阪市のみならず大阪府全域への範囲拡大、ならびに、隣の兵庫県も厳しい状況にあることも併せて考えると、緊急事態宣言発出の要請を視野に入れていただきたい</u>。</p>

宿泊療養施設の確保について

資料1-8

新型コロナウイルス感染症の感染者数の状況に応じ、軽症者等が療養する宿泊施設を確保する。

契約施設の状況

月日	状況	施設数計	部屋数
現在(4月7日)	稼働施設	8施設	2,186室

確保に向けた取組み

○宿泊施設の公募実施中

<対象施設>

100室以上で1棟貸し可能な府内宿泊施設

<受付期間>

令和3年4月6日(火)から4月9日(金)



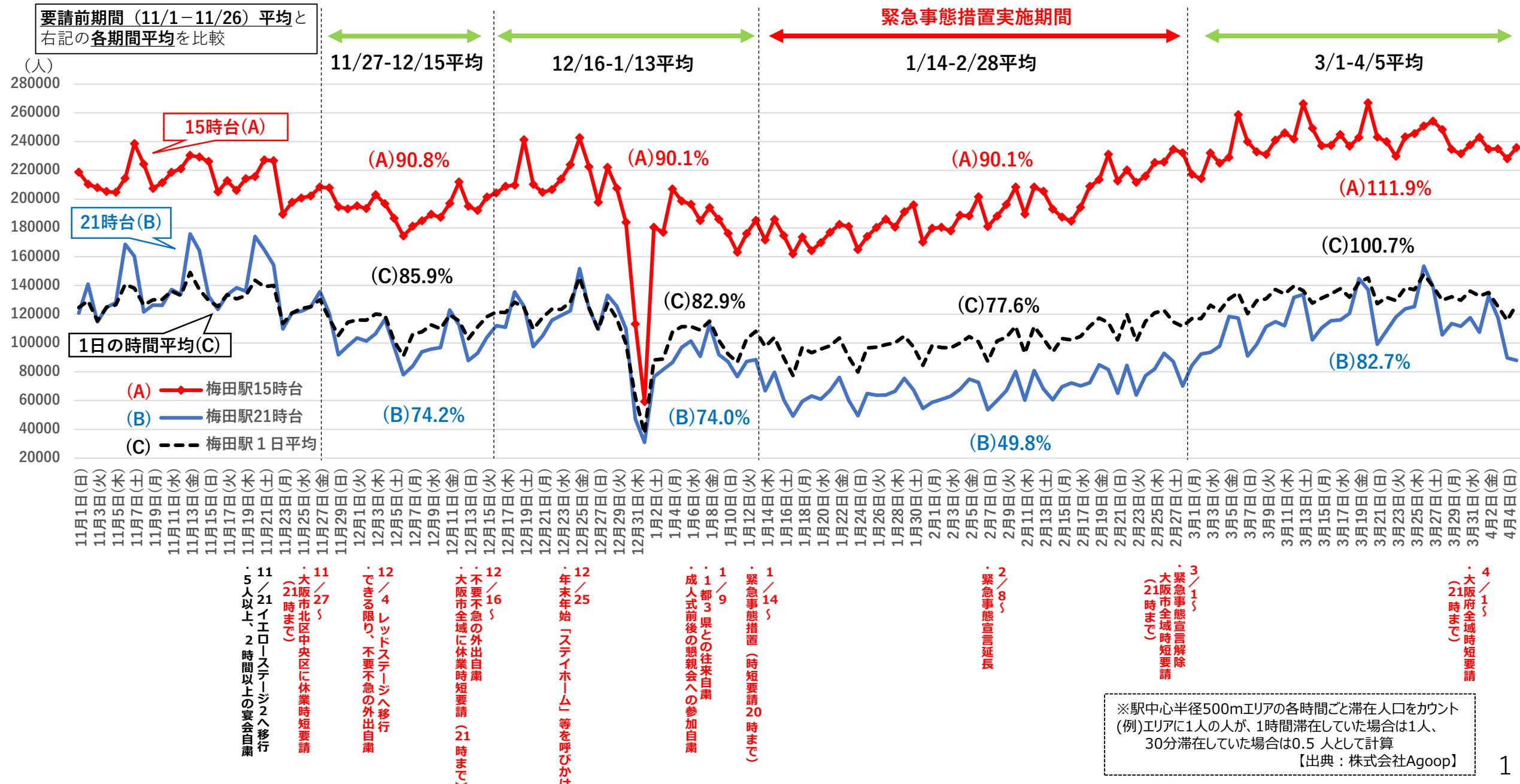
<選定>

受け入れの迅速性、客室数、医療的観点を踏まえ選定

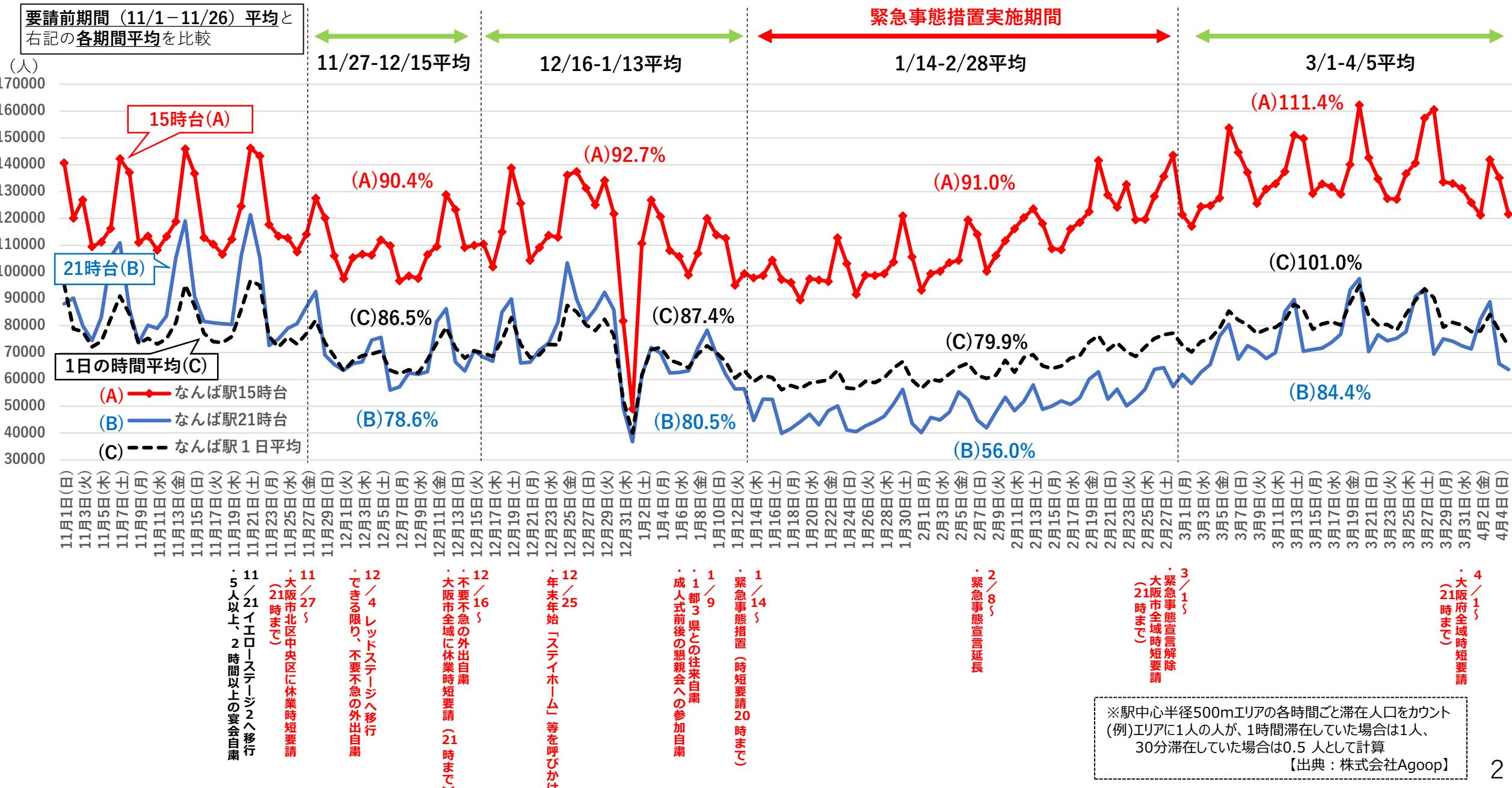
早期開設に向け、各施設との受入体制の調整を進める

【時間帯別】滞在人口の推移（梅田駅15時台・21時台）

資料 I-9



(時間帯別)滞在人口の推移 (なんば駅15時台・21時台)



○まん延防止等重点措置にかかる営業時間短縮要請への対応状況（大阪市内）

▶飲食店等の夜間の見回り（4/5分）

特措法第31条の6第1項に基づく要請〔法的措置あり〕

エリア	対応状況
大阪市内全域	98% (1,688/1,718店舗)

→ ※未対応店舗については、改めて法的措置につながる
事実確認と要請を行う



【大阪市北区】梅田駅周辺



【大阪市中央区】難波駅周辺

○営業時間短縮要請への対応状況（大阪市外）

▶繁華街などの飲食店等の夜間見回り（4/1～5）

特措法第24条第9項に基づく要請

エリア	対応状況
15市町	94% (1,071/1,140店舗)

→ ※未対応店舗については、改めて事実確認と要請を行う

【概要】

- 訪問店舗数 137店中、協力いただけなかった店舗は4店
- 「アクリル板の設置」は5割強、「CO2センサーの設置」は3割弱、「消毒液の設置」は9割強
- 「マスク会食の呼びかけ」は、聞き取りによると9割弱の店舗では呼びかけがされているとのことだが、改めて卓上POPの設置などを働きかけ

【見回り状況】

見回り店舗数 217店 (北区梅田1及び中央区北浜周辺) 見回り時間 4/5 17:20~20:00

訪問店舗数 137店 (調査店舗数 133店)									不在等 80店		
ステッカー導入	QRコードの導入	アクリル板の設置 (座席間隔の確保)			消毒液の設置	換気の徹底		マスク会食の徹底	協力いただけなかった	不在票投函	その他 (対象外等)
		アクリル板又は座席間隔の確保	うちアクリル板の設置	うち座席間隔の確保		定期的な換気	CO2センサーの設置				
目視	目視		目視	聞き取り	目視・聞き取り	聞き取り	目視	聞き取り			
131	97	106	71	61	126	122	36	115			
98.5%	72.9%	79.7%	53.4%	45.9%	94.7%	91.7%	27.1%	86.5%	4	33	47

※割合は、調査店舗数を母数としている

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容

資料 2 - 1

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 4月5日～5月5日
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ

- 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底（特措法第31条の6第2項）
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること（特措法第31条の6第2項）
- 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと
(特措法第24条第9項、第31条の6第2項)
- 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること（特措法第24条第9項）
- **大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること ※【4月8日から要請】**
(特措法第24条第9項)
- **大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること** (特措法第24条第9項)

※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない

※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない

●イベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく）※府主催（共催）のイベントを含む

- 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応
- イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提）

期間	収容率		人数上限
4月5日～5月5日	<u>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うこと可とする。

●施設について（大阪市内）※府有施設を含む

期間	4月5日～5月5日	
対象施設	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	
実施内容	<u>（特措法第31条の6第1項に基づくもの）</u> <input type="radio"/> 営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時00分 <input type="radio"/> 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 （退場を含む） <input type="radio"/> アクリル板の設置等 <input type="radio"/> 上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 （従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、 手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気） <u>（特措法第24条第9項に基づくもの）</u> <input type="radio"/> CO2センサーの設置 <input type="radio"/> 業種別ガイドラインの遵守を徹底 <input type="radio"/> カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）	
要請内容		

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

【協力依頼（大阪市内）】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需 物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需 サービスを除く）	・入場者の整理誘導等を行うこと。

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

●施設について（大阪市外）※府有施設を含む

期間	4月5日～5月5日
対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
実施内容	<p><u>（特措法第24条第9項に基づく）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～21時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

【協力依頼（大阪市外）】※要請期間 4月9日～5月5日

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分
集会場又は公会堂、展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。
博物館、美術館又は図書館	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等を行うこと。
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需物資を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需サービスを除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・入場者の整理誘導等を行うこと。

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと（特措法第24条第9項に基づく）

<経済界>へのお願い

- 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
- 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会を控えるよう求めること
- 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをより推進すること
出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること

<大学等>へのお願い

- 学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めること
- 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること
- 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること
- 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること
- 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること
- 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人ととの間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

まん延防止等重点措置を実施すべき区域における要請内容 新旧対照表

資料 2-2

旧（4月5日～5月5日）	新（4月5日～5月5日）
① 区域 大阪府全域	① (略)
② 要請期間 4月5日～5月5日	② (略)
③ 実施内容	③ 実施内容
<p>●府民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底 (特措法第31条の6第2項) ○ 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること (特措法第31条の6第2項) ○ 営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないこと (特措法第24条第9項、第31条の6第2項) ○ 歓送迎会、宴会を伴う花見は控えること (特措法第24条第9項) ○ 大阪市内における不要不急の外出・移動は自粛すること (特措法第24条第9項) ○ 大阪府外への不要不急の外出・移動は自粛すること (特措法第24条第9項) 	<p>●府民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ 大阪府域全域における不要不急の外出・移動は自粛すること ※【4月8日から要請】 (特措法第24条第9項) ○ (略)
※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りでない	
※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない	

旧（4月5日～5月5日）	新（4月5日～5月5日）
<p>●イベントの開催について（特措法第24条第9項に基づく） ※府主催（共催）のイベントを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 主催者に対し、業種別ガイドラインの遵守を徹底とともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請 ➤ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談すること ➤ 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応 ➤ イベント開催の要件は以下のとおり（適切な感染防止策が講じられることが前提） 	(略)

旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

期間	収容率		人数上限
4月5日 ～5月5日	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※2）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人以下
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※1）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

(略)

※1:異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※2:「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うこと可とする。

旧（4月5日～5月5日）		新（4月5日～5月5日）
●施設について（大阪市内）※府有施設を含む		（略）
期間	4月5日～5月5日	
対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>	
実施内容	<p>（特措法第31条の6第1項に基づくもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～20時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～19時00分まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) <p>（特措法第24条第9項に基づくもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○C O 2 センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店） 	
<p>※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。</p> <p>➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）</p>		

旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

【協力依頼（大阪市内）】

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～20時） ただし、酒類の提供は11時～19時 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需サービスを除く）	

(略)

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
 ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

●施設について（大阪市外）※府有施設を含む

期間	4月5日～5月5日
対象施設	<p>【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テークアウトサービスを除く） 【遊興施設※】 バー、カラオケボックス等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗</p>
実施内容	<p>(特措法第24条第9項に基づく)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○営業時間短縮（5時～21時）を要請。ただし、酒類の提供は11時～20時30分まで ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止 (退場を含む) ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5第1項各号に規定される措置 (従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消毒、施設の換気) ○CO₂センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底 ○カラオケ設備の利用自粛（飲食を主とする店舗で、カラオケ設備がある店）

(略)

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。
ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請の対象外。

➤ 催物の開催制限に係る施設は、イベントの開催要件を守ること。（協力依頼）

旧（4月5日～5月5日）

新（4月5日～5月5日）

【協力依頼（大阪市外）】※要請期間 4月9日～5月5日

対象施設	協力依頼内容
運動施設、遊技場	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ・催物の開催制限に係る施設は、 イベントの開催要件を守ること。 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
劇場、観覧場、映画館又は演芸場	
集会場又は公会堂、展示場	
博物館、美術館又は図書館	
ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	
遊興施設※	以下の内容について、協力を依頼 ・営業時間短縮（5時～21時） ただし、酒類の提供は11時～20時30分 ・入場者の整理誘導等を行うこと。
物品販売業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需物資を除く）	
サービス業を営む店舗（1,000m ² 超）（生活必需サービスを除く）	

※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗は、特措法に基づく要請の対象。

ネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は要請・協力依頼の対象外。

旧（4月5日～5月5日）	新（4月5日～5月5日）
<p>●上記要請を踏まえ、各団体等に特にお願いしたいこと (特措法第24条第9項に基づく)</p> <p><経済界へのお願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求める こと ○ 従業員等に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食 店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○ 従業員等に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見、研修時の懇親会 を控えるよう求めること ○ 「出勤者数の7割削減」をめざすことも含め、テレワークをよ り推進すること 出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、 自転車通勤などの取り組みを推進すること 	(略)

旧（4月5日～5月5日）	新（4月5日～5月5日）
<p><大学等へのお願い></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、4人以下のマスク会食の徹底を求めるこ ○ 学生に対し、営業時間短縮を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○ 学生に対し、歓送迎会、宴会を伴う花見を控えるよう求めること ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策などについて、学生等に注意喚起を徹底すること ○ 年度当初に行われる行事（入学式等）は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること 	<p>(略)</p>